

和歌山市人権施策推進行動計画

[2024年(令和6年)度～2026年(令和8年)度]

誰もが安心して住み続けられる
持続可能なまち 和歌山市

2024年(令和6年)3月

和歌山市

はじめに

近年、スマートフォン、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の普及に伴い、インターネット上での人権侵犯といった問題が発生するなど、社会を取り巻く情勢や環境は急速に変化しており、人権に関わる問題が複雑・多様化しています。ここ数年の新型コロナウイルス禍の際には、感染者やその家族、医療従事者等が不当な取り扱いを受けることがあったのは記憶に新しいところです。また、同和問題（部落差別）をはじめ女性、子ども、障害のある人、高齢者などに対する人権侵害なども依然として存在しています。



このような状況を解消するため、2017年（平成29年）3月に制定した「第5次和歌山市長期総合計画」の目標としている「誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち」の実現と、2018年（平成30年）2月に改定した「和歌山市人権施策推進指針」の基本理念である、「市民一人ひとりに人権意識が根つき、人権が尊重される社会の実現」に向け、またさらなる教育・啓発の充実及び相談・支援の充実を図ることを目的として、「和歌山市人権施策推進行動計画」を改定しました。

今回の行動計画には、改正障害者差別解消法の施行により、事業者に対する合理的配慮の提供が義務化されたことについての周知啓発、LGBT理解増進法施行による研修支援や啓発活動、また保護者の育児負担を軽減する子育て短期支援事業などを追加しました。2024年（令和6年）から、この改定された行動計画に基づき、さまざまな人権課題に取り組んでいきます。

最後になりましたが、この行動計画の改定にあたり、ご議論をいただきました、和歌山市部落差別をはじめあらゆる差別をなくする審議会の委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました多くの皆様方に厚くお礼申し上げます。

2024年（令和6年）3月

和歌山市長 尾花 正啓

目次

	頁
第1章 基本的な考え方	
1. 基本理念	1
2. 基本的な視点	2
3. 計画の性格	2
4. 計画の体系図	3
第2章 基本的施策の推進	
1. 人権教育・啓発の充実	6
2. 人権相談・支援の充実	9
3. 人権尊重のまちづくり	10
第3章 現状の課題と基本方針	
1. 普遍的課題への取組	
(1) 環境と人権	11
(2) 公権力と人権	12
(3) 市民相互の人権	14
2. 個別課題への取組	
(1) 同和問題（部落差別）	17
(2) 女性の人権	22
(3) 子どもの人権	29
(4) 高齢者の人権	36
(5) 障害のある人の人権	43
(6) 外国人の人権	54
(7) ハンセン病患者の人権	59
(8) 感染症（H I V等）・難病患者等の人権	62
(9) 犯罪被害者及びその家族の人権	65
(10) 刑事手続きに関わりをもった人の人権	68
(11) インターネット上での人権侵害	71
(12) 災害被害者の人権	74
(13) 性的マイノリティの人権	76
(14) 働く人の人権	79
(15) 拉致問題	82
(16) さまざまな人権問題	84
第4章 計画の推進	
1. 計画の位置づけ	91
2. 計画の期間	91
3. 推進体制	92
4. 進行管理	92
資料編	
用語の解説	93
※印の言葉は、P93～P97にキーワードとして解説しています。	

☆行動計画内の表示について

【担当課】

担当課は、2023年（令和5年）4月1日付け組織改正後の課名を記載しています。

【2019年（令和元年）度和歌山市人権問題に関する意識調査】

この調査は、次の方法によるものです。

- 調査の対象者 18歳以上の和歌山市民
- 調査の対象者数 5,000人
- 調査対象者の抽出方法 住民基本台帳より無作為抽出
- 調査票の配布方法 宅配メール便による送付
- 調査票の回収方法 郵送（調査票及び返送用封筒は無記名）
- 調査期間 2019年（令和元年）5月29日から
6月28日まで
- 調査票発送数 5,000人
- 調査票回収数 1,415人（平成25年度実施時は1,778人）
- 回収率 28.3%（平成25年度実施時は35.5%）
- 集計結果についての留意点

- (1) 本文や図表中で比率を表す数値（単位：%）については、小数点第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを記載している。
- (2) 各選択肢の回答者の割合として示している数値は、回答総数に対する比率ではなく、回答者数に対する比率である。従って、複数回答（一人の回答者が複数の選択肢を回答する）形式の設問においては、各選択肢の回答率の合計は、原則として100%を超える。
- (3) 上記（1）の処理がなされているために、単一回答（複数選択肢から1つだけ選んで回答する）形式において、図表中に示された各種選択肢の回答率を合計しても100%にならないことがある。
- (4) 本文グラフ内のNの値は、回答者数を表している。

第1章 基本的な考え方

1. 基本理念

世界人権宣言及び日本国憲法の理念では、すべての人に基本的人権の享有を保障し、法の下に平等であると定めています。

わが国における人権の歴史をみると、同和問題（部落差別）をはじめあらゆる差別や人権侵害の撤廃を求めて地道な努力が行われ、人権の確立を一步ずつ実現してきています。しかし、近年において、いじめや女性への暴力、子どもへの虐待といった問題が顕著になるとともに、スマートフォンや* SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の急速な普及によるインターネット上での人権侵害が多様化しています。

こうした状況の中、本市においても、人権が尊重される社会づくりを目指して、人権に関する各施策を推進してきましたが、今なお、さまざまな人権侵害が発生しています。中でも、わが国固有の差別である同和問題（部落差別）については重大な人権問題として捉え、1994年（平成6年）に「和歌山市部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」を施行し、それに関わる審議会を設置して多くの課題に取り組んできました。

国においては、2016年（平成28年）4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、同年6月3日に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（*ヘイトスピーチ解消法）」、同年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」がそれぞれ施行され、今まで以上にあらゆる人権問題に取り組んでいかなければなりません。

「市民一人ひとりに人権意識が根つき、人権が尊重される社会の実現」を基本理念に掲げ、すべての市民の人権が守られ、現在および将来にわたり、安心して住み続けられる和歌山市を目指して、人権に関する教育・啓発活動や差別解消のための取組をはじめ、さまざまな分野における人権施策を総合的に推進します。

そのために、本市では、この度、人権施策の指針となる理念と実現のための方向を示した「和歌山市人権施策推進指針」にしたがって「和歌山市人権施策推進行動計画〔2024年（令和6年）度～2026年（令和8年）度〕」を改定しました。

今後も人権に関わるさまざまな法律の制定・施行をはじめとする近年の社会状況等を考慮して、定期的に改定していきます。

2. 基本的な視点

和歌山市人権施策推進指針に掲げた基本目標を達成するために、以下の視点で施策を推進します。

(1) 人権意識の高揚

人権が尊重される社会づくりを行うためには、差別や排除によって、人間の尊厳を侵すことのないよう、一人ひとりが人間の尊厳の大切さを認識していくことが重要です。

市民の暮らしのあらゆる場面で人権尊重の視点が取り入れられるよう、日常的に人権感覚の醸成を図り、一人ひとりの人権意識の高揚に取り組んでいきます。

(2) 人権重視の行政

人権が尊重される社会づくりを行うためには、まず、市職員が自らの人権意識を高め、人権感覚をみがき、常に人権尊重を重視して、あらゆる分野の施策を推進していくことが重要です。

また、さまざまな人権行政に関わる制度が硬直化することのないように、市民の目線に立った制度の創設・運用を図っていくとともに、公権力による人権侵害が起こらないように既存の施策や制度を常に点検し見直しを図り、人権尊重の行政として改善していきます。

人権に配慮した適切なサービスを提供していくとともに、市民一人ひとりが人権尊重の意識を定着させていけるよう、人権行政を積極的に推進します。

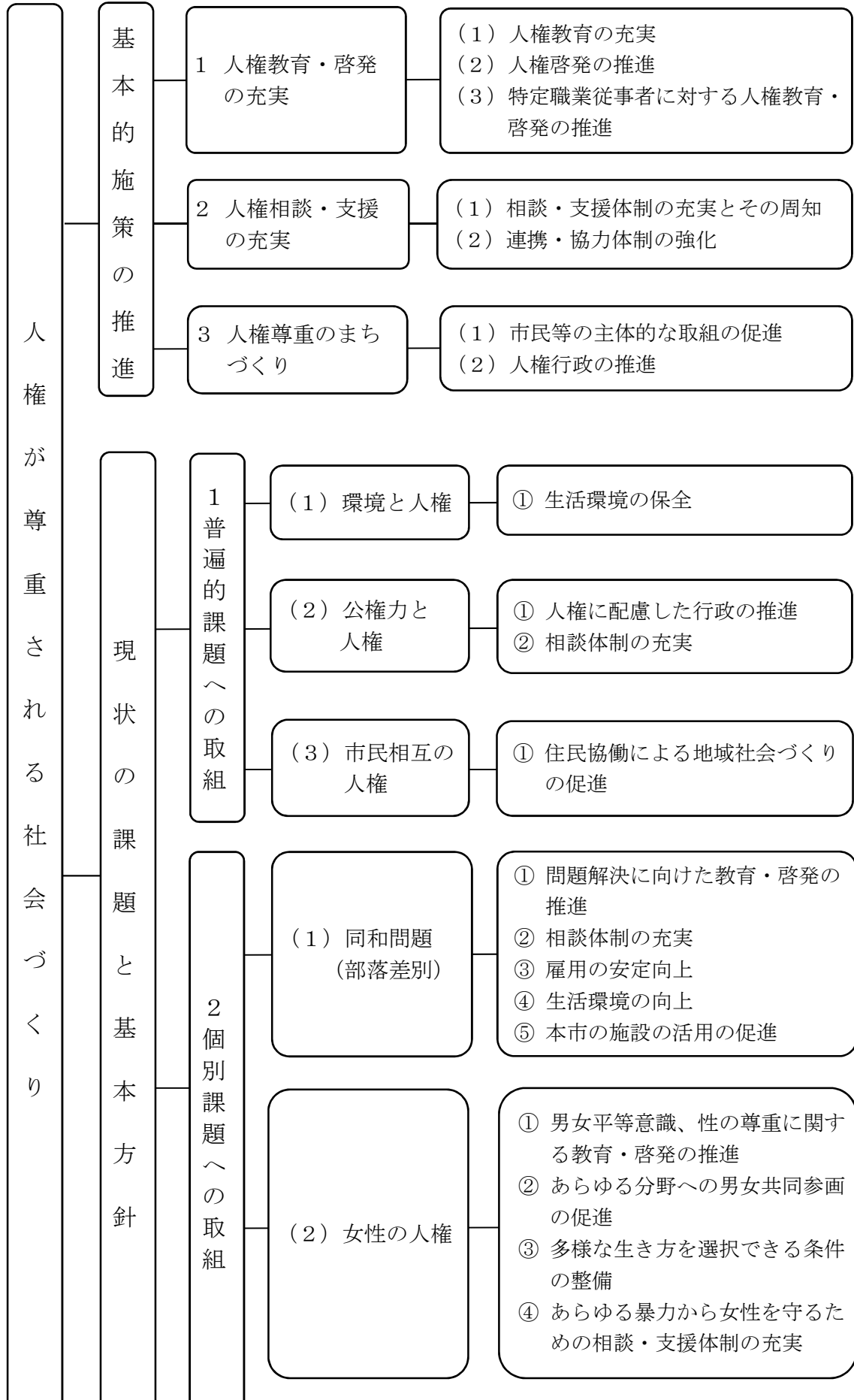
(3) 市民の努力

人権が尊重される社会づくりを行うためには、市民が互いの人権を尊重し支え合うことが重要です。一人ひとりが人権の主体であるとともに、人権問題を自らの問題として捉え、人権尊重社会の担い手となるよう、市民の主体的な取組を促進します。

3. 計画の性格

- ◎ 本市における人権施策展開にあたっての基本的方向を示すとともに、個別の人権課題の方向性を明らかにし、総合的かつ体系的に人権施策を推進するための行動計画となるものです。
- ◎ 国の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や「人権教育・啓発に関する基本計画」の趣旨に積極的に対応するものとします。
- ◎ 本市の「和歌山市人権施策推進指針」の趣旨を尊重し、各種部門に関する計画との整合性を図るものとします。

4. 計画の体系図

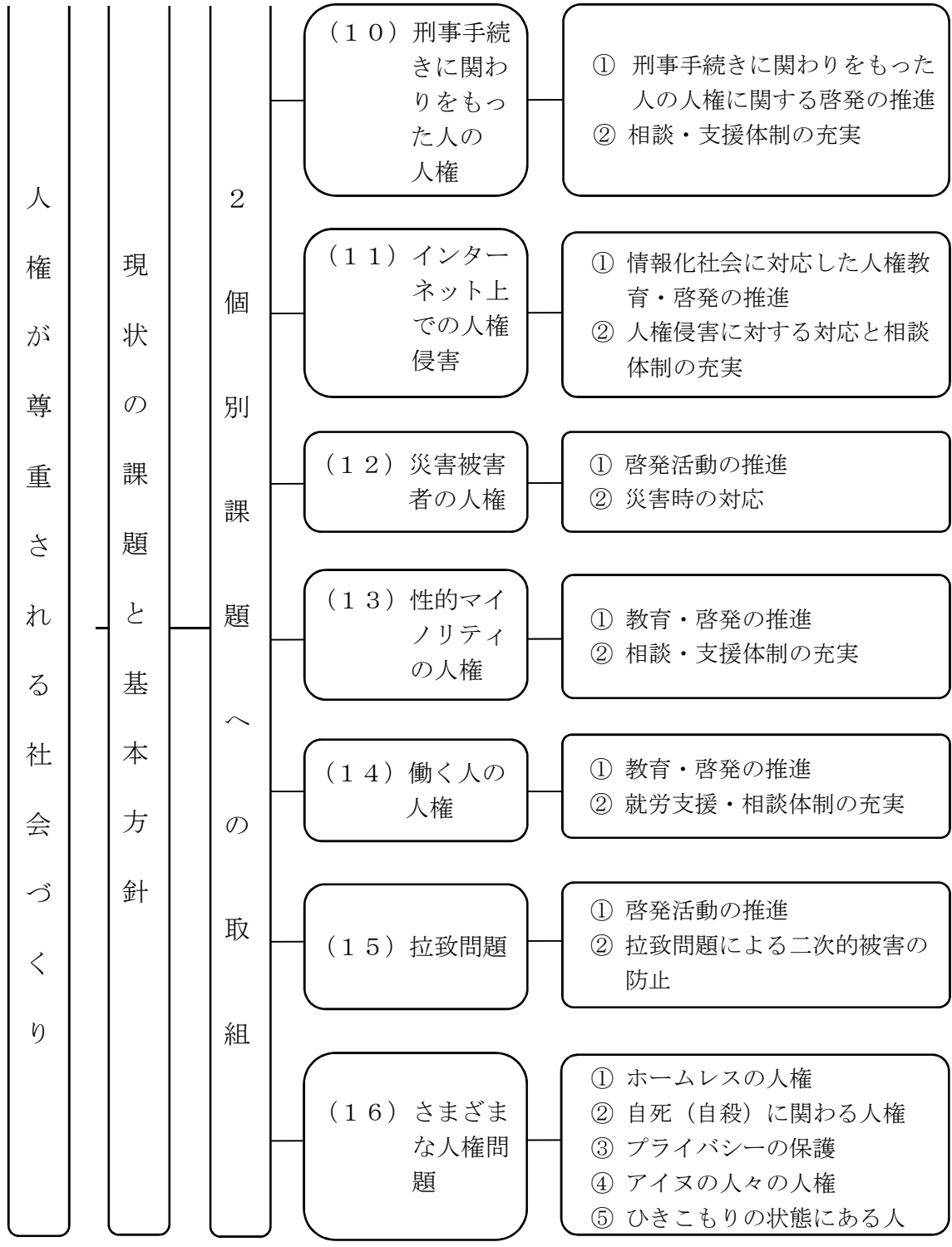


人権が尊重される社会づくり

現状の課題と基本方針

2 個別課題への取組

(3) 子どもの人権	<ul style="list-style-type: none">① 子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進② 子育て支援や児童虐待防止等の推進③ いじめや不登校等に対する取組の推進④ 子どもの健全育成環境の整備
(4) 高齢者の人権	<ul style="list-style-type: none">① 高齢者への理解を深める教育・啓発の推進② 保健福祉サービスの充実③ 高齢者の権利擁護の推進④ 高齢者の健康・生きがい対策の推進⑤ 地域福祉の推進⑥ 高齢者が安心して暮らせる生活環境の整備
(5) 障害のある人の人権	<ul style="list-style-type: none">① 障害のある人への理解を深める教育・啓発の推進② 地域生活への支援の充実③ 自立と社会参加の促進④ 障害のある人の権利擁護の推進⑤ 障害のある人が安心して暮らせる生活環境の整備⑥ 障害を理由とする差別の解消と合理的配慮の提供
(6) 外国人の人権	<ul style="list-style-type: none">① 相互理解のための教育・啓発、交流活動の推進② 外国人が安心して暮らせる生活環境の整備
(7) ハンセン病患者の人権	<ul style="list-style-type: none">① 正しい知識の普及・啓発の推進② 相談・支援体制の充実③ 人権に配慮した保健医療の推進
(8) 感染症(HIV等)・難病患者等の人権	<ul style="list-style-type: none">① 正しい知識の普及・啓発の推進② 相談・支援体制の充実③ 人権に配慮した保健医療の推進
(9) 犯罪被害者及びその家族の人権	<ul style="list-style-type: none">① 犯罪被害者及びその家族の人権に関する啓発の推進② 相談・支援体制の充実



第2章 基本的施策の推進

1. 人権教育・啓発の充実

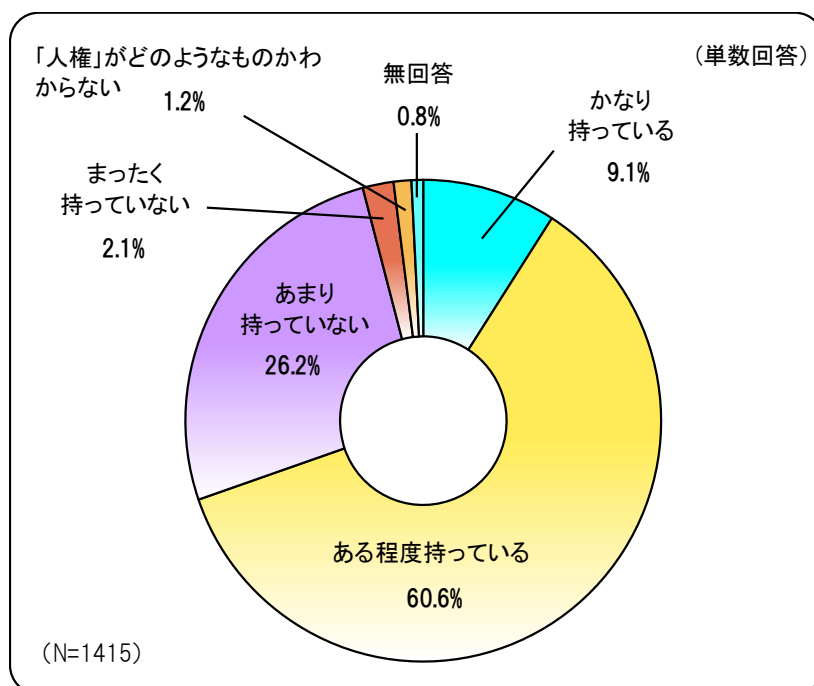
<現状と課題>

本市では、1994年（平成6年）に「和歌山市部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」を制定し、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、「心から人を尊ぶまち和歌山市」を目指し、同和問題（部落差別）やさまざまな差別意識の解消に向けた教育や啓発に積極的に取り組んできました。

2019年（令和元年）度実施した「人権問題に関する意識調査（以下『意識調査』という）」では、「人権」に関心を持っていますか。」という問いに対して、「かなり持っている」や「ある程度持っている」と答えた人の割合が69.7%となっており、人権問題についての理解や認識が市民に定着しつつあるものの、「あまり持っていない」や「まったく持っていない」と答えた人の割合も28.3%となっており、より一層、人権教育・啓発活動が重要です。

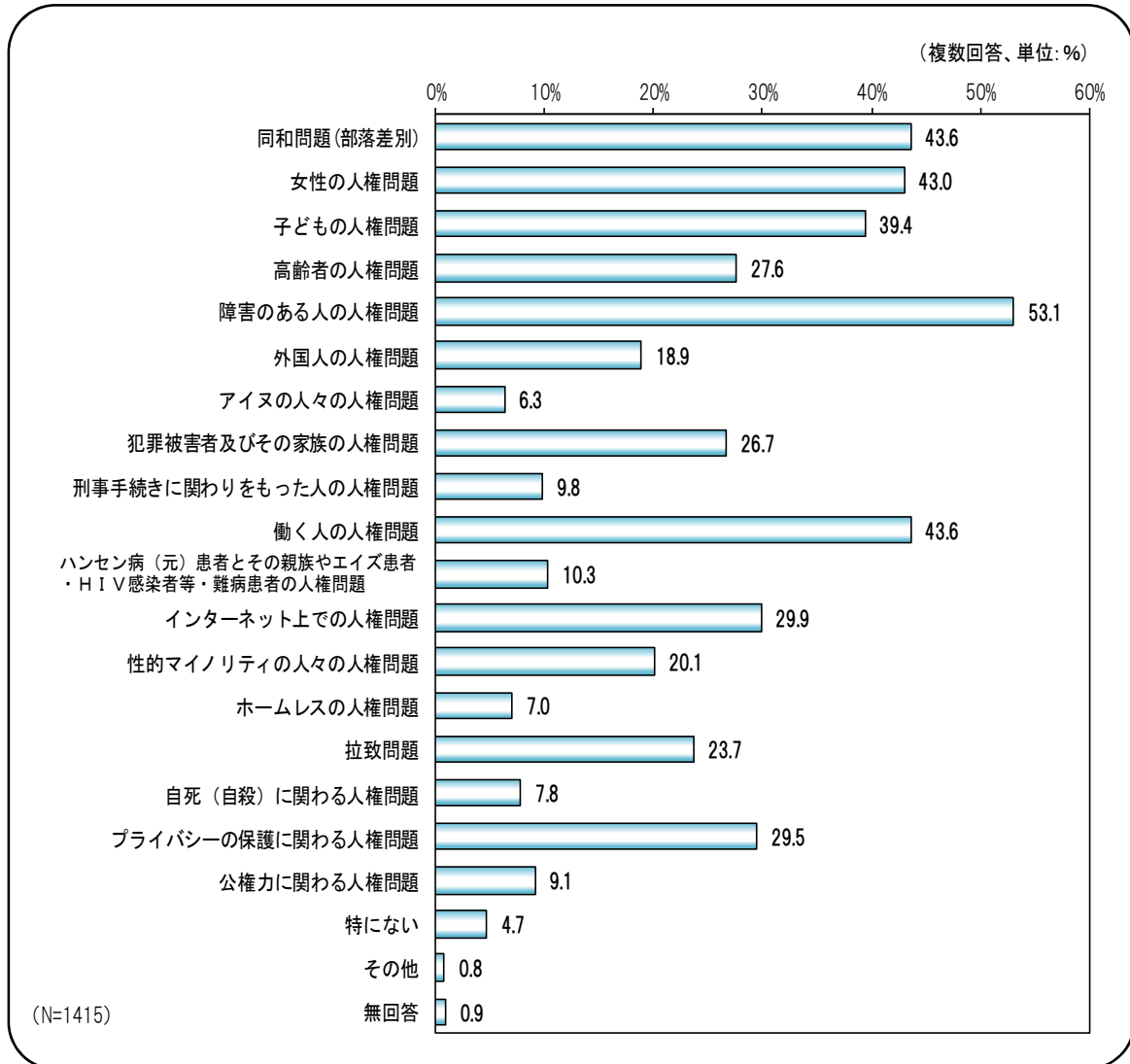
本市でも、講演会や人権講座の開催、また、日常生活の中にある人権課題を題材にした「人権気づきタウン」等の各種パンフレットを作成し、啓発活動を実施しています。2016年（平成28年）に施行された「部落差別解消推進法」で、教育及び啓発を行うよう努めるものと明記されており、今後も、市民一人ひとりが同和問題（部落差別）をはじめとするあらゆる人権問題に関心を持ち、自分の問題として取り組むよう学校、家庭、地域、職場等あらゆる機会を通じて、人権意識を育むための教育・啓発活動をより一層充実していくことが重要です。

【人権についての関心度】



資料:2019年(令和元年)度人権問題に関する意識調査

【関心のある人権問題】



資料:2019年(令和元年)度人権問題に関する意識調査

【施策の基本的方向】

(1) 人権教育の充実

施策名	施策内容	主な担当課
保育所・こども園・学校における人権教育・啓発	幼児期から学校教育の時期は、子どもが人権尊重の精神や社会生活に必要な基礎知識を身につけ、心豊かな人間に成長する重要な時期です。そのため学校教育においては、人権教育の取組の充実が図られるよう、研究事業、学校間での交流を推進するとともに、指導資料を作成し、その活用普及に取り組んでいきます。	保育こども園課 学校支援課
家庭・地域における人権教育・啓発	家庭における教育は、基本的な生活習慣や倫理観を身につける場として重要な役割を担っており、親自身の差別的な意識や言動が人権感覚の形成に大きな影響を与えます。また、地域社会は、人々の生活や活動の拠点であると同時に、交流や助け合いの場となっています。そこに暮らす人々の生き方は互いに影響し合い、子どもたちの人権意識の高揚に大きな影響を与えます。家庭、地域においては、誰もが生涯にわたって、いつでもどこでも自由に学べるように、人権に関する多彩な学習機会を提供し、広く人権問題に対する理解と認識を深める講演会や人権講座を開催します。	人権同和施策課 生涯学習課

(2) 人権啓発の推進

施策名	施策内容	主な担当課
市民・企業における人権教育・啓発	人権尊重の考え方が社会に広く定着するよう広報紙を通して情報提供を行い、さらなる人権意識の高揚を図るため、社会を担っている市民・企業等に、多様かつ効果的な啓発活動や講演を通して人権教育・啓発を推進します。また11月を人権啓発推進月間と定め、街頭啓発を行い、ラジオなどのメディアを活用しながら啓発活動を実施します。	広報広聴課 人権同和施策課 産業政策課 生涯学習課

(3) 特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進

施策名	施策内容	主な担当課
市職員・教職員及び福祉関係者等に対する人権教育・啓発	市職員は、全体の奉仕者として常に人権尊重の視点に立って職務を遂行し、一人ひとりが豊かな人権感覚を身に付け、人権に配慮した職務を実践していけるように研修を充実しなければなりません。また、教職員や福祉関係者に対しても、教育活動や地域社会で、子どもの人格形成に大きく影響を及ぼすことから、自らの職責を自覚し、人権感覚を高めながら、人権教育・啓発を推進します。	人事課 人権同和施策課 指導監査課 高齢者・地域福祉課 保育こども園課 企業総務課 学校支援課 教育研究所

2. 人権相談・支援の充実

<現状と課題>

本市では、人権に関わる相談活動として人権相談窓口を設置し、相談員をおいて相談・支援を進めています。

また、2016年（平成28年）に施行された「部落差別解消推進法」では、相談体制の充実を図るよう努めるものとするが謳われています。人権問題に関わる相談は、生活相談、教育相談、医療相談、福祉相談等を含んでいることから、関係機関との緊密な連携、協力を図り、迅速な対応ができるように、今後ますます相談体制の充実を図っていくことが重要です。

【施策の基本的方向】

(1) 相談・支援体制の充実とその周知

施策名	施策内容	主な担当課
相談・支援体制の充実とその周知	女性・子ども・高齢者・障害のある人・外国人等すべての人がさまざまな人権問題を気軽に相談できるよう、各相談機能の支援体制を拡大します。また、関係機関と連携し、支援体制の充実を図るとともに関係職員・相談員の資質の向上を図ります。	男女共生推進課 人権同和施策課 介護保険課 保健対策課 高齢者・地域福祉課 障害者支援課 こども総合支援センター 国際交流課 学校支援課

(2) 連携・協力体制の強化

施策名	施策内容	主な担当課
連携・協力体制の強化	複雑かつ多様な相談内容に対応していけるよう、国・県・市の関係機関、*NPO等との連携を密にして、協力体制の強化を図ります。	男女共生推進課 人権同和施策課 介護保険課 保健対策課 高齢者・地域福祉課 障害者支援課 こども総合支援センター 国際交流課 学校支援課

3. 人権尊重のまちづくり

<現状と課題>

人権尊重のまちづくりを推進するためには、市民一人ひとりがその責任ある担い手として認識し、主体的に社会のあらゆる分野において取り組むことが必要です。また、人権尊重の理念を実現することは行政の責任であり、行政の担い手である市職員が自らの人権意識を高め、常に人権尊重の視点を重視した行政を推進していくことが求められます。

市民一人ひとりの人権と自由が保障され、すべての市民にとって住みよいまちを実現するためには、市民等の主体的な取組を促進するとともに、人権尊重の視点に立った行政を推進していくことが重要です。

【施策の基本的方向】

(1) 市民等の主体的な取組の促進

施策名	施策内容	主な担当課
すべての人が安心して暮らせる生活環境の整備	誰もが安全に利用しやすい公共施設、公共交通機関、道路・歩道となるよう、*ユニバーサルデザインの考えを取り入れ、事業者や関係機関との協力を図りながら、あらゆる面において障壁をなくす*バリアフリー化を効果的に推進します。	各担当課
市民・*NPO・企業等との連携強化	人々の生活や活動の拠点であると同時に、交流や助け合いの場となっている地域社会の中で市民一人ひとりが、人権尊重の意識を高め、日常生活において実践的な人権感覚を培っていくことが必要です。また、市民・NPO・企業等の自主的な活動との連携を一層強化し、人権に関するさまざまな取組を推進します。	自治振興課 産業政策課

(2) 人権行政の推進

施策名	施策内容	主な担当課
情報の提供と管理	市民一人ひとりが人権と自由を保障され、すべての市民にとって住みよいまちになるよう、さまざまな情報を広報紙やホームページ等を通して提供します。また、個人情報保護という観点から行政機関における個人情報の取扱いについて、行政情報の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するため、情報管理体制を強化し、職員等に対する情報の取扱いについて指導するとともに、本人通知制度により、第三者による戸籍謄本等の不正取得による個人の人権侵害を防止します。	広報広聴課 総務課 デジタル推進課 市民課

第3章 現状の課題と基本方針

1. 普遍的課題への取組

(1) 環境と人権

<現状と課題>

産業の発展に伴い、私たちの生活は豊かで便利になる一方、地球温暖化など地球規模の環境問題や温暖化に伴う異常気象が深刻化しています。かけがえのない地球の環境やお互いの生命や健康を守ることは、私たち自身の人権を守ることに繋がります。自然環境や生活環境を将来にわたって保全するためには、環境問題は重要な人権問題であるという認識を持ち、市民一人ひとりの価値観や生活スタイルの見直しが必要です。

和歌山市の財産である豊かな自然にふれ、自然から学ぶことで、環境保全の重要性を認識し、市民・事業者・行政それぞれが日々の生活や事業活動を行うことによって、将来にわたって良好な自然を感じながら生活できるようなまちづくりを目指すことが必要です。

【具体的な取組】

① 生活環境の保全

事業名	事業内容	担当課
生活環境の保全	大気環境、水環境等の実態把握のため監視を行い、法令に基づく工場、事業所への立入検査により排出基準等の遵守について適切な対応を行います。また、生活排水対策においては、市民への啓発活動を行うなど、住みよい生活環境を保全します。	環境政策課

(2) 公権力と人権

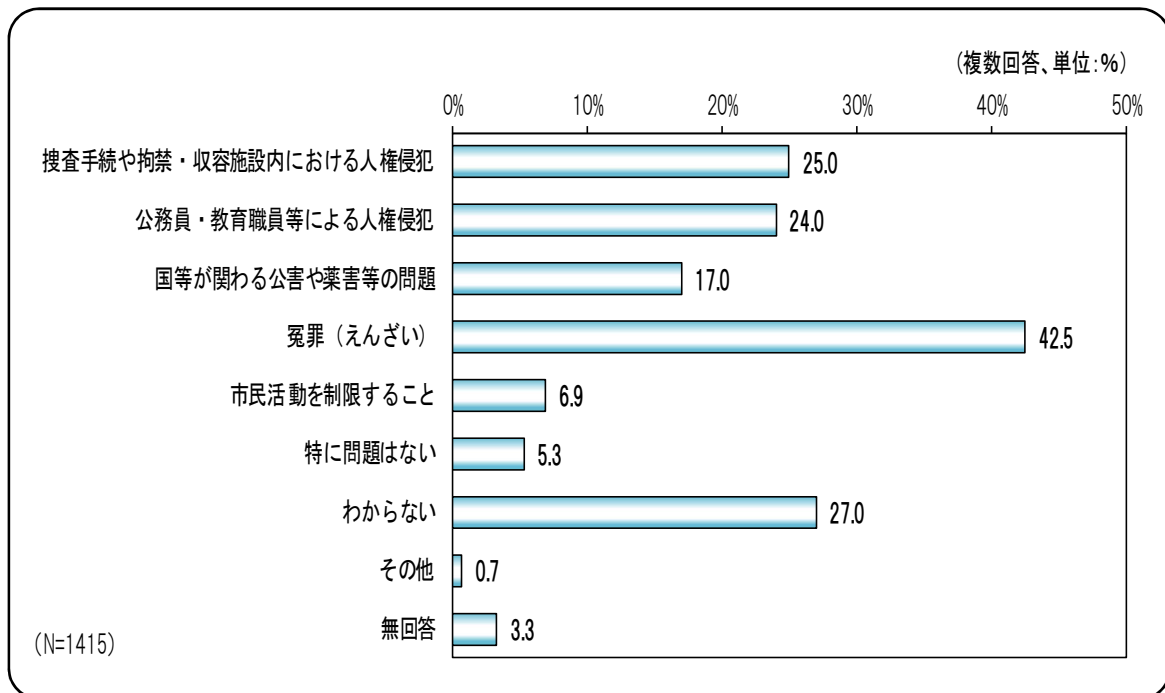
<現状と課題>

封建時代の身分制度に起因する部落差別や不当な隔離政策に見られる*ハンセン病に関わる差別のように、法律や制度など公権力が作り出したと言える人権問題があります。また、捜査手続や拘禁・収容施設内における処遇、さらには冤罪や国等が関わる公害や薬害等の問題など、過去において見過ごされてきたことが、近年の人権意識の高揚や人権尊重の流れの中で、改めて人権侵害として取り上げられるようになってきた問題もあります。

本市の意識調査では、「公権力の行使にあたり、現在、人権上特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。」という問いに対して、「冤罪（えんざい）」が42.5%となっています。さらに「公権力の行使による人権侵害を防ぐためには、人権上特に必要なことはどのようなことだと思いますか。」という問いに対して、「人権の視点に立った制度の点検や見直し」が38.1%、「相談機関・相談窓口や制度の十分な周知」が33.7%という結果になっています。

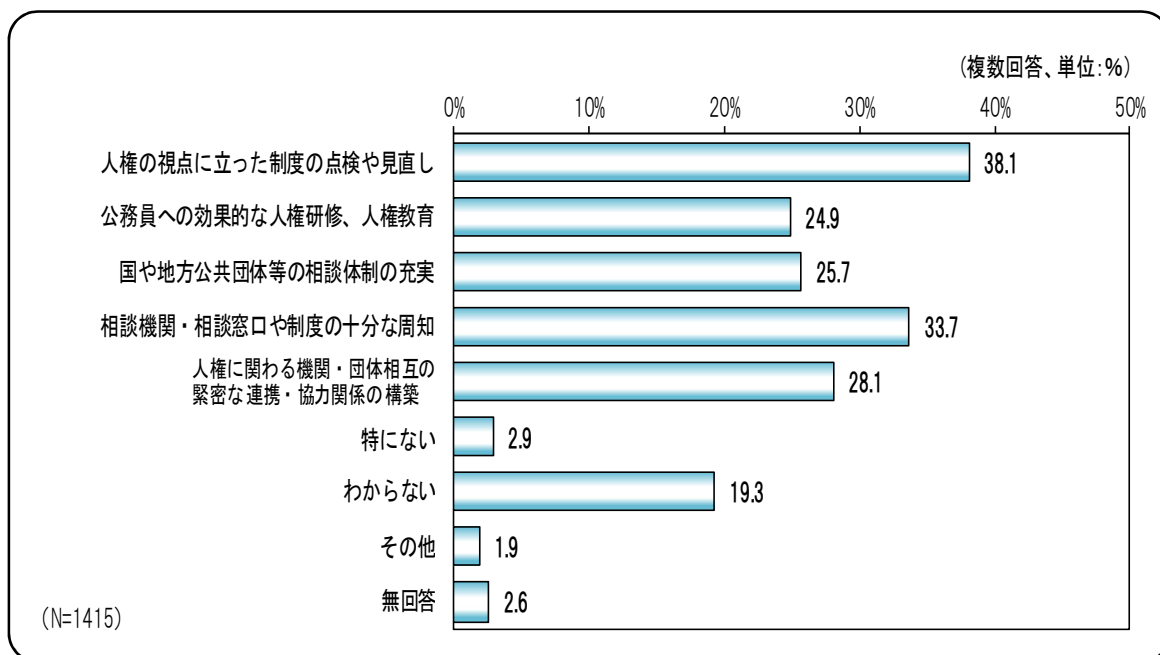
行政上の公権力の行使によって市民の人権が侵害されることのないよう、施策や制度を常に人権尊重の視点で点検し、見直しや改善を図りながら、人権重視の行政を推進していくことが必要です。

【公権力に関する人権上の問題点】



資料：2019年（令和元年）度人権問題に関する意識調査

【公権力の行使による人権侵害を防ぐために必要なこと】



資料：2019年(令和元年)度人権問題に関する意識調査

【具体的な取組】

① 人権に配慮した行政の推進

事業名	事業内容	担当課
市民本位の行政の推進	市の施策や制度を人権尊重の視点で点検し、見直しや改善を図ります。また、行政機関における人権意識の向上を図り、公権力による人権侵害を防止します。	人権同和施策課

② 相談体制の充実

事業名	事業内容	担当課
関係機関との連携	公権力の行使により市民の人権が侵害されることのないよう、法務局等関係機関との連携を一層強化し、人権侵害を防止する取組を推進します。	人権同和施策課

(3)市民相互の人権

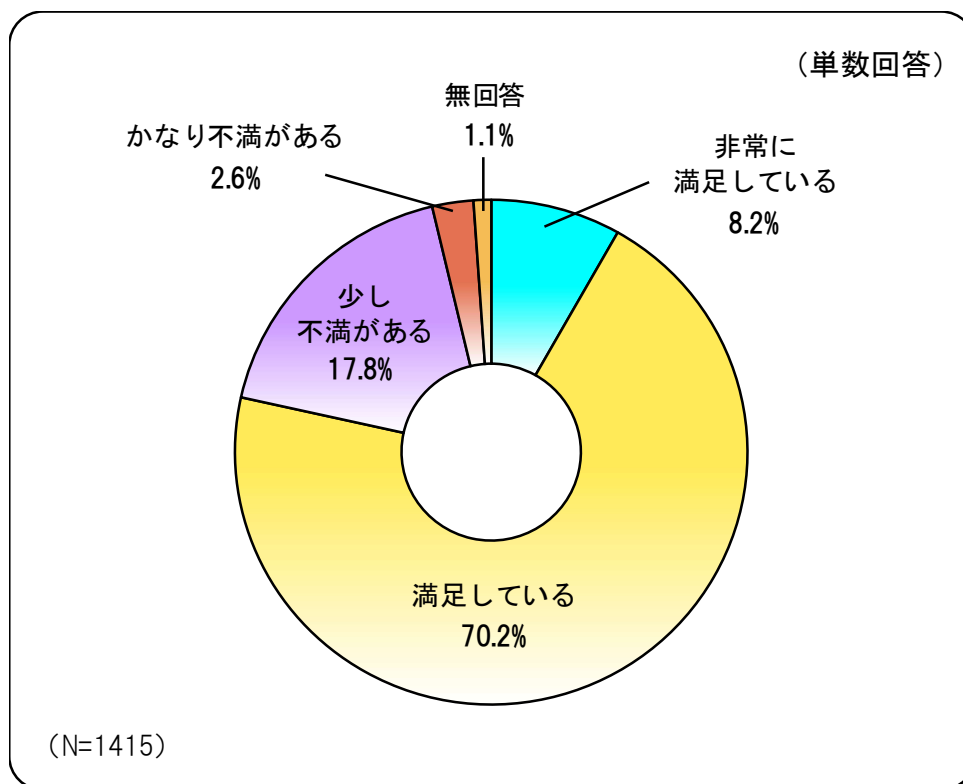
<現状と課題>

市民生活をおくる上で、市民一人ひとりはい互いに対等な関係です。互いに人権を大切にし、人権を尊重し合う習慣が根付いた「人権文化」を構築していくためには、市民相互の人権というものを意識することが重要です。

本市の意識調査では、「現在、あなたは近隣の人たちとの付き合いや人間関係に満足していますか。」という問いに対して、「非常に満足している」が8.2%、「満足している」が70.2%となっています。一方で、「少し不満がある」が17.8%、「かなり不満がある」が2.6%となっています。また、「近隣の人たちとより良い人間関係をつくっていくために、一人ひとりが日ごろから心がけなければならないことは何だと思いますか。」という問いに対して、「道で会えば自分からあいさつをすること」が79.2%となっています。日頃から、あいさつをするということは、より良い人間関係をつくることに必要だと感じています。

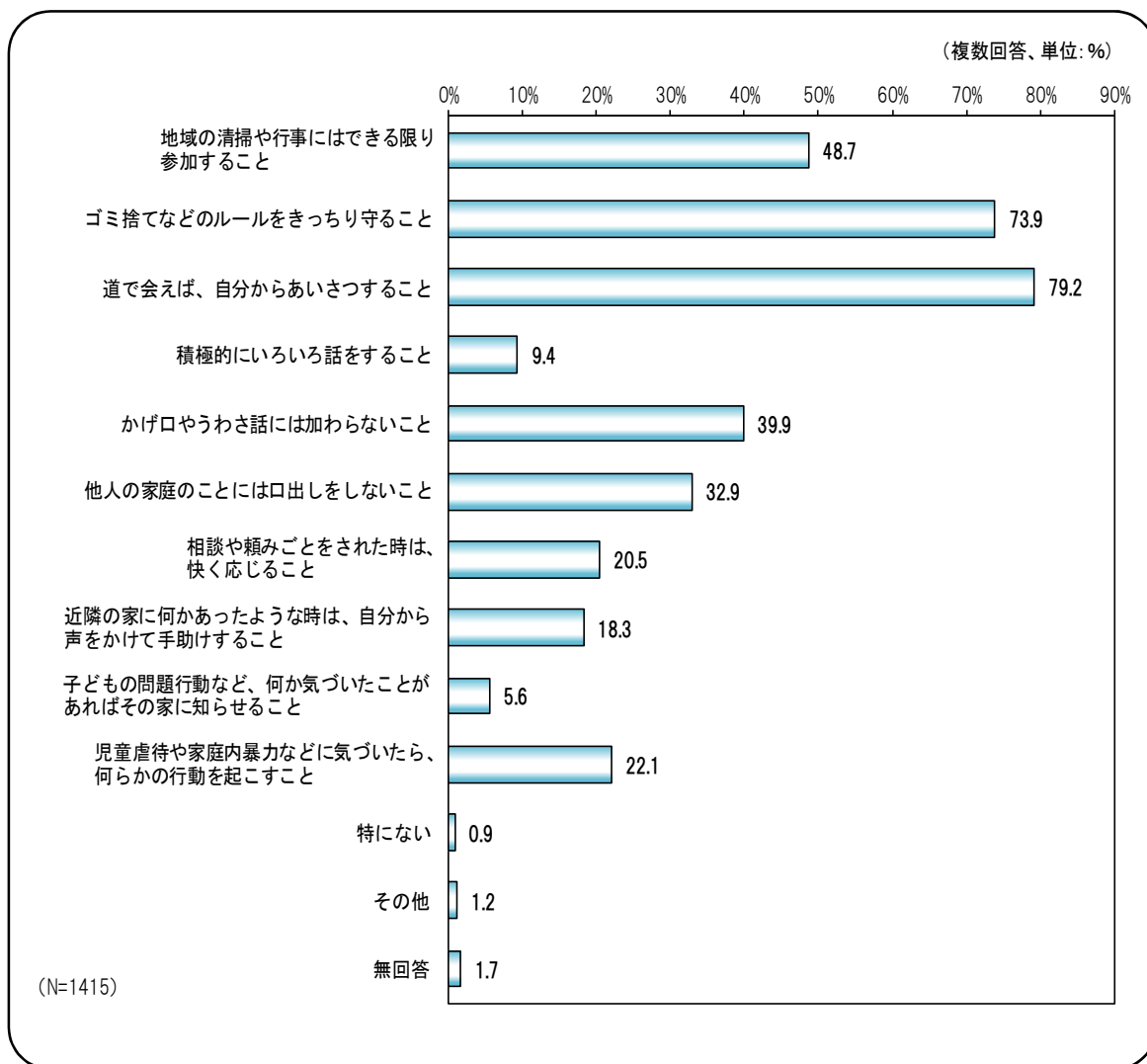
今後は、このように一人ひとりの市民が、多様な文化や価値観を大切にしよう社会を実現するためには、市民の自主的・主体的な取組を促すとともに、地域においてさまざまな人々がふれあい、交流する場を増やし、孤立する人がないよう相互理解を促進することが必要です。

【近隣の人との人間関係に対する満足感】



資料:2019年(令和元年)度人権問題に関する意識調査

【より良い人間関係を築くために必要なこと】



資料：2019年(令和元年)度人権問題に関する意識調査

【具体的な取組】

① 住民協働による地域社会づくりの促進

事業名	事業内容	担当課
コミュニティ活動の促進	市民が互いに協力して地域づくりに取り組んでいけるよう、自治会や子ども会、婦人会、老人クラブ連合会など、地域活動団体の育成・支援に努めるとともに、団体間の交流やネットワーク化を推進し、コミュニティ活動の活性化を図ります。また、地区会館、集会所などを地域コミュニティ活動の拠点施設として開放を進め、市民が活動しやすい環境を整備します。	自治振興課
	単位老人クラブ及び和歌山市老人クラブ連合会に補助金を交付し、地域活動や住民同士の交流を支援します。	高齢者・地域福祉課

事業名	事業内容	担当課
市民公益活動の促進	地域フロンティアセンターの運営を通じて、地域・※NPO・学生等の地域貢献に取り組む多様な主体の連携・交流を促進するとともに、地域の活性化を図り地域社会づくりを促進していきます。	自治振興課
文化会館におけるコミュニティ活動の促進	文化会館にて開催している会館事業を通して、コミュニティ活動の活性化を図ります。	人権同和施策課
地域福祉活動の推進	地域福祉活動の住民参加を促進するなど地域福祉の円滑な推進に努め、地域住民や関連団体と連携し、地域福祉推進の協働体制の確立を図ります。和歌山市地域福祉計画推進協議会の開催を予定しています。	高齢者・地域福祉課
	和歌山市社会福祉協議会に補助金を交付し、社会福祉活動を支援し、地域福祉を推進します。	
保育所・認定こども園における福祉教育の推進	保育所の児童が、地域への貢献や社会奉仕に進んで取り組む心を育めるよう、地域の行事に参加し、交流することや、地域の中学生による職業体験学習も積極的に受け入れ、福祉教育の推進を図ります。	保育こども園課
学校教育における福祉教育・ボランティア教育の推進	子どもの頃から福祉に対する心を育み、ボランティアに対する理解を深めるため、学校教育において、福祉・ボランティアの体験学習に積極的に取り組んでいきます。	学校支援課
公民館における福祉教育・ボランティア教育の推進	公民館活動において福祉施設の訪問や、地域の清掃活動等、福祉教育やボランティア体験学習の充実を図ります。	生涯学習課
生涯学習におけるコミュニティ活動の促進	市民がお互いに協力して地域づくりに取り組んでいけるよう婦人会など、地域活動団体の育成・支援を図ります。また、地区集会所などの拠点施設の充実や公共施設の開放を進め、市民が活動しやすい環境を整備します。	

2. 個別課題への取組

(1) 同和問題(部落差別)

<現状と課題>

本市では、「同和対策事業特別措置法」をはじめとする関係法に基づいて、各種対策事業に取り組み、地区住民の生活の安定・向上、教育文化の向上など着実に成果を上げてきましたが、今日においても、就職や結婚等における差別や教育の問題等、解決すべき課題が残っています。

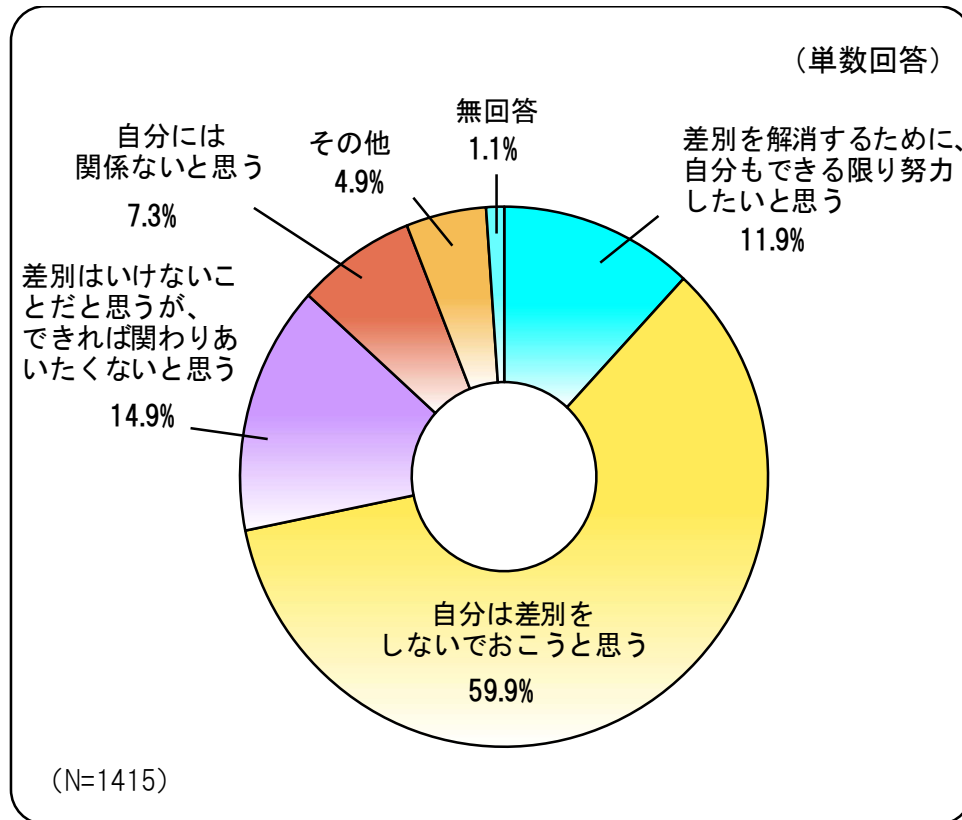
また、個人を誹謗中傷する差別発言や、不動産取引等に関わって同和地区の所在を調査したり、行政機関に問い合わせるなどの差別事件や匿名性と拡散性を特徴としたインターネット上での差別書き込み等が発生しており、人々の意識の中には潜在的に差別や偏見が依然として根強く存在しています。

本市の意識調査では、「価格や立地条件などが希望にあっている住宅でも、同和地区の地域内であった場合、避けることがあると思いますか。」では、「避けると思う」は30.1%、「よくわからない」は27.8%となっています。また、「同和問題(部落差別)に関して、現在、特にどのような問題が起きていると思いますか。」では、「結婚問題で周囲の人が反対すること」は39.6%、「家を購入する時など、“同和地区”あるいは“同じ小学校区”を避けること」は24.9%となっています。このように、居住に関する問題等さまざまな問題が残されています。今後も、重要な人権問題の一つとして同和問題(部落差別)をとらえ、これまでの取組の成果を踏まえつつ、地域の状況や必要性に応じた取組を進めていくことが必要です。

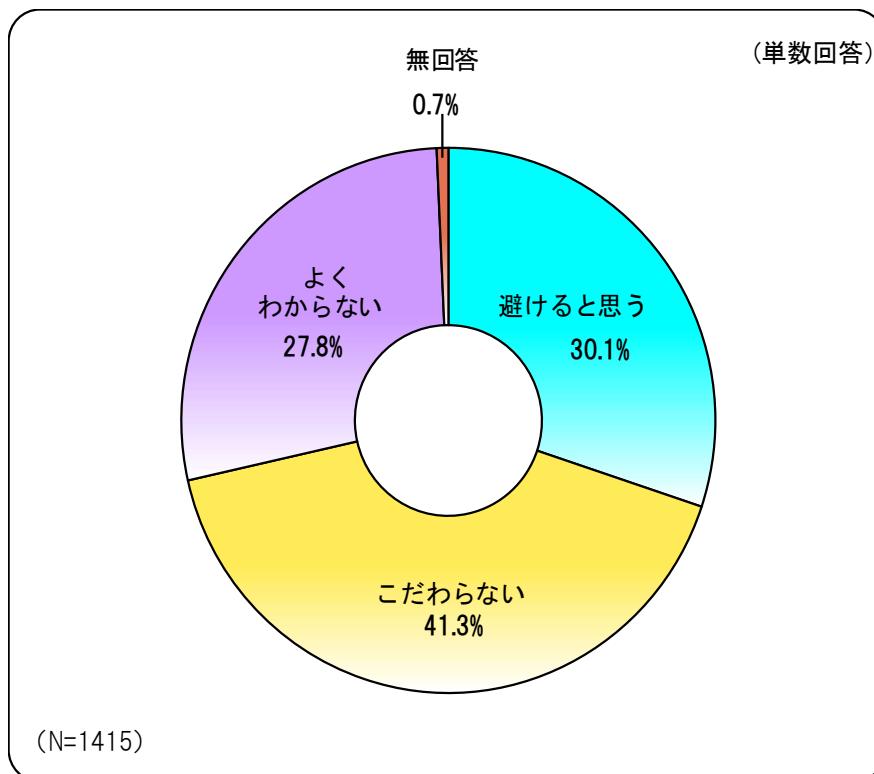
そのような中、2016年(平成28年)12月に、現在も部落差別が存在すると明記し、部落差別解消に向けた国及び地方公共団体の責務を明らかにした「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されました。加えて、和歌山県においても、2020年(令和2年)3月に、何人も基本的人権の侵害である部落差別を行ってはならないという理念にのっとり、行政、県民、事業者、関係機関が相互に協力して部落差別の解消に取り組むことを目的として、「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例(令和2年和歌山県条例第10号)」が施行されました。また、2020年(令和2年)12月には、インターネットを悪用した部落差別の解消の推進を目的として、特定電気通信役務提供者の責務を規定するとともに、インターネット上に部落差別の情報を書き込んだ者に対して、当該情報の削除を促し、これに従わない場合は勧告することを新たに規定する等、一部改正が行われました。

本市でも、部落差別のない明るい社会を実現していくために、国や県と連携しながら、引き続き相談体制の充実や教育及び啓発等に取り組んでいきます。

【差別に関する意識】

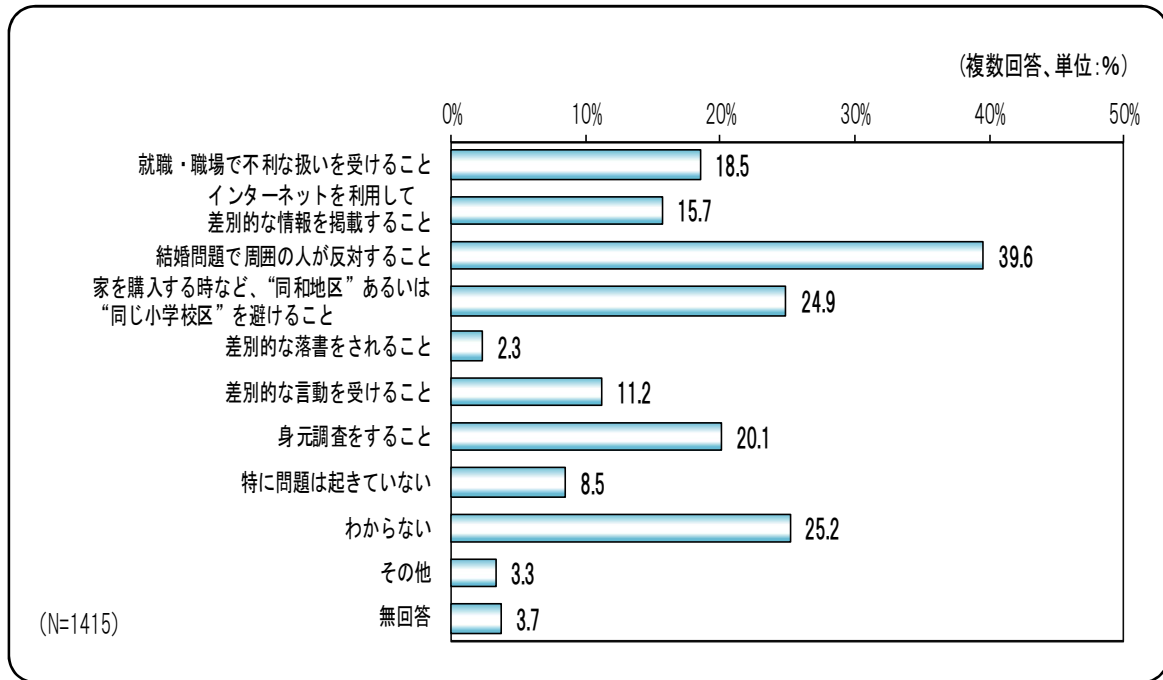


【居住地としての意識】



資料:2019年(令和元年)度人権問題に関する意識調査

【同和問題（部落差別）に対する人権上の問題点】



資料：2019年(令和元年)度人権問題に関する意識調査

【具体的な取組】

① 問題解決に向けた教育・啓発の推進

事業名	事業内容	担当課
人権・同和問題（部落差別）に関する啓発活動の推進	担当部署との協議に基づき、広報紙やホームページ、広報テレビ番組、*SNS等を通して情報提供を行います。	広報広聴課
	同和問題（部落差別）への理解を深めるため、人権関係の図書・ビデオの貸し出し、街頭啓発、人権講座等を実施します。	人権同和施策課
情報提供の充実	人権・同和問題（部落差別）の理解を深めるための資料を収集し、情報提供を行います。	読書活動推進課
職員への研修	課長級以上の職員、各職位の新任者、新規採用職員、会計年度任用職員を対象に部落差別解消について人権研修を実施します。 派遣研修についても例年同様職員を派遣します。	人事課
歴史の調査・研究	和歌山の部落史の学術的な研究解明を促進し、関係機関と協力し、効果的な人権啓発を進めます。	人権同和施策課
	和歌山市の歴史に対する認識を深められるよう、正しい歴史を把握するための調査・研究を進めます。	博物館
*えせ同和行為の排除の推進	同和問題（部落差別）を口実として、高価な書籍やビデオ等を売りつけるえせ同和行為排除の為、関係機関と連携して啓発活動を推進します。	人権同和施策課

事業名	事業内容	担当課
園内研修の実施	※人権擁護推進員が参加した「人権・同和保育研修会」での受講内容を各所属職員間で共有し、各施設で遂行できるよう園内研修を実施します。また、上記研修会の開催有無に関わらず、必要に応じて適宜園内研修を実施します。	保育こども園課
企業における研修の促進	企業の自主的な人権・同和問題（部落差別）に関する研修会、講演会の開催などを促進するため、関係機関と連携し、啓発を図ります。	産業政策課
学校における人権教育の推進	子どもが人権尊重の精神を生活の中で活かせるよう、発達段階に応じ教育活動全体を通じた指導を意図的、計画的に行い、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせるとともに、自他の生命や存在を大切に考える意欲や態度、行動力を育成します。	学校支援課
学校での人権教育研究の推進	各学校における人権・同和教育の取組の充実を図られるよう、「和歌山市ブロック人権教育研究会」における講演会や研究授業、学校間での実践交流を推進するとともに、指導資料を作成し、その活用普及に取り組めます。	
学校における教職員への研修等の充実	市内幼・小・中・義務教育学校と市立高校を、中学校区を1単位とした18ブロックと高校ブロック1ブロック、計19ブロックを編成し、幼・小・中・義務教育学校の連携を密にして同和教育を推進する中で、教職員の資質向上を図り、人権感覚を磨くための研修機会の整備と内容の充実に取り組めます。また、同和問題（部落差別）の現状や部落差別の解消の推進に関する法律等の法令の周知のため、市教委作成のパワーポイント資料等を活用した研修を推進します。	
学力向上への支援	児童生徒の実態や状況に応じて、今後も基礎・基本の確かな学力の定着と向上を目指します。子ども会等での学習会等に参加する児童生徒の個々のニーズに対応するために、巡回指導員の指導内容や指導方法の充実に取り組めます。放課後学習等フォローアップ事業を拡大するとともに地域先達とのつながりを深め、子どもたちをサポートする事業の拡充を図ります。	
教職員への同和教育に関する研修等の充実	人権尊重の理念と部落差別解消推進法の内容や意義を十分認識したうえで、同和教育の指導が実践されるよう、教職員の人権意識の高揚と資質の向上に向けて、職責・職階に対応した研修の充実に取り組めます。 学校支援課と連携し、管理職を対象に、基本研修「管理職同和教育研修会」を開催し、同和教育推進のための理解と意欲の向上を図ります。	教育研究所

事業名	事業内容	担当課
人権・同和教育の推進	広く市民に対して開催する社会教育施設での人権学習や講演会において、同和問題（部落差別）についての学習機会を提供します。関係地区の住民への理解を深められるよう、人権・同和問題（部落差別）に精通した講師による講演会や上映会、参加者の討論会等の開催など、関係地域における学習活動や交流活動を推進します。	生涯学習課
識字学級の開設	日常生活で読み書きに不自由をしている人を対象に、読み書き能力の向上を図り、社会生活に適應できる能力を身に付けるため、学習機会を提供します。	

② 相談体制の充実

事業名	事業内容	担当課
相談・支援体制の充実	国との適切な役割分担を踏まえ、関係機関と連携を図り、実情に応じて同和問題（部落差別）に関する相談に的確に応じるための相談機能・体制を充実させます。	人権同和施策課

③ 雇用の安定向上

事業名	事業内容	担当課
雇用の促進	労働相談事業を実施し、就職活動する上での悩みを聞くとともに、就職差別の解消、就職機会の均等に向けて、関係機関と連携し、啓発を図ります。	産業政策課
産業の振興	地域の企業の経営基盤の強化や地域住民の就労機会の向上を図るため、技術修得や経営に関する支援、指導に努め、地場産業の振興を進めていきます。	商工振興課

④ 生活環境の向上

事業名	事業内容	担当課
生活環境の改善	日常生活の利便性・快適性を向上させるため、改善が必要とされる道路の整備を進めます。	道路管理課
	岩橋地内線を整備し、日常生活の利便性・快適性を改善します。	道路建設課
住環境の改善	日常生活の利便性・快適性を向上させるため、改良住宅等の整備・改善を進めます。	住宅第2課
健康保持・増進	疾病の早期発見、早期治療を図るため、健康診査、健康相談、保健指導を実施します。現状の問題点を改善し、住民が健康管理に積極的に取り組めるよう働きかけていきます。	地域保健課
子どもの健全育成	人権尊重の精神を培い、健全な育成を図るため、子ども会の育成支援、放課後児童の健全育成、生活・学力支援など、地域での支援体制を充実させます。	青少年課

⑤ 本市の施設の活用の促進

事業名	事業内容	担当課
文化会館における活動の推進	人権が尊重される地域社会づくりを促進するために文化活動などのコミュニティ活動を行うとともに、地域における人権活動の拠点として、相談活動や人権教育・啓発活動の充実を図ります。	人権同和施策課
福祉館における活動の推進	コミュニティの場としての福祉館を安全、快適に利用できる状態を維持します。	高齢者・地域福祉課
児童館における活動の推進	地域において、児童に健全な遊びを与え、児童の健康を推進し、情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設としての場を提供できるよう運営します。	子育て支援課
教育集会所・公民館における活動の推進	各地区公民館において人権及び同和教育に関する講座を、1回以上実施します。	生涯学習課

(2) 女性の人権

<現状と課題>

男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、1999年(平成11年)に「男女共同参画社会基本法」が制定され、「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」といった性別による固定的な役割分担の意識や慣習の見直しが求められてきました。また、我が国の持続的成長のため、社会全体として女性の活躍を加速・拡大していくことが必要とされており、2016年(平成28年)には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が全面施行されました。また、2019年(令和元年)には、社会全体として女性の活躍できる職場環境を整備することを目的として改正されました。

このように男女共同参画社会の実現に向けて、女性をとりまく状況は改善されていますが、性別による固定的役割分担意識は依然として残っており、就職における男女の賃金格差、出産・子育て期における女性の就業率の低下等として表れ、女性の活躍を阻んでいる要因となっています。男女共同参画社会の実現のためには、そういった意識や慣習の解消が必要です。

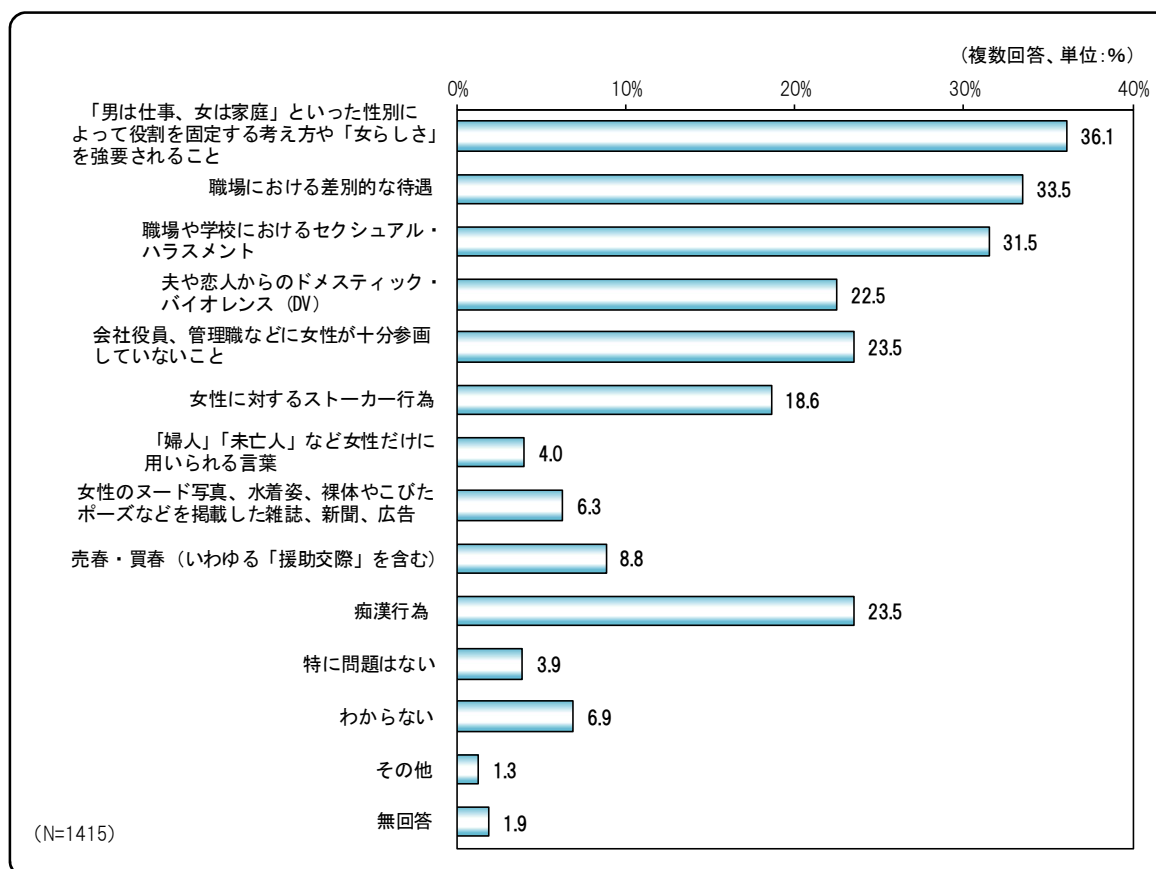
また、*セクシュアル・ハラスメントや*ドメスティック・バイオレンス(DV)、妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いや、*ストーカー行為等の人権侵害も依然として後を絶たず、女性に対する人権侵害として重要な課題となっています。

こうした中、本市の意識調査では、「女性の人権問題について、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。」という問いに対して、「男は仕事、女は家庭」といった性別によって役割を固定する考え方や「女らしさ」を強要されること」が36.1%、「職場における差別的な待遇」が33.5%、「職場や学校における^{*}セクシュアル・ハラスメント」が31.5%となっています。さらに「女性の人権が守られるために、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。」という問いに対して、「男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する」が60.0%、「仕事と家庭生活の両立ができるような環境を整える」が44.9%という結果になっています。

このような現状において、本市においては2022年（令和4年）度に「第5次和歌山市男女共同参画推進行動計画」を策定し、それに基づき、関係各課や関係機関と連携し、男女共同参画社会の実現に向けさまざまな施策を推進しています。

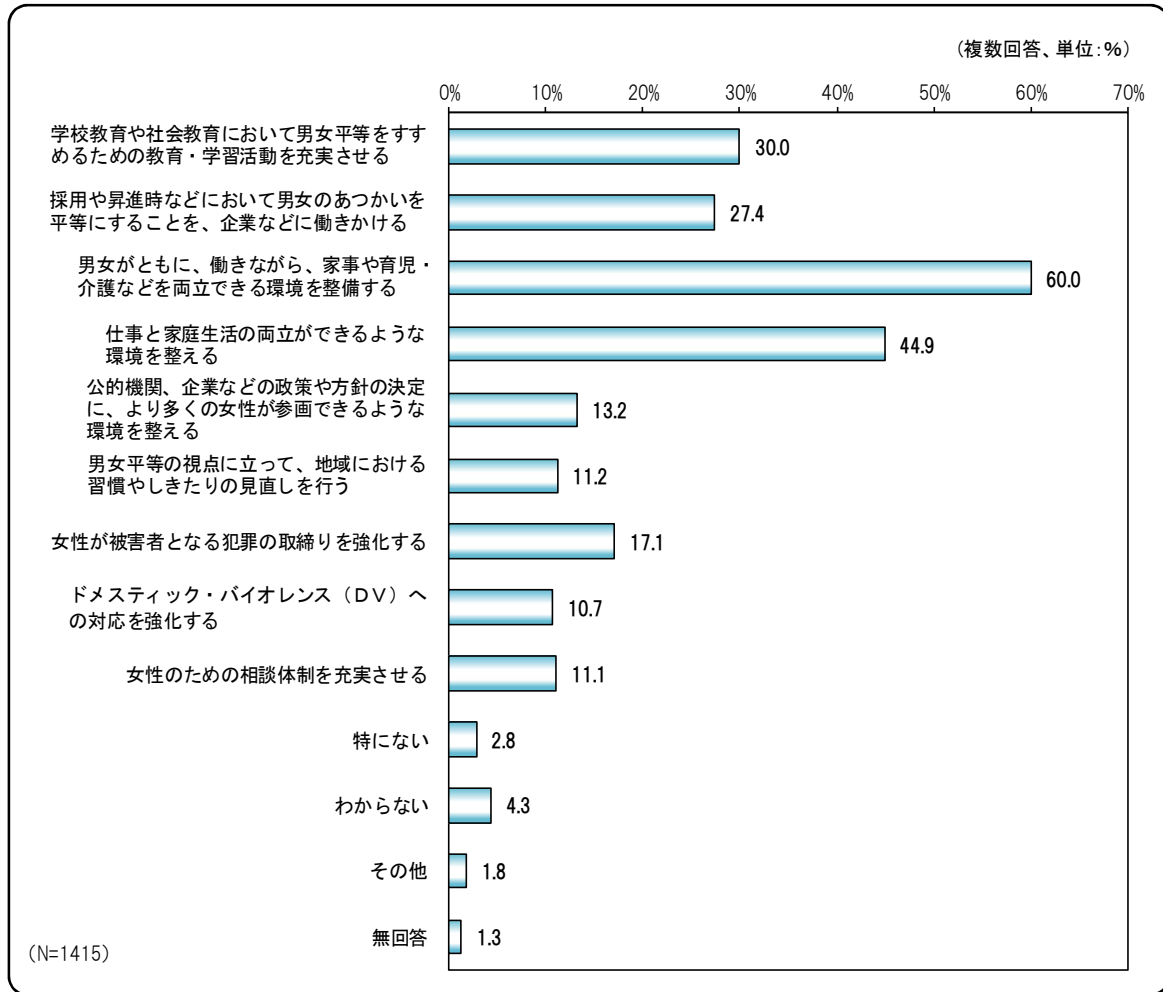
本市では、引き続き男女が対等なパートナーとしてさまざまな分野において参画し、その個性と能力を活かせるよう女性リーダー等の育成、仕事と生活の調和（^{*}ワーク・ライフ・バランス）の啓発や男性の家事・育児への参画の推進を図り、男女平等を推進する学習や教育を一層推進し、女性に対する人権侵害の防止に向けた施策の充実を図っていきます。

【女性に関する人権上の問題点】



資料：2019年（令和元年）度人権問題に関する意識調査

【女性の人権を守るために必要なこと】



資料:2019年(令和元年)度人権問題に関する意識調査

【具体的な取組】

① 男女平等意識、性の尊重に関する教育・啓発の推進

事業名	事業内容	担当課
情報提供の充実	担当部署との協議に基づき、広報紙やホームページ、 ※SNS等を通して情報提供を行います。	広報広聴課
	男女共同参画やジェンダーについての理解を深めるための資料を収集し、情報提供を行います。	読書活動推進課
職員への研修	課長級以上の職員、各職位の新任者、新規採用職員、 会計年度任用職員を対象とした人権研修の中で、男女平等・性の尊重に関する事案を取り上げ、意識の醸成を図ります。 派遣研修についても例年同様職員を派遣します。	人事課

事業名	事業内容	担当課
男女共同参画推進事業の充実	男女共同参画について正しい理解が広められるよう「第5次和歌山市男女共同参画推進行動計画」に基づき、関係各課と連携のもと施策の推進に取り組みます。	男女共生推進課
男女共同参画に関する情報提供の充実	情報誌を発行するほか、情報ライブラリーの充実など、広報・啓発活動を通じ、多様な情報を収集・提供します。	
男女共同参画に関する講座の開催	男女共同参画についての理解を深めるための研修会、講座等を開催します。	
職員への男女共同参画に関する意識啓発	行政職員のための研修など、男女共同参画についての情報を提供します。	
※リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を取り入れた情報と学習機会を提供します。	
※メディア・リテラシー向上に関する啓発や学習機会の提供	男女共生推進センターのさんさん広場や図書室にて、メディア・リテラシーに関する情報提供や啓発を行います。	
国際的視野からの男女平等の啓発	図書室で、男女共同参画に関する情報誌を配架するとともに、男女共同参画に関する新聞記事や内閣府発行の情報誌等の最新情報を提供します。	
女性の人権に関する啓発活動の推進	女性の人権について認識を深めてもらうために、パンフレット等を利用し、啓発ビデオ等の貸し出し、また講演等を実施して啓発を進めます。	人権同和施策課
思春期健康相談	思春期を対象とした健康相談を行い、正しい性知識の啓発活動や、自らの健康管理について考えるきっかけ作りを行います。	地域保健課
保育所・こども園の男女平等教育等の推進	保育所等での学習や指導において男女平等の視点で取り組み、性による差別意識を生まない教育を推進します。	保育こども園課
保育所・こども園職員への研修等の充実	保育所等における男女平等教育を推進するため、保育士等に対して男女平等に関する研修の成果を踏まえ、より発展的な取組につながるよう、研究会の開催や研究機関への派遣等を進めます。また、男女平等の視点で職務を遂行できるよう、職階に応じた男女共生に関する研修、セクハラ研修などを実施し、男女平等教育を推進する保育所職員の養成を図ります。	
学校における男女平等教育の推進	男女混合名簿を導入し、人権学習の一環として男女平等教育を取り入れながら、児童生徒の男女平等の意識を育みます。	学校支援課
学校における教職員への研修等の充実	教職員向けの研修で男女平等に関する内容を盛り込みながら、教職員の人権意識を高めます。	
学校における性教育の充実	性を正しく理解し、お互いを尊重する意識を培うため、教育分野と保健分野の連携を図り、学校、地域、家庭における性教育の充実を推進します。	

② あらゆる分野への男女共同参画の促進

事業名	事業内容	担当課
女性職員の登用促進	女性職員を積極的に管理職以上に登用します。また、女性リーダー育成研修及び女性活躍推進研修の実施を予定しています。	人事課
男女平等に関する調査・研究	男女共同参画に関する施策の達成状況や課題の把握、調査を行います。また、男女共生施策*ワーキンググループの活動において、職場における男女共生推進の調査研究及び男女平等意識の啓発に取り組みます。	男女共生推進課
女性団体・グループへの支援	女性団体、グループの連携を図るとともに育成及び活性化への支援を推進します。	
男性の家事・育児・介護等への参画の促進	男性の家事や育児・介護等への参画を促進するための学習会を提供します。	
家事・育児・介護への男女共同参画の促進	妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と、父親の育児参加を促進します。	地域保健課
育児への男女共同参画の促進	子育てを支援する「子育てひろば」に「パパとあそぼう」と題して、父親と子どもで参加してもらう日を設け、また、みんなで子育て推進事業として、社会全体で子育てを行う仕組みづくりを構築するための事業を行い、子育てしやすい環境づくりに取り組みます。	子育て支援課
男性の家事・育児への参画の促進	例年和歌山市保護者会連合会が実施する研修会への参加を促しています。 また、和歌山市保護者会連合会が開催する「親と子のふれあいデー」において、親子が共に体験する機会を通じて、男性の育児参加を促進します。	保育こども園課
企業への啓発	職場の男女平等や*セクシュアル・ハラスメントの防止に向け、関係機関と連携し、企業への啓発を進めるとともに、企業・関係団体に積極的な取組を働きかけていきます。	産業政策課
女性職員の採用・登用促進	5月、6月の校長会で、管理職選考検査への女性候補者の推薦を呼び掛けます。管理職の女性比率の増加を図ります。	学校教育課

③ 多様な生き方を選択できる条件の整備

事業名	事業内容	担当課
就労を希望する女性への学習機会の提供	就労を希望する女性を支援するため、再就職や起業家支援に関する講座を開催します。	男女共生推進課
※ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発・促進	ワーク・ライフ・バランスについて理解を促進するための講座や研修会等の情報提供を行います。	
起業を目指す女性への支援	男女共生推進センターのさんさん広場や図書室にて、起業家支援に関する情報提供や啓発を行います。	
子育てサービスの充実	市民が安心してその人らしい子育てができるよう、乳幼児健診や育児支援事業等の各種事業を通じ、育児や生活などの相談に応じるとともに、ニーズに応じた保育・子育てサポートできる育児サービスの情報提供に努めます。	地域保健課
	子育て情報紙の発行、和歌山市 LINE 公式アカウントを活用した配信などを行うことにより、子育て支援に関する情報を提供し、安心して子育てができる環境づくりを推進します。	子育て支援課
子育て支援のための調査・研究	市民のニーズに応じた子育て支援施策を検討・実施していくために、乳幼児健診等において、健やか親子 21 及び子育てに関するアンケートの実施など、子育てに関する多方面からの調査・研究を図り、育児環境を把握するとともに、子どもが健やかに育つ社会づくりに努めます。	地域保健課
ファミリー・サポート・センター事業の充実	ファミリー・サポート・センターの活動を推進するため、学習会や交流会等の開催や会報誌を発行し、会員募集を図ります。	子育て支援課
子育て相談・支援体制の充実	子どもの成長をはじめ、さまざまな育児への不安や自分自身の時間が持てないなどといった負担感を軽減していくことができるよう、地域子育て支援拠点事業などの充実を図ります。	
保育事業の充実	多様化する保育ニーズに柔軟に対応していけるよう、保育事業の充実を図ります。	保育こども園課
保育所・こども園における仕事と家庭の両立を支援するための調査・研究	市民のニーズに応じた子育て支援策を検討・実施していくため、子育てに関する多方面からの調査・研究を進めます。	
女性の就労支援	男女雇用機会均等法の周知や採用時の性差別の解消、職域拡大や管理職への登用促進など、関係機関と連携し、企業に向け積極的な啓発活動を推進します。	産業政策課
継続的な就労を促進する啓発	男女がともに子育てしながら、継続して働き続けることができるよう、育児・介護休暇の取得や、ワーク・ライフ・バランスの推進、また国の助成金制度の積極的な活用を働きかけるなど、関係機関と連携し、啓発を進めます。	

事業名	事業内容	担当課
働きやすい職場環境の促進	男女がともに働きやすい環境にするため、企業に対して、男女格差のない募集、昇進、賃金、職場慣行の見直し等の啓発を進め、男女平等の職場環境づくりを促進します。	産業政策課
仕事と家庭の両立の促進	育児や介護休業制度の活用や休暇の取得等を促進するため、制度や助成金等の情報提供や啓発を行います。	産業政策課
未就園児を対象にした子育て支援	地域におけるすべての子育て家庭を支援するため、公立幼稚園の施設や機能を開放し、未就園児のつどいを開催します。	学校教育課
子育て支援の充実	子育てを支援するため、乳児から就園前の子どもとその保護者の交流する場である「子育てひろば」を開催します。	子育て支援課
学童保育の充実	利用希望者の急激な増加を考慮し、若竹学級施設の拡充に向けて、学校と協議しながら教室の確保に努めてまいります。	青少年課
多様な生き方の選択	がん治療に伴う心理的・経済的な負担を軽減するとともに療養生活の質の向上を図ることを目的に医療用補整具の購入費を助成します。	地域保健課

④ あらゆる暴力から女性を守るための相談・支援体制の充実

事業名	事業内容	担当課
住民基本台帳事務における支援措置	住民票の写し等の交付に関する省令及び戸籍の附票の写しの交付に関する省令に基づき、住民基本台帳事務における支援措置として、住民基本台帳の閲覧制限（住民票及び戸籍附票）を実施します。	市民課
*DV被害防止に向けた啓発及び情報提供	DV被害防止に向けた正しい認識を深めるため、学習機会の提供や啓発に取り組みます。また、相談窓口に関する情報提供を行います。	男女共生推進課
女性相談の充実	女性に対する暴力等に対応するため、関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。	
DV被害者への支援体制の拡充	DV被害者を支援する人材の育成や関係機関との連携などDV被害者支援体制の充実を図ります。	
性犯罪等暴力の防止についての啓発	男女共生推進センターのさんさん広場や図書室にて、性犯罪等暴力の防止等に関する情報提供を行います。	こども総合支援センター
子どもをもつ女性への支援の充実	和歌山県子ども・女性・障害者相談センターとの連携を図り、相談に応じるなど母子の生活の安定を図ります。	
自立のための支援	市営住宅の入居資格は、公営住宅法で規定されており、市営住宅優先制度については、2004年（平成16年）国からの通達により、DV被害者世帯についても抽選時において優先枠を設けております。	住宅第1課

事業名	事業内容	担当課
D V被害防止への啓発	特別活動や生活指導を通して男女共生への理解を深め、関係機関等の出前授業や資料を活用するなどしてD V被害防止の啓発や支援体制の充実を図ります。	学校支援課

(3)子どもの人権

<現状と課題>

子どもを取り巻く環境は、学校におけるいじめ・不登校・体罰や家庭における児童虐待の増加が大きな社会問題となるなど、子どもの人権が十分に保障されているとは言い難い状況にあります。また、インターネットやスマートフォンが普及する中、*SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の利用による性犯罪被害が多発しており、子どもの人権を侵害する問題はさまざまな形で現れています。

2022年（令和4年）度版「子ども・若者白書」によれば、子どもが有する困難は経済的な困窮、いじめ、不登校、ひきこもり、障害、虐待など非常に多岐にわたり、また、いくつかの困難が複合され、その困難をより複雑なものにしているケースがあり、このような困難を抱えた子どもに対し個々の状況に応じたきめ細やかな支援を行うため、関係機関の連携が、強く求められています。

本市の意識調査では、「子どもに関する人権上の問題について、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。」という問いに対して、「保護者による子どもへの暴力や育児の放棄などの児童虐待」が79.0%、「子ども同士による暴力や仲間はずれ、無視などのいじめ」が48.6%となっています。さらに「子どもの人権が守られるために、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。」という問いに対して、「学校におけるいじめ、暴力行為、不登校などに対する取組の充実」が46.1%、「保護者が子育てに対して責任を持ち、子育てする力を発揮できる子育て支援の充実」が45.5%、「自分を大切にし、他人を思いやる心を持った子どもを育てる人権教育の充実」が44.7%という結果になっています。

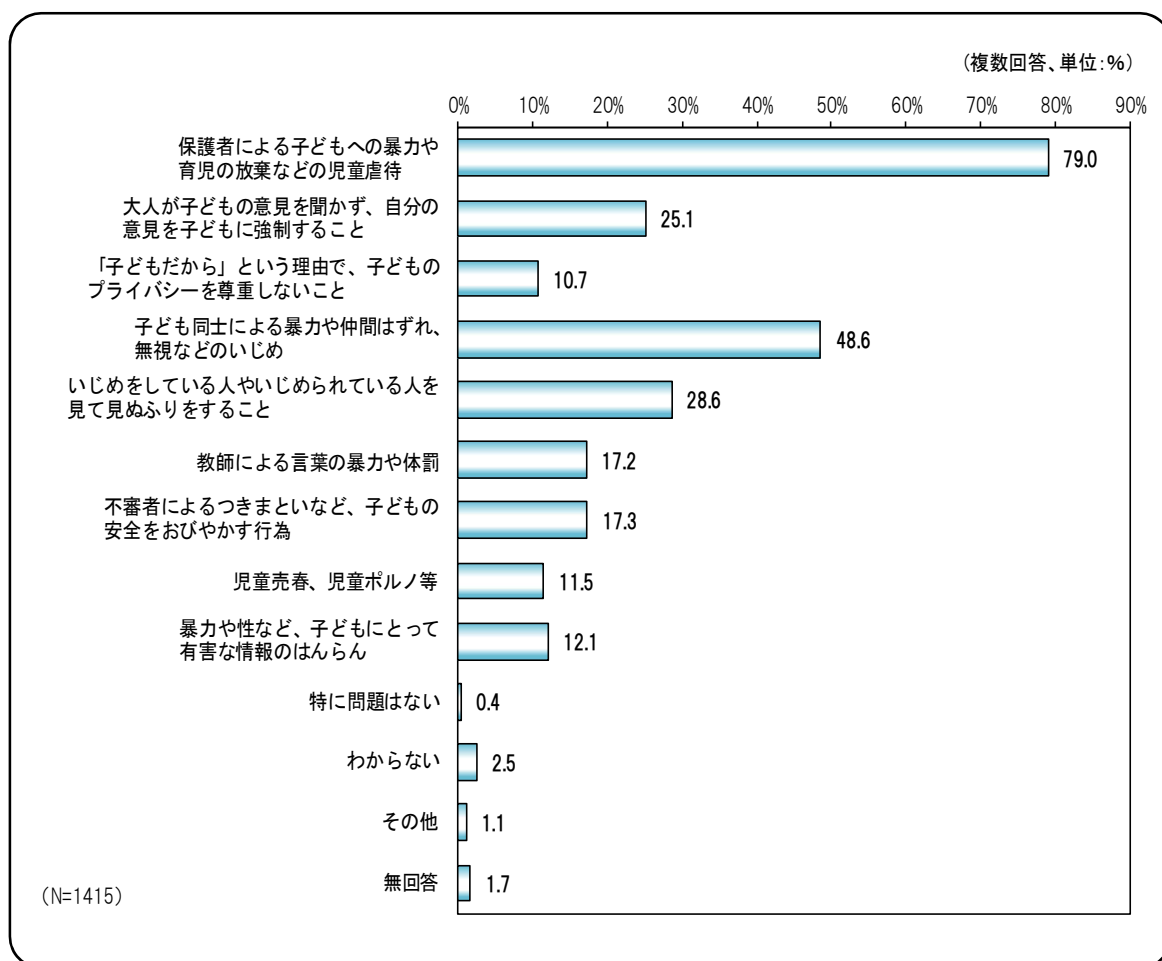
このような中、本市では、公立小・中学校において、2017年（平成29年）度より3年計画で全ての学校にコミュニティスクールの仕組みを導入することによって、子どもの健やかな育成のための教育活動に取り組んできました。

また国の施策として、2012年（平成24年）に、認定こども園、幼稚園、保育所（園）を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善等が盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定され、2015年（平成27年）から幼児教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした子ども・子育て支援新制度が進められています。2013年（平成25年）には、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、「いじめ防止対策推進法」が成立しました。また、2019年（令和元年）には、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正されました。

本市では、この新制度の目的にのっとり、子どもの健やかな成長と保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、2020年（令和2年）「第二期和歌山市子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定し、子どもの人権擁護に関する施策も含め、さまざまな施策を推進しています。

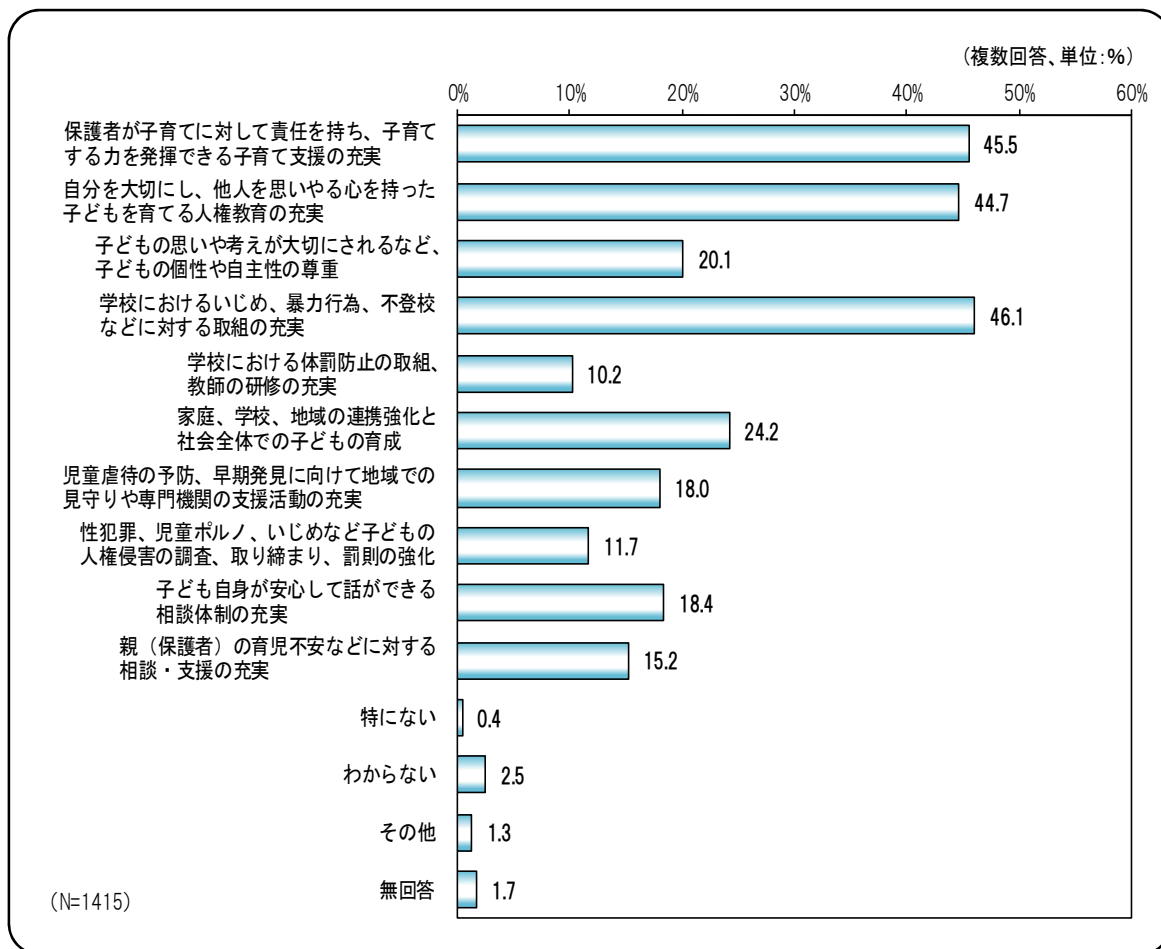
今後も、子どもと子育てを取り巻く社会環境の変化に的確に対応し、子どもも一人の人間としての人権が最大限に尊重され、心身ともに健やかに育つよう、子どもの人権や権利について理解を深める教育・啓発活動を推進するとともに、21世紀を担う子どもたちが健やかに育成される環境づくりを計画的に進めていく必要があります。

【子どもに関する人権上の問題点】



資料:2019年(令和元年)度人権問題に関する意識調査

【子どもの人権を守るために必要なこと】



資料：2019年（令和元年）度人権問題に関する意識調査

【具体的な取組】

① 子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進

事業名	事業内容	担当課
子どもの人権に関する啓発活動	担当部署との協議に基づき、広報紙やホームページ、※SNS等を通して情報提供を行います。	広報広聴課
情報提供の充実	担当部署との協議に基づき、広報紙やホームページ、SNS等を通して情報提供を行います。	
子どもの人権に関する啓発活動の推進	子どもの人権について認識を深めてもらうために、パンフレット等を利用し、啓発ビデオ等の貸し出し、また講演等を実施して啓発を進めます。	人権同和施策課
子どもの自主的な取組の推進	子どもが自主的に参加し、自由に遊ぶ、安全に過ごすことができる子どもの居場所づくりを推進します。	子育て支援課
子どもの主体的な取組の推進	子どもの考えや意見が尊重されるよう、「子どもの日」等におけるイベント、少年のつどい、子ども会活動等、あらゆる機会を通じて子どもの主体性を尊重する取組を推進します。	青少年課
人権保育の推進	愛情や信頼感のある保育のなかで人権を大切にすることを育ていけるよう、子どもの特性や成長を踏まえ、一人ひとりの人格が尊重された人権保育を推進します。	保育こども園課

事業名	事業内容	担当課
保育士等への研修等の充実	人権尊重の理念を十分認識したうえで、保育が実践されるよう、保育士等の人権意識の高揚と資質の向上に向けて、研修内容の充実を図ります。また、*人権擁護推進員が参加した研修での受講内容を各所属職員間で共有し、各施設で遂行できるよう園内研修を実施します。研修以外にもあらゆる人権教育の機会について情報提供を行い、必要に応じて適宜園内研修の実施に努め、保育士等の積極的な参加を促進します。	保育こども園課
子どもの人権に関する啓発活動	子どもの人権についての認識を深めてもらうため、パンフレット等を利用して「児童の権利に関する条約」や児童虐待に関する広報・啓発を進めます。	こども総合支援センター
学校における人権教育の推進	子どもの人権意識を培い、人権尊重に向けた取組を実践できるよう、幼稚園、学校において子どもの発達段階に応じた人権教育を推進します。同和問題(部落差別)をはじめあらゆる差別をなくすため、学校教育全体の中で人権教育に取り組み、人権意識の高揚を図ります。	学校支援課
「児童の権利に関する条約」についての学習推進	子どもが人権尊重の精神を生活の中で活かせるよう、発達段階に応じた「児童の権利に関する条約」についての学習を意図的・計画的に行うことを推進し、子どもの人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせるとともに、自他の生命や存在を大切に考える意欲や態度、行動力を育成します。	
豊かな人間性を育む教育の推進	道徳科を要として、道徳教育を充実させる中で、人と関わる、自然と関わる、社会と関わる体験活動を意図的・計画的に取り入れることで、自尊感情を高め、他人の人権を尊重する心情を育むとともに、よりよい人間関係が構築できるよう、多様な価値観や考えを持つ人々と交流し、自分の気持ちを伝えたり相手の思いや考えを理解したりできる活動を進めます。	
人権教育研究の推進	各学校における人権・同和教育の取組の充実が図られるよう、「和歌山市ブロック人権教育研究会」における講演会や研究授業、学校間での実践交流を推進するとともに、指導資料を作成し、その活用普及に取り組めます。	
教職員等への人権教育研修の充実	人権尊重の理念を十分認識したうえで、教育指導が実践されるよう、教職員の人権意識の高揚と資質の向上に向けて、研修内容の充実を図ります。また、人権教育の機会について情報提供に努め、教職員の積極的な参加を促進します。	学校支援課 教育研究所
家庭における人権教育への支援	家庭での教育によって差別意識をもつことのないよう、保育所、幼稚園・こども園、学校に通う子どもの保護者に対して、人権問題に関する研修会を実施し、各学校等の実情に合った内容・企画で学習機会を提供します。	生涯学習課

② 子育て支援や児童虐待防止等の推進

事業名	事業内容	担当課
住民基本台帳事務における支援措置	住民票の写し等の交付に関する省令及び戸籍の附票の写しの交付に関する省令に基づき、住民基本台帳事務における支援措置として、住民基本台帳の閲覧制限（住民票及び戸籍附票）を実施します。	市民課
虐待相談の充実	障害のある人からの相談において、相談支援の充実・強化を図ります。また、深刻化する相談に対して、柔軟かつきめ細かな対応を行います。	保健対策課 障害者支援課
児童虐待への支援ネットワークの充実	児童虐待の早期対応を図るため、電話相談及び個別相談の充実・強化を図ります。また、要保護児童対策地域協議会事務局としてサポート連絡会議を開催し、関係機関と連携し、深刻かつ複雑化する相談に対して、柔軟かつきめ細かな対応を図ります。	こども総合支援センター
児童虐待への支援体制の充実	精神保健福祉相談の中で児童虐待に関するさまざまな問題への対応・支援に向けて、各専門機関の連携による要保護児童対策地域協議会、サポート連絡会議及び実務者会議に出席し児童虐待への支援体制の充実を図ります。	保健対策課
	相談員の能力向上のため、市町村虐待対応指導者研修及び児童虐待対応母子保健関係職員指導者研修に参加します。また、要保護児童対策地域協議会事務局として関係機関を対象に研修会の開催を行います。	こども総合支援センター
子育ての相談・支援体制の充実	訪問員が家庭を訪問し、育児や産後の生活などの相談に応じ、子育て支援に必要な情報提供を行います。また、保健センターにおいて、交流、相談、情報提供などあらゆる方法で子育てを支援します。	地域保健課
	子育てプランナーによる相談体制の充実（地域子育て支援施設との連携、情報交換など）	子育て支援課
	保育士による相談体制の充実（地域子育て支援施設との連携、情報交換など）	こども総合支援センター
	子育ての悩みや不安を解消するため、地域子育て支援拠点施設において、親子の交流、子育てに関する相談・情報提供などを、身近で気軽に利用できる場として、支援体制の充実を図ります。	子育て支援課
	子育ての悩みや不安を解消するため、電話相談・来所相談・家庭訪問等を通し、相談員が助言・援助を行い、育児負担の軽減や虐待防止を図ります。	こども総合支援センター
	保護者の育児負担の軽減等のために、子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）を実施します。	こども総合支援センター

事業名	事業内容	担当課
子育て世代包括支援センター事業	市内4保健センター内に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠届出の受理及び母子健康手帳等の交付を行うとともに、助産師等の専門職による面接を実施し、妊産婦及び乳幼児に包括的な支援を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施します。	地域保健課
産後ケア事業	産後1年未満の母子に対し、医療機関等にてショートステイやデイサービスによる支援の充実や、産婦健康診査結果で支援が必要と思われる産婦に対し、助産師、保健師が訪問支援を行い、産後の身体的、精神的ケアや育児に関する保健指導を実施し、子どもを産み育てやすい体制を整えます。	地域保健課
保育所・こども園における虐待相談・支援体制の充実	児童虐待の早期対応を図るため、保育場面における子どもやその保護者の小さな変化に気を配り、関係機関と連携しながら、深刻化する相談に対して、柔軟かつきめ細かな対応を図ります。	保育こども園課
児童虐待に関する啓発	前向き子育てプログラム（※トリプルP）を実施し、グループワークや講演会を通して啓発を行います。	こども総合支援センター
子ども家庭総合支援拠点の設置	地域の子どもとその家庭に寄り添い、専門的に相談対応する拠点として、関係機関と連携し、育児不安の軽減等を通じて、虐待の未然防止・早期発見につなげます。	こども総合支援センター

③ いじめや不登校等に対する取組の推進

事業名	事業内容	担当課
いじめ防止の取組	いじめ防止の取組として、児童・生徒にいじめ防止教室を実施します。 「いじめ・不登校問題に関する検討委員会」を年2回開催し、いじめや不登校の未然防止や早期発見のための効果的な方策を検討し、学校を通して発信していきます。	少年センター 子ども支援センター
青少年の相談体制の充実	いじめ・不登校などの教育的問題や子育て・虐待など養育的問題等、子どもに関わるあらゆる問題に対応するため、学校、地域、関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。	子ども支援センター
学校教育相談体制の充実	全中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置し、教職員を対象とした研修を実施したり、関係機関との連携による支援を実践することで、いじめや不登校をはじめ、児童生徒の生活上の課題に全ての教職員が福祉的な視点をもってより適切な対応ができるよう、関係機関との連携による相談体制の整備を図ります。	
不登校児童生徒への支援	ふれあい教室（適応指導教室）での支援活動を拡充し、将来の社会的自立や学校復帰を目指して、基礎学力の補充、様々な体験活動、社会性を身に付けるための取組を実施します。	

④ 子どもの健全育成環境の整備

事業名	事業内容	担当課
子どもの貧困に関する支援	貧困リーフレットについて、当課窓口に設置するなど子どもの貧困問題についての周知徹底を図ります。また、子どもの貧困対策庁内連絡会議を実施し、課題の抽出や対策等について、関係各課と連携し推進していきます。	子育て支援課
児童館の運営	子どもに健全な遊びを提供し、健全な人間関係の育成に努め、健康の増進や情操を豊かにすることを推進します。	
体験・交流活動の充実	子どもの豊かな人間性を育むため、学校、地域との連携を図りながら、自然とのふれあい、異文化や異世代との交流など、さまざまな体験・交流機会を提供していきます。特に、動物とのふれあいや、中学生以下入場無料の機会を設けるなどの事業を進めています。	和歌山城整備企画課
	子どもの豊かな人間性を育むため、学校、地域との連携を図りながら、自然とのふれあい、異文化や異世代との交流など、さまざまな体験・交流機会を提供していきます。	青少年課
道路・歩道等の整備	松江木本線の道路拡幅工事を行い、歩行者通行空間の整備を推進します。	道路建設課
学校における体験・交流活動の充実	近隣幼稚園の園児と小学生の交流や、地域の方との交流をより進めます。	学校教育課
青少年の健全育成の推進	補導活動、少年相談、少年教室、講演など、関係機関と連携活動を実施します。	少年センター
体験活動の充実	休業土曜日等に、子どもたちが自然体験・社会体験、文化・スポーツ活動等、様々な活動や体験を行うため、市内51校区（50小学校区と1義務教育学校区）において支援します。	生涯学習課
	子どもの社会性や豊かな人間性を育むため、自然や生命を理解するためのさまざまな体験活動の機会や場を提供します。	こども科学館
学童保育の充実	利用希望者の急激な増加を考慮し、若竹学級施設の拡充に向けて、学校と協議しながら教室の確保に努めてまいります。	青少年課
地域団体・グループへの支援	子どもの自主性や連帯性を育む機会として、地域の子ども会・青少年団体等への活動の支援や指導者の養成を図り、各種団体の活性化を図ります。	
図書館の運営	絵本や児童書など資料の充実を図るとともに、おはなし会や読み聞かせイベントの開催などにより、子どもの健全育成の場を提供します。	読書活動推進課
子どもの学習・生活支援事業の実施	経済的な理由により、塾に通うことができない子どもやあまり学校に行けていない子どもを対象に、学習支援活動を実施します。	生活支援第2課

(4) 高齢者の人権

<現状と課題>

近年、高齢者をとりまく状況は、家族等の養護者による身体的・心理的暴行やネグレクト等の高齢者虐待、介護施設等における施設従事者による高齢者虐待、高齢者をねらった悪徳商法や振り込め詐欺事件等が多発し、大きな社会問題になっています。

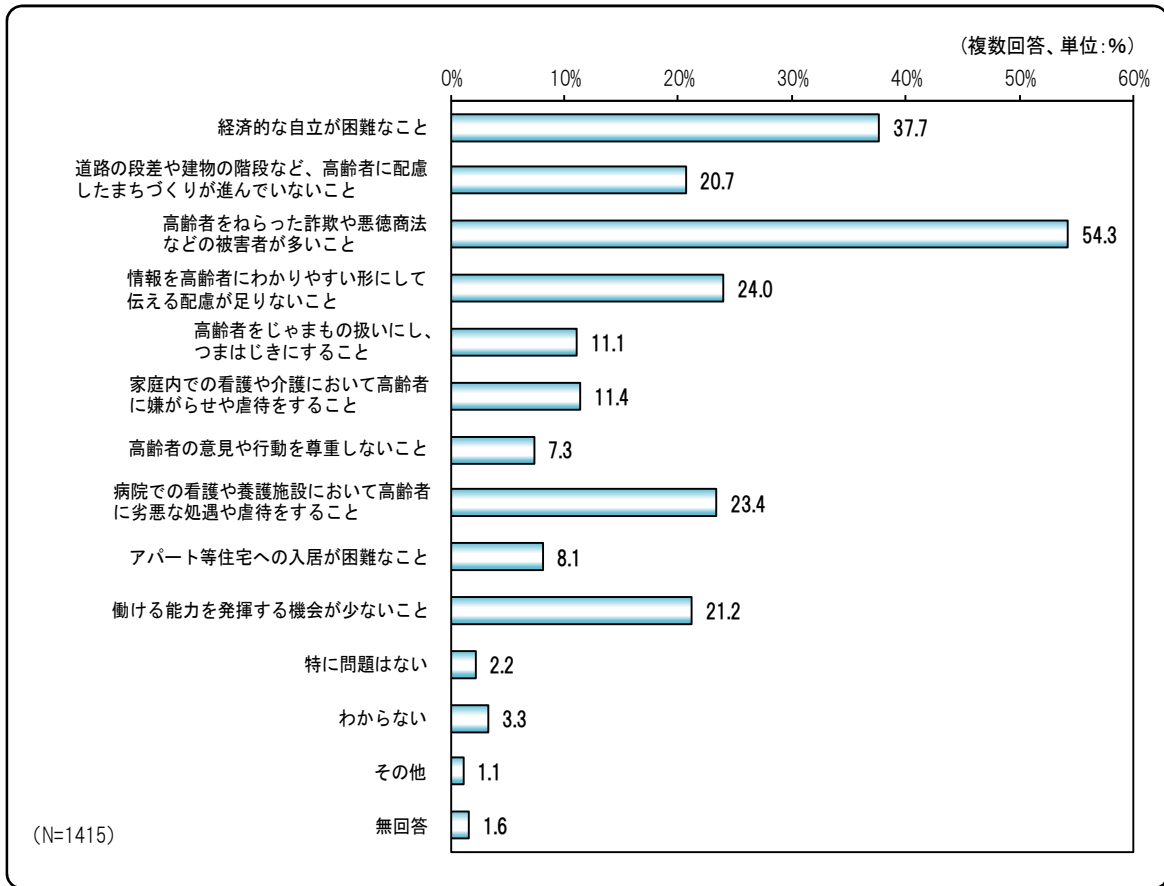
また、高齢者は道路や屋内のわずかな段差や駅の階段等を障壁（バリア）と感ずることがあります。これらの障壁（バリア）を取り除き、すべての人が同じように自由に生活できる社会（※バリアフリーな社会）を築くため、必要に応じて取組を進めていくことが重要です。加えて、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が2023年（令和5年）に制定され、認知症を含めたすべての高齢者が、その個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現が求められています。

本市においては、2020年（令和2年）8月1日現在の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は30.4%となり、今後、認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加することが予測されており、支援が必要な高齢者が安心して生活を送ることができる取組を進める必要があります。一方で、平均寿命の伸長とともに、生涯現役を目指して活躍する高齢者も増加しており、長くなった高齢期を健康で生きがいを持ちながら暮らしていける長寿社会を構築していくことも重要な課題となっています。

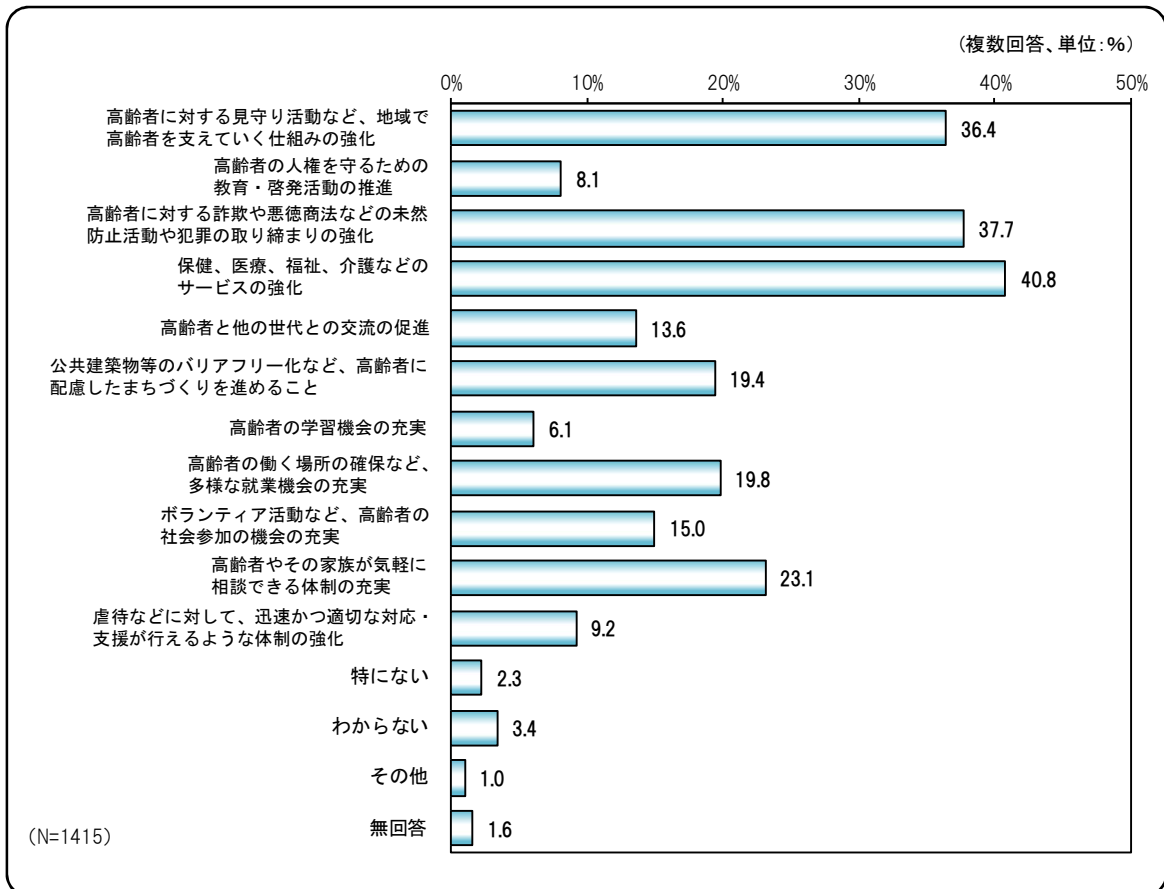
本市の意識調査では、「高齢者の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。」という問いに対して、「高齢者をねらった詐欺や悪徳商法などの被害が多いこと」が54.3%、「経済的な自立が困難なこと」が37.7%となっています。また、「高齢者の人権が守られるために、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。」という問いに対して、「保健、医療、福祉、介護などのサービスの強化」が40.8%、「高齢者に対する詐欺や悪徳商法などの未然防止活動や犯罪の取り締まりの強化」が37.7%、「高齢者に対する見守り活動など、地域で高齢者を支えていく仕組みの強化」が36.4%という結果になっています。

本市では、2020年（令和2年）に「第4次和歌山市地域福祉計画（わかやま・元気ふくし計画）」、2021年（令和3年）に「第8期和歌山市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、お互いを尊重し、支え合うまちづくりに取り組んでいます。今後も、すべての高齢者が住み慣れた地域において役割と生きがいを持ち、あらゆる地域住民と支え合いながら、自分らしく活躍できる地域共生社会の実現を目指し、取組を進めていく必要があります。

【高齢者に関する人権上の問題点】



【高齢者の人権を守るために必要なこと】



資料：2019年（令和元年）度人権問題に関する意識調査

【具体的な取組】

① 高齢者への理解を深める教育・啓発の推進

事業名	事業内容	担当課
高齢者に関する啓発活動	担当部署との協議に基づき、広報紙やホームページ、 ※SNS等を通して情報提供を行います。	広報広聴課
	高齢者の人権についての認識を深めてもらうため、 高齢者虐待防止マニュアル、*成年後見制度パンフレットを作成し、各種講演会等において、高齢者の人権に関する広報・啓発を進めます。	高齢者・地域福祉課
高齢者の人権に関する啓発活動の推進	高齢者の人権について認識を深めてもらうために、 パンフレット等を利用し、啓発ビデオ等の貸し出し、また講演等を実施して啓発を進めます。	人権同和施策課
介護保険施設職員等への研修の促進	介護施設等の*人権擁護推進員に対して、人権研修等の機会についての情報提供に努め、介護施設等の職員の人権研修の充実を図ります。	指導監査課
権利擁護業務	高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行います。高齢者の困難事例への対応、成年後見制度の活用促進や消費者被害の防止の他、高齢者虐待への対応、老人福祉施設等への措置の支援等を実施します。	地域包括支援課
保育所・こども園における世代間交流の推進	高齢者に対して思いやりのある心を育てるため、福祉施設への訪問や園行事への地域住民の参加により、高齢者と若い世代がふれあう世代間交流を推進します。	保育こども園課
高齢者との交流の推進	高齢者に対して思いやりのある心を育てるため、幼稚園、学校、地域において、福祉施設への訪問や高齢者へのボランティア活動、交流学习など、高齢者と若い世代がふれあう世代間交流を推進します。	学校支援課
公民館における世代間交流の推進	公民館活動の中で幅広い年齢を対象とした事業を開催することで世代間交流を促し、高齢者に対する思いやりの心を育みます。	生涯学習課

② 保健福祉サービスの充実

事業名	事業内容	担当課
地域包括支援センターの充実	高齢者及びその家族に対して、介護に関する相談、関係機関との連絡・調整を行い、高齢者の介護予防や生活支援を図ります。また、地域における保健福祉の総合相談窓口として、身近で気軽に相談でき、適切なサービスが受けられるよう、充実を図ります。	地域包括支援課
生活支援サービスの充実	高齢者が住み慣れた地域で安心して快適な生活を送れるよう、見守りを兼ねた配食サービスなどの生活支援サービスの充実・見直しを図り、効果的な事業を推進します。	高齢者・地域福祉課
	高齢者が住み慣れた地域で安心して快適な生活を送れるよう、在宅理美容サービス、日常生活用具の給付、緊急通報システム事業、住宅改造助成、高齢者補聴器購入費助成などの生活支援サービスの充実・見直しを図り、効果的な事業を推進します。	
家族介護支援サービスの充実	高齢者が在宅で家族等による介護を受けながら安心して暮らしていけるよう、紙おむつ給付事業、家族介護教室など、家族等介護者の負担を軽減するサービスの充実を図り、効果的な事業を推進します。	地域包括支援課
介護予防サービスの充実	寝たきりや閉じこもり等を防止し、要支援・要介護状態に陥ることのないよう、「WAKAYAMA つれもて健康体操」をはじめとした一般介護予防事業の充実を図り、地域において自立した生活が継続できるように効果的な事業を推進します。	地域包括支援課
	寝たきりや閉じこもり等を防止し、要支援・要介護状態に陥ることのないよう、知識の普及、運動等の実践を通じて介護予防サービスの充実を図り、効果的な事業を推進します。	地域保健課

③ 高齢者の権利擁護の推進

事業名	事業内容	担当課
介護に関する相談の充実	高齢者が安心して介護サービスを利用できるよう、介護サービスの利用等に関する相談・苦情に対応します。	介護保険課
*介護保険制度の広報・啓発	介護保険に関する制度やお知らせについて、パンフレット、ホームページ、SNS等を通して情報提供を行います。	
福祉に関する相談の充実	高齢者が安心して福祉サービスを利用できるよう、福祉サービスの利用等に関する相談・苦情に対応します。	高齢者・地域福祉課
権利擁護の相談・援助	認知症高齢者など、判断能力が不十分な人の生活を支えるため、*成年後見制度の利用を促進し、権利擁護を推進します。	

事業名	事業内容	担当課
高齢者虐待相談の充実	高齢者虐待に関する相談について、各関係機関と連携しつつ、早期対応を図ります。また、虐待防止ネットワーク会議を開催し、事例検討を通じて、虐待問題を共有することで、各関係機関と連携を深め、高齢者虐待の支援体制の充実を図ります。	高齢者・地域福祉課
認知症高齢者の家族への支援	認知症高齢者の人権を尊重する対応が図られるよう、見守り支援員派遣、*ピアカウンセリングのつどいを実施し、認知症高齢者の家族の負担軽減を図ります。	地域包括支援課

④ 高齢者の健康・生きがい対策の推進

事業名	事業内容	担当課
市民公益活動の促進	高齢者が意欲や能力に応じた活動を行えるよう、各団体との連携を図り、市民公益活動へ的高齢者の参加を促進します。	自治振興課
老人クラブ活動の支援	単位老人クラブ及び和歌山市老人クラブ連合会に補助金を交付し、地域活動や住民同士の交流を支援します。	高齢者・地域福祉課
生きがいと健康づくりの促進	高齢者の生きがいと交流を促進するため、教養の向上、健康増進、社会奉仕、レクリエーション等の余暇活動や交流活動を推進します。高齢者の生きがいと健康づくりを促進するため、老人優待利用券交付事業等を推進します。	
就労機会の提供	高齢者が長年培ってきた豊富な知識や経験、能力を活かしていけるよう、シルバー人材センターにおいて高齢者の就労機会を提供します。	産業政策課
スポーツの振興	高齢者の健康の維持・増進を図り、地域との交流を深められるよう、高齢者のニーズに応じたスポーツの普及を図り、高齢者のスポーツ活動の振興とスポーツを通じた運動習慣づくりを推進します。	スポーツ振興課
公民館における生涯学習の推進	各地区公民館において高齢者を対象とした各種講座を開催し、高齢者の学習意欲や趣味活動への要望に応えます。	生涯学習課
生涯学習の推進	高齢者の学習意欲や趣味活動への要望に応えるための資料を収集し、情報提供を行います。	読書活動推進課

⑤ 地域福祉の推進

事業名	事業内容	担当課
社会福祉協議会活動への支援・強化	和歌山市社会福祉協議会に補助金を交付し、社会福祉活動を支援し、地域福祉を推進します。	高齢者・地域福祉課
地域ケア体制の充実	市内全域を対象とした第1層生活支援コーディネーター及び市内15か所の日常生活圏域に第2層生活支援コーディネーターを配置し、生活支援の担い手の養成や生活支援サービスの開発等の基盤整備を行います。	地域包括支援課

⑥ 高齢者が安心して暮らせる生活環境の整備

事業名	事業内容	担当課
公共交通機関の整備	公共交通機関の利便性・安全性の向上を図るため、駅などへのエレベーターの設置やノンステップバスの拡充、UD タクシー（ユニバーサルデザインタクシー）の拡充など、関係機関との協力を図り、公共交通機関の*バリアフリー化を推進します。	交通政策課
	公共交通不便地域における地域が主体となった地域内交通である地域バス等の導入を推進します。	
情報提供の充実	担当部署との協議に基づき、広報紙やホームページ、*SNS等を通して情報提供を行います。	広報広聴課
防災対策の強化	高齢者の大規模災害時における防災対策を強化するため、災害時の対処方法等についての啓発活動を実施します。また、災害時の避難体制や避難所受入れ体制の強化、障害に配慮した情報入手手段の確保を図るとともに、自主防災会への支援を通じて、地域社会全体の、高齢者への防災対応力の強化を図ります。	総合防災課 地域安全課
消費者被害の防止	和歌山市消費者安全確保地域協議会を通じて、関係機関等との連携を強化し、高齢者への実践的な消費生活知識向上のための講演会や悪質商法、振り込め詐欺等の被害防止のための様々な啓発活動を実施します。また、消費者自らが解決できるような社会を構築するための消費者教育を図ります。	市民生活課
ふれあい収集事業	2013年（平成25年）5月から「ふれあい収集」の受付を開始、同年10月から実施しています。従来は収集場所までごみを出してもらっていましたが「ふれあい収集」実施世帯については週1回の収集で全品目を玄関前で回収しています。また希望される方については、声かけを行っています。 対象者は、70歳以上、かつ要介護度3以上の認定を受けている方で、一人暮らしの方または同居する家族の方が70歳以上かつ要介護度3以上の認定を受けている、または視覚障害1、2級または肢体不自由1、2級の身体障害者手帳をお持ちで集積場所までごみを運ぶことができない方です。	収集センター
防災・防犯対策の強化	和歌山市内の高齢者福祉施設等に対し、防災対策施設整備等に対する補助金の交付を予定しています。	高齢者・地域福祉課
防火・防災対策の強化	高齢者の安全対策に重点を置いた火災や災害による犠牲者発生防止対策を推進するため、自治会、防火協力団体等と連携し、防火・防災に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかけます。また、老人クラブ防火セミナーの受講を推進し、高齢者世帯の住宅防火を図るとともに、高齢者等防火推進週間を設け、老人福祉施設等に対する防火指導を実施し、火災等による被害の軽減を図ります。	予防課

事業名	事業内容	担当課
公共施設等の整備	保健所にある多目的トイレが、誰もが利用しやすいものとなるよう、維持管理を図ります。	総務企画課
	誰もが利用しやすい公共施設となるよう、車いすや親子で利用できる多目的トイレ、手すり、エレベーターの設置、誘導用ブロック、音声及び文字表示による案内など、緊急性、必要性を考慮しながら効率的な整備を図ります。	地域保健課 和歌山城整備企画課 農林水産課
	本市の各部局が取り組んでいる市有施設の*バリアフリー化の進捗状況を調査し、その結果を基に関係課会議を開いて、情報共有を行います。	高齢者・地域福祉課
	和歌山県福祉のまちづくり条例による、特定施設の新築等工事届出により高齢者が安全かつ円滑に利用できる公共的施設等の整備を促進してまいります。	建築指導課
都市計画道路整備事業（県工事負担金）	和歌山県施行の都市計画事業に係る工事等に対する市の負担金（負担率 1/6）を支出しています。事業中の路線については「高齢者、障害のある人等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」等に基づき、道路、歩行空間等のバリアフリー化を推進し、全ての人が安全安心に利用できる道路整備を進めています。	道路政策課
道路・歩道等の整備	事業中の都市計画道路今福神前線においてセミフラットタイプの歩道整備を推進します。	道路建設課
	道路・歩道等の利便性・安全性の向上を図るため、歩道の段差解消など、道路・歩道等の整備を推進します。	道路管理課
交通安全施設等の整備	緊急に交通の安全を確保する必要がある小区間において、交通弱者等の利便性・安全性の向上を図るため、交通安全施設の整備を推進します。	
住宅の整備	高齢者が安心して快適な生活を送れる住居環境を確保するため、住宅の建設及び改築にあたっては、バリアフリー化や高齢者向住宅の整備を推進します。	住宅第1課 住宅第2課
選挙時における配慮	高齢者の方に対する配慮として、投票所のバリアフリー化等により投票環境の向上を図ります。	選挙管理委員会事務局

(5) 障害のある人の人権

<現状と課題>

障害のある人を取り巻く環境は、家族等の養護者による身体的・心理的暴行やネグレクト等の虐待、福祉施設等における虐待事件、障害を理由とする不当な差別、偏見といった人権侵害が依然として発生しており、社会問題となっています。

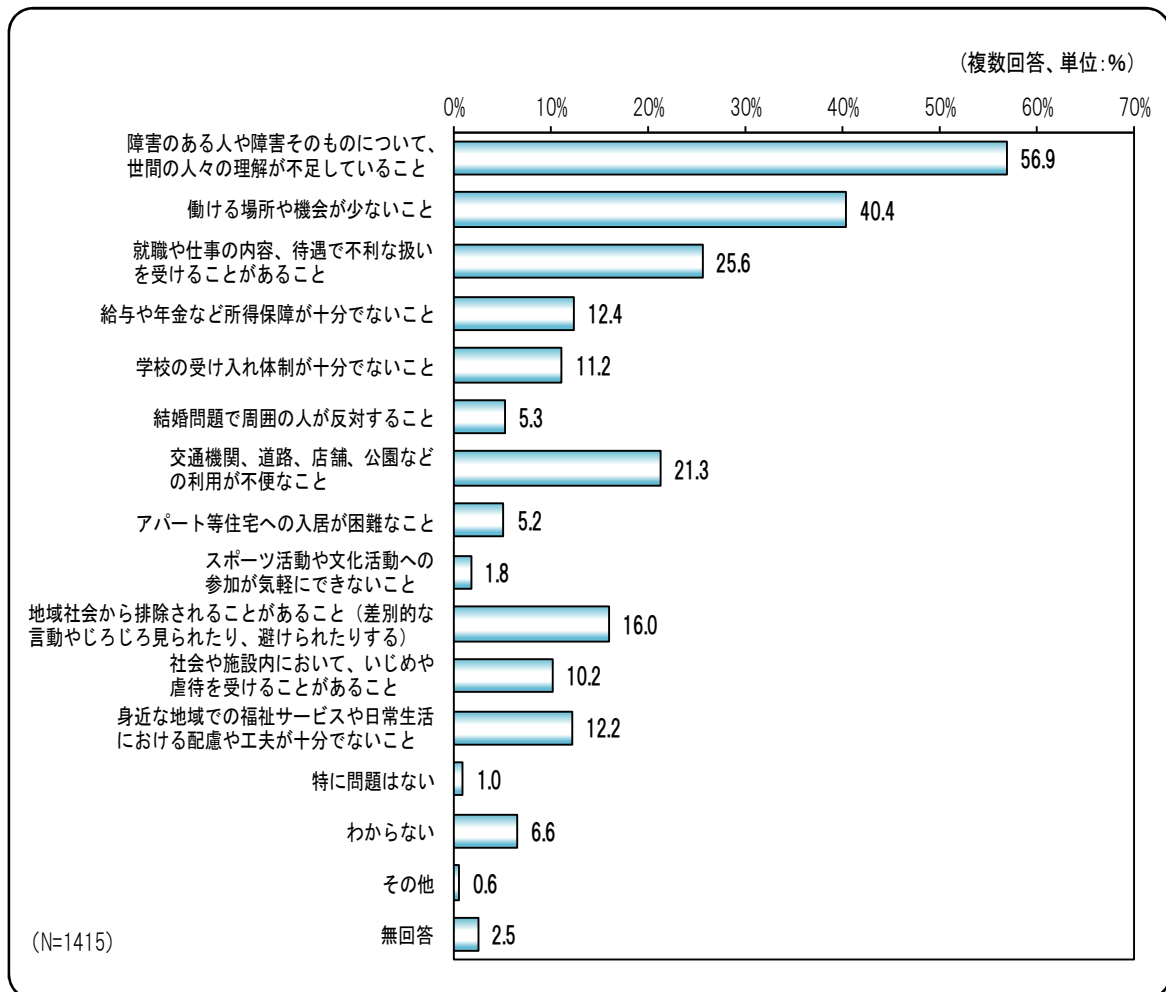
本市において、2021年（令和3年）に「第5期和歌山市障害者計画」を策定しました。「第5期和歌山市障害者計画」は2021年（令和3年）度から2026年（令和8年）度までの6年間を計画期間と定め、障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を促進しています。2024年（令和6年）に「第7期和歌山市障害福祉計画」及び「第3期和歌山市障害児福祉計画」を策定しました。「第7期和歌山市障害福祉計画」及び「第3期和歌山市障害児福祉計画」は2024年（令和6年）度から2026年（令和8年）度までの3年間を計画期間と定め、障害のある人それぞれに応じた自立と社会参加の実現を目指しています。また、2016年（平成28年）4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されたことに伴い、「和歌山市障害者差別解消推進条例」及び「和歌山市手話言語条例」を施行、併せて「和歌山市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」及び「障害を理由とする差別の解消を推進するためのマニュアル」を作成し、障害のある人もない人も共に安心して暮らしていけるよう関係機関と連携しながら障害のある人の自立と社会参加に取り組んでおります。そして、2021年（令和3年）5月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が改正され、2024年（令和6年）4月に改正法が施行されることに伴い、事業者に対する合理的配慮の提供が義務化されるため、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び障害のある人への※合理的配慮をさらに推進していきます。加えて、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が2020年（令和2年）に一部改正され、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことを目的とした取組が求められています。

しかし、障害のある人を取巻く社会環境としては、障害の発生原因や症状への理解不足からくる障害のある人への偏見や差別意識、※バリアフリー化の遅れ等によって、障害のある人が不利益を被ったり、各種行事への参加が消極的にならざるを得ないことがあり、障害のある人の自立や社会参加を妨げる要因となっています。

本市の意識調査では、「障害のある人についてのことがらで、人権上特に問題があると思われるのはどのようなことですか。」という問いに対して、「障害のある人や障害そのものについて、世間の人々の理解が不足していること」が56.9%、「働ける場所や機会が少ないこと」が40.4%となっています。さらに「障害のある人の人権が守られるために、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。」という問いに対して、「障害のある人に対する偏見や差別を解消し、障害のある人の自立と社会参加を目指し、啓発を行うこと」が42.3%、「自立支援のための在宅サービス、福祉施設や医療機関のサービスの充実」が30.5%という結果になっています。

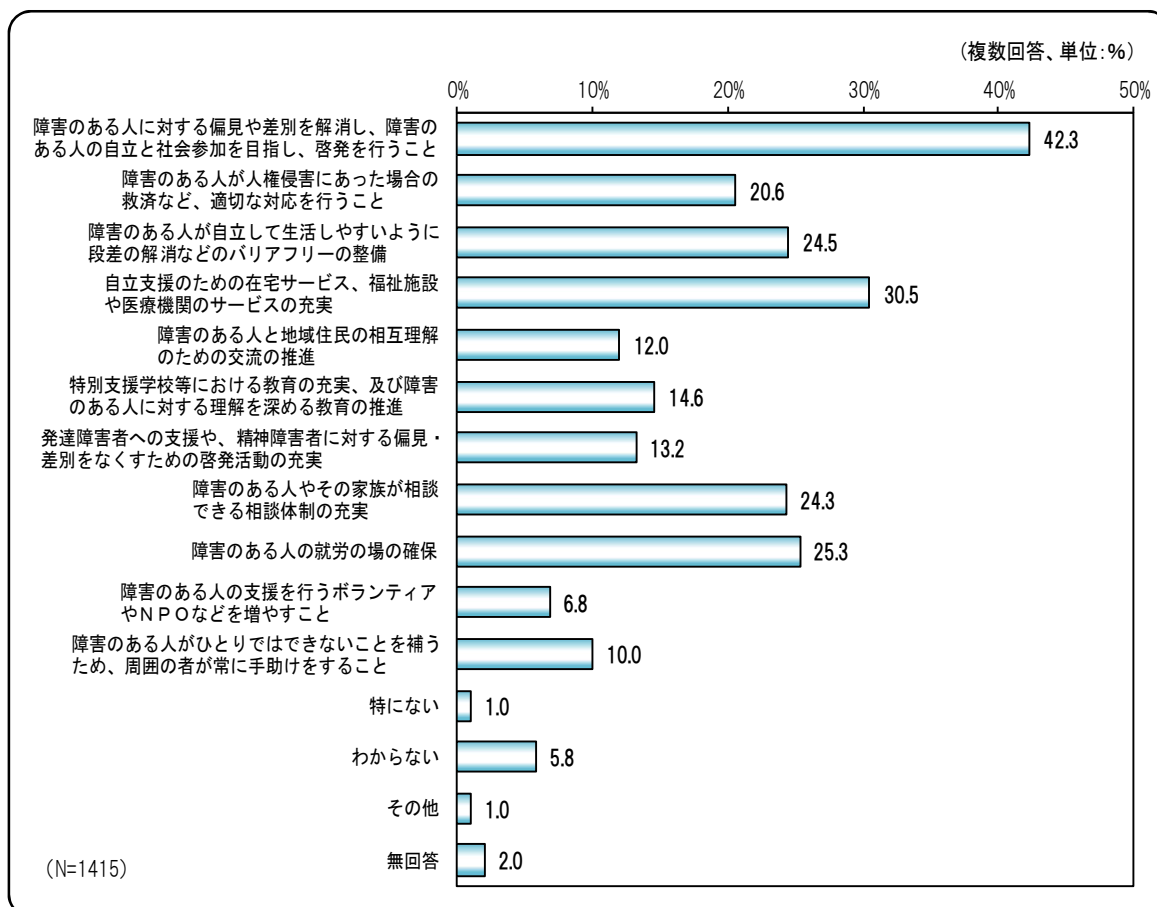
今後は、障害のある人の障害特性やライフステージ（幼児期、児童期、成年期等の段階）に応じた支援、障害の有無に関わらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指して、「※ノーマライゼーション」の理念のもとに、障害のある人の社会参加、参画に向けた施策の一層の推進を図っていくことが求められています。

【障害のある人に関する人権上の問題点】



資料:2019年(令和元年)度人権問題に関する意識調査

【障害のある人の人権を守るために必要なこと】



資料:2019年(令和元年)度人権問題に関する意識調査

【具体的な取組】

① 障害のある人への理解を深める教育・啓発の推進

事業名	事業内容	担当課
障害のある人に関する啓発・交流活動の推進	担当部署との協議に基づき、広報紙やホームページ、※SNS等を通して情報提供を行います。	広報広聴課
	自閉症啓発のため和歌山城のブルーライトアップの実施、障害者週間における街頭での啓発活動の実施等啓発活動を進めていきます。	障害者支援課
	障害の有無に関わらず、誰もが住みよい平等な社会づくりのため、障害者支援の正しい理解・啓発を目的として、ポスターコンクールを実施します。	
職員への研修	新規採用職員、各職位の新任者等を対象に人権研修を実施します。派遣研修についても例年同様職員を派遣します。 また、引き続き新規採用職員に対し手話研修を実施することにより実践力を高めていきます。	人事課

事業名	事業内容	担当課
市職員・教職員等 に対する研修	教職員に対するあらゆる人権・同和教育研修や特別支援教育研修において、障害者差別解消法の理解と学校教育における適切な*合理的配慮について、「共に学び、共に育つ」という視点に立った障害のある人への理解を深める研修を行っていきます。	学校支援課 教育研究所
	市職員が障害のある人に対する理解を深め、窓口等において障害を理由とした不当な差別的取り扱いの禁止及び障害者への合理的配慮をした対応を行うよう研修を実施します。	人権同和施策課 障害者支援課 保育こども園課
市民公益活動の推進	障害のある人の社会参加を推進するため、支援団体との連携を図るとともに活動に参加できるボランティア人材の発掘に努め、市民公益活動を支援します。	自治振興課
ボランティア活動の推進	精神障害のある人の社会参加への支援を推進するため、ボランティア人材の発掘・育成に努め、ボランティア活動の推進を図ります。	保健対策課
障害のある人の人権に関する啓発活動の推進	障害のある人の人権について認識を深めてもらうために、パンフレット等を利用し、啓発DVD等の貸し出し、また講演等を実施して啓発を推進します。	人権同和施策課
障害福祉サービス事業者等への啓発	障害者差別解消法の改正により、障害のある人から意思の表明があった場合、事業者は社会的障壁の除去の実施について、合理的な配慮をしなければならないことへの理解、啓発を行います。 また、障害福祉サービス事業者等に対する集団指導において、労働者に対し労働条件の確保・改善、知識・技術に関する指導を行い、加えて、人権意識の向上に関する啓発を行います。	指導監査課 障害者支援課
*人権擁護推進員の設置	障害者（児）の福祉サービス事業を行うものは利用する障害者（児）の人権を擁護するため、事業所ごとに人権擁護推進員を置くとともに、従業者に、人権擁護に関する研修を実施します。	障害者支援課
保育所・こども園における福祉教育・交流教育の推進	身体や発達面で障害をもつ児童とともに活動するなかで、障害についての正しい理解を深め、思いやりのある心を育む保育所づくりを目指します。	保育こども園課
学校における福祉教育・交流教育の推進	道徳や教科、総合的な学習の時間を通して、点字、アイマスク、車椅子等の体験活動に取り組むことで、障害のある人へ理解を深めていくとともに、さまざまな交流・共同学習を通して、*インクルーシブ教育システム構築に向けての特別支援教育の推進を図ります。	学校支援課

② 地域生活への支援の充実

事業名	事業内容	担当課
※グループホーム (共同生活援助) の充実	障害のある人が地域で自立した生活を送れるよう、生活支援機能を備えた住宅であるグループホームの確保を図ります。	保健対策課 障害者支援課
経済的支援の充実	精神障害のある人の生活基盤を支える経済的支援を図るため、自立支援医療(精神通院)制度の周知・広報に努め、活用の促進を図ります。	保健対策課
	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の支給を行い、経済的支援の補助を図ります。	障害者支援課
地域福祉活動の促進	精神障害のある人に対してきめ細かな支援が行えるよう、精神保健福祉相談員活動、民生委員・児童委員活動、地域福祉活動、ボランティア活動、障害者団体活動等の活性化を図るとともに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議を行い、重層的な支援を進めます。	保健対策課
日中活動支援の充実	自営や一般企業等での就労の困難な障害のある人の日常訓練、技術習得、就労の場を確保するため、就労移行支援、就労継続支援等への支援を進めます。また、日中活動の場や生活能力向上の訓練の場としての自立訓練、地域活動支援センター等への支援を進めます。	保健対策課 障害者支援課
ホームヘルプサービスの充実	障害のある方や*難病患者等が、居宅において日常生活を営むことができるよう、介護・家事の支援を行い在宅療養生活の向上を図るため、ホームヘルプサービスの充実を図ります。	保健対策課 障害者支援課
ショートステイの充実	疾病その他の理由により、居宅において介護ができない家族及び介護者を支援するため、障害のある方や難病患者を一時的に施設において保護するショートステイ(短期入所)の充実を図ります。	保健対策課 障害者支援課
保健・医療サービスの充実	精神保健福祉相談員等による訪問指導など在宅療養生活を支援します。	保健対策課
	保健、医療、福祉の緊密な連携のもと、障害の早期発見・早期治療体制の充実を図ります。また、保健師等による訪問指導などの保健サービスの充実や、かかりつけ医の促進等、在宅療養生活の支援に努めることにより、二次的障害の予防を図ります。	地域保健課
生活支援サービスの充実	在宅の難病患者に対し日常生活用具の給付を行い、在宅療養生活の向上を図るとともに一層の生活支援サービスの充実を図ります。	保健対策課
精神障害のある人への相談・支援体制の充実	精神障害のある人の社会参加を支援するため、医師、精神保健福祉相談員、保健師等による相談体制の充実を図ります。	

事業名	事業内容	担当課
総合的な相談・支援体制の整備	市民の多様で複雑な要望に対応するため、支援体制の整備を進めます。また、質の高いサービスを提供するため、専門的知識・技術を要する人材の確保・養成や職員の資質の向上を図ります。	保健対策課 障害者支援課
	市民の多様で複雑な要望に対応するため、専門的知識・技術を要する人材の確保・養成や、職員の資質の向上を図ります。	地域保健課
療育の推進	障害のある乳幼児の特性を生かし、将来の自立生活へとつなげるため、日常生活の相談・指導など、在宅での療育・生活等の支援を進めます。	
	障害児通所支援のサービスの必要な方には、必要なサービスを支給決定します。	
就労施設の充実	就労移行支援や就労継続支援事業の各サービス事業所増を図ります。	
障害福祉サービスの利用	身体障害や知的障害のある人に対して、居宅において日常生活を営むことができるよう、居宅介護や短期入所等の必要なサービスを支給決定します。	障害者支援課
生活支援用具の補助	補装具、日常生活用具、住宅改修等の給付、助成を行い、身体障害のある人の日常生活が円滑に行われるよう支援します。	
相談支援事業	市内4か所の事業所に、障害のある人に係る相談支援を委託し、障害のある人やその家族に係る相談支援を実施します。また、市内2か所の事業所に、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行・地域定着の促進の取組、権利の擁護のために必要な援助を行う基幹相談支援センターとして委託します。	
障害児保育の充実	集団保育が可能な障害児が安心して保育所（園）・こども園を利用できるよう、専門職員による巡回指導や障害児保育研修の充実を図るとともに、関係機関との連携のもと、障害児保育を充実させます。	保育こども園課
公立幼稚園における障害のある幼児への教育環境の整備	障害者差別解消法に定める※合理的配慮の観点から、個別に支援を必要とする幼児に対して、特別支援教育支援補助員（幼稚園）により支援します。	学校支援課

③ 自立と社会参加の促進

事業名	事業内容	担当課
障害のある人を対象とした職員採用	障害者雇用促進法に基づき、障害のある人の職業の安定を図り、広く就労の機会を拡大するため、障害者手帳等を所有する方を対象とした職員の採用試験を実施します。加えて、障害のある職員の能力や適性が十分に発揮でき、また*合理的配慮がなされた働きやすい職場環境づくりに取り組みます。	人事課
スポーツ・レクリエーション、文化活動の促進	障害のある人がスポーツ・文化活動等を楽しむことができるよう、関係団体と協力しながら、グラウンドゴルフ大会等の開催を支援し、スポーツ・レクリエーションの機会の拡充を図ります。また、ふれ愛センターで実施しているふれ愛事業について、事業内容の充実に努め文化的活動の促進を図ります。	障害者支援課
	障害のある人がスポーツを楽しむことができるよう、障害者スポーツ大会等を開催します。障害のある人の積極的な参加を促進するため、各種活動に関する情報提供を行います。	スポーツ振興課
社会参加支援事業等の充実	精神障害のある人の主体的な社会参加を進めるため、タクシー料金の一部助成、バス・公衆浴場の利用支援事業などの社会参加事業等を行います。	保健対策課
	障害のある人の主体的な社会参加を進めるため、手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者向け通訳介助員の養成及び派遣事業、自動車運転免許取得費用、自動車改造費、タクシー料金の一部助成、バス・公衆浴場の利用支援事業などの社会参加事業等を行います。また、手話の普及と聴覚障害のある人に対する理解を深めてもらうため、市役所本庁1階ロビーにおいて、毎月1回市民及び職員対象の手話講座を開催します。	障害者支援課
社会参加支援制度の周知	公共料金等の割引など社会参加支援制度の周知を図るため、広報活動や情報提供を強化し、活用の促進を図ります。	保健対策課
	身体・療育手帳の取得時において、「障害者（児）福祉のしおり」に基づき、公共料金等の割引など各利用制度の説明を行い、社会参加支援制度の周知を図り、活用の促進を図ります。	障害者支援課
職業的リハビリテーションの推進	障害のある人の意向や能力に応じた就労を促進するため、障害福祉サービスの制度の周知を図り、就労の場の情報提供を行います。	保健対策課 障害者支援課

事業名	事業内容	担当課
障害のある人の雇用促進	障害のある人の訓練や就労の場を確保するため、就労移行支援や就労継続支援事業所等への支援をすすめます。また、就業支援機関等と連携をとり、障害のある人の雇用促進を図ります。	保健対策課 障害者支援課
	障害のある人の雇用機会の確保と職場適応・定着の推進等を図るため、啓発に取り組むとともに、障害のある人を雇用した際の助成金制度の積極的な活用など、関係機関と連携し、企業に働きかけます。	産業政策課
就労サービスの充実	就労移行支援や就労継続支援等の各事業所の増加とともに、働く力や意欲に応じたサービスの支給決定を行います。	障害者支援課
情報提供の推進	ハローワーク等関係機関とともに障害者雇用の推進を図り、障害のある人の雇用増を図ります。また、市独自事業として、障害のある人の雇用事業所の開拓を図ります。	
障害のある幼児児童生徒への教育の充実	教育支援委員会による総合的な判断により、適正な就学指導を行います。通常の学級における学習指導や生活指導、別室での取り出し指導を行い、落ち着いた教育環境づくりの推進を図っていきます。また、特別支援教育専門員の専門的な指導助言により、個別の支援のあり方や支援体制づくりの充実につなげていきます。効果的な交流・共同学習を展開することで、*インクルーシブ教育システムの構築を図ります。	学校支援課
選挙時における配慮	投票所入場券に同封する選挙の点字案内、選挙公報内容の点字版及び音声版を作成し、候補者情報等の提供の充実を図ります。また、移動に困難を抱える障害のある方に対する配慮としては、投票所の*バリアフリー化等により投票環境の向上を図ります。	選挙管理委員会 事務局

④ 障害のある人の権利擁護の推進

事業名	事業内容	担当課
苦情・相談体制整備の推進	障害のある人が安心して福祉サービスを利用できるよう、支給決定、福祉サービスの利用等に関する相談・苦情への対応について、関係機関との協議を図りながら、整備を推進します。	保健対策課 障害者支援課
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要であるが、本人が申し立てたり、代わりに申し立てできる親族がいない方について、市長が申し立てを行います。	高齢者・地域福祉課

⑤ 障害のある人が安心して暮らせる生活環境の整備

事業名	事業内容	担当課
公共交通機関の整備	公共交通機関の利便性・安全性の向上を図るため、駅などへのエレベーターの設置やノンステップバスの拡充、UD タクシー（ユニバーサルデザインタクシー）の拡充など、関係機関との協力を図り、公共交通機関の*バリアフリー化を推進します。	交通政策課
情報提供の充実	担当部署との協議に基づき、広報紙やホームページ、*SNS等を通して情報提供を行います。	広報広聴課
	障害のある人に情報が行き渡るよう、点字・手話などの伝達方法を取り入れるとともに、効果的な情報提供を推進します。	障害者支援課
防災対策の強化	障害のある人の大規模災害時における防災対策を強化するため、災害時の対処方法等についての啓発活動を実施します。また、災害時の避難体制や避難所受け入れ体制の強化を図るとともに、自主防災会への支援を通じて、地域社会全体の、障害のある人への防災対応力の強化を図ります。	総合防災課 地域安全課
ふれあい収集事業	2013年（平成25年）5月から「ふれあい収集」の受付を開始、同年10月から実施しています。従来は収集場所までごみを出してもらっていましたが「ふれあい収集」実施世帯については週1回の収集で全品目を玄関前で回収しています。また希望される方については、声かけを行っています。 対象者は、視覚障害1、2級または肢体不自由1、2級の身体障害者手帳をお持ちの方で、一人暮らしの方または同居する家族の方が70歳以上かつ要介護度3以上の認定を受けている、または視覚障害1、2級または肢体不自由1、2級の身体障害者手帳をお持ちで集積場所までごみを運ぶことができない方です。	収集センター
安全対策の強化	障害のある人の災害等における安全対策を強化するため、災害時の対処方法や避難場所等の防災知識の普及・啓発を図るとともに、関係機関との連携を図ります。	保健対策課
	独居重度身体障害者緊急通報システムの実施、ファックスまたはメールによる緊急通報システムを消防局と連携し実施します。緊急時の手話通訳者派遣についても消防局と連携して実施します。	障害者支援課

事業名	事業内容	担当課
公共施設等の整備	保健所にある多目的トイレが、誰もが利用しやすいものとなるよう、維持管理を図ります。	総務企画課
	誰もが利用しやすい公共施設となるよう、車いすや親子で利用できる多目的トイレ、手すり、エレベーターの設置、誘導用ブロック、音声及び文字表示による案内など、緊急性、必要性を考慮しながら効率的な整備を図ります。	地域保健課 和歌山城整備企画課 農林水産課
	ふれ愛センターを、誰もが利用しやすい施設にしていきます。	障害者支援課
	本市の各部局が取り組んでいる市有施設の*バリアフリー化の進捗状況を調査し、その結果を基に関係課会議を開いて、情報共有を行います。	高齢者・地域福祉課
	和歌山県福祉のまちづくり条例による、特定施設の新築等工事届出により障害のある人が安全かつ円滑に利用できる公共的施設等の整備を促進してまいります。	建築指導課
障害者虐待への取組	障害者支援課に障害者虐待防止センターを置き、障害者虐待の相談・通報・届出を受け付けており、対応については障害種別等状況に応じ、障害者支援課と保健対策課にて行います。	保健対策課 障害者支援課
都市計画道路整備事業（県工事負担金）	和歌山県施行の都市計画事業に係る工事等に対する市の負担金（負担率 1/6）を支出しています。事業中の路線については「高齢者、障害のある人等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」等に基づき、道路、歩行空間等のバリアフリー化を推進し、全ての人々が安全安心に利用できる道路整備を進めています。	道路政策課
道路・歩道等の整備	事業中の都市計画道路今福神前線においてセミフラットタイプの歩道整備を推進します。	道路建設課
	道路・歩道等の利便性・安全性の向上を図るため、歩道の段差解消など、道路・歩道等の整備を推進します。	道路管理課
交通安全施設等の整備	緊急に交通の安全を確保する必要がある小区間において、交通弱者等の利便性・安全性の向上を図るため、交通安全施設の整備を推進します。	道路管理課
住宅の整備	障害のある人が安心して快適な生活を送れる住居環境を確保するため、住宅の建設及び改築にあたっては、バリアフリー化や障害者向住宅の整備を推進します。	住宅第1課 住宅第2課
*NET119番	災害、事故、急病等の緊急事態における救助、救急活動等を迅速に行うため、NET119番などを活用し、緊急通報が困難な人が安心して暮らせる生活環境の整備を図ります。	指令課

⑥ 障害を理由とする差別の解消と*合理的配慮の提供

事業名	事業内容	担当課
手話通訳者派遣事業	手話通訳者を派遣し、聴覚に障害のある人の意思疎通の円滑化を図ります。	障害者支援課
要約筆記派遣事業	要約筆記者の派遣を委託し、聴覚に障害のある人の意思疎通の円滑化を図ります。	
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を委託し、コミュニケーション及び移動等を支援します。	
どこでも手話電話サービス事業	聴覚に障害があっても、電話をかけたい時にかけられるサービスのことで、インターネット上の通信サービスを通して、聴覚障害のある人と手話通訳者を映像で結び、聴覚障害のある人の代わりに手話通訳者が電話をかけます。	
コミュニケーションカードの配布	知的障害、発達障害等で言葉によるコミュニケーションが苦手な人に、自分の意思を伝えるツールとなる「Myコミュニケーションカード」を配布し、意思疎通の円滑化を図ります。	
ヘルプマークの配布	義足や人工関節を使用している方や内部障害、*難病の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、手助けする「ヘルプマーク」を配布し、周囲の方への合理的配慮を促します。	
事業者に対する合理的配慮の義務化に伴う周知・啓発	障害者差別解消法の改正により、障害のある人から意思の表明があった場合、事業者は社会的障壁の除去の実施について、合理的な配慮をしなければならないことへの理解、啓発を行います。	
障害のある人に配慮した図書サービスの充実	大活字本や点字資料等の収集、自宅への郵送サービスなど障害のある人に配慮したサービスの充実を図ります。	読書活動推進課

(6)外国人の人権

<現状と課題>

2018年（平成30年）には、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、新たな外国人材受け入れのための在留資格が創設されるなど、今後も日本で長期的に生活する外国人は増加し続けることが考えられます。

こうした中、言語、文化、宗教、習慣、価値観の違いからの偏見や誤解による近隣住民とのトラブル、外国人であることを理由にアパートなどへの入居拒否、働く場所や期間が一定でなく賃金も安いといった就労の形態や条件での差別、そして特定の国籍や民族の人々を差別、排斥したり、それを煽ったりするような言動である「*ヘイトスピーチ」が公然と行われるなどさまざまな人権問題が起こっています。

本市の意識調査では、「外国人の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。」という問いに対して、「外国の生活習慣や文化などへの理解が不足しており、地域社会の受け入れが十分でないこと」が44.6%、「就職や仕事の内容、待遇などで、不利な扱いを受けること」が35.1%、「特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）があること」が23.8%となっています。さらに「外国人の人権が守られるために、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。」という問いに対して、「外国人も地域社会を支えている一員であるという理解を広めること」が30.5%という結果になっています。

このような状況の中、国籍や民族の違いに関わらず、全ての市民が互いの文化的背景や考え方などを理解し、ともに安心して暮らし活躍できる地域社会づくりの推進を図るために、学校教育における国際理解教育の推進や、地域における国際交流活動の支援などに取り組んでいくことが必要です。

本市では多様な文化を持つ人々との共生を図るため、国際交流員による国際理解教育の実施や在住外国人を対象とした日本語教室の開催、また在住外国人と地域住民が相互に理解を深めるための講座や講演会といった学習機会の充実を図るなど、今後も多文化共生の地域づくりを目指します。

また、2016年（平成28年）6月に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」の趣旨に則り、日本に居住している外国出身者やその子孫に対する差別意識を助長し、地域社会から排除することを煽るような言動の解消に取り組んでいきます。

【年度別 外国人住民届出者数状況】

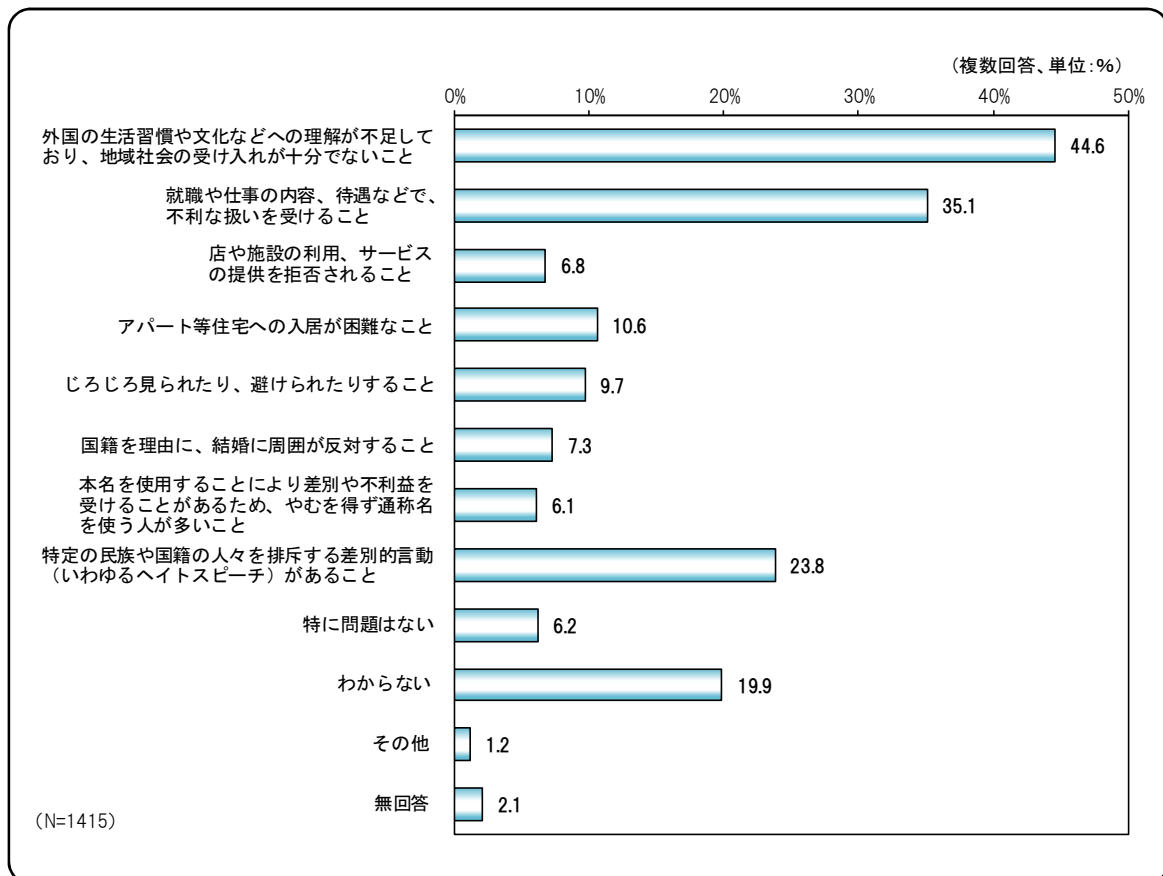
2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
3,610人	3,676人	3,515人	3,812人

【2022年度（令和4年度）国別外国人住民届出者数状況（上位5か国）】

朝鮮・韓国	中国	ベトナム	フィリピン	タイ
1,210人	659人	645人	332人	314人

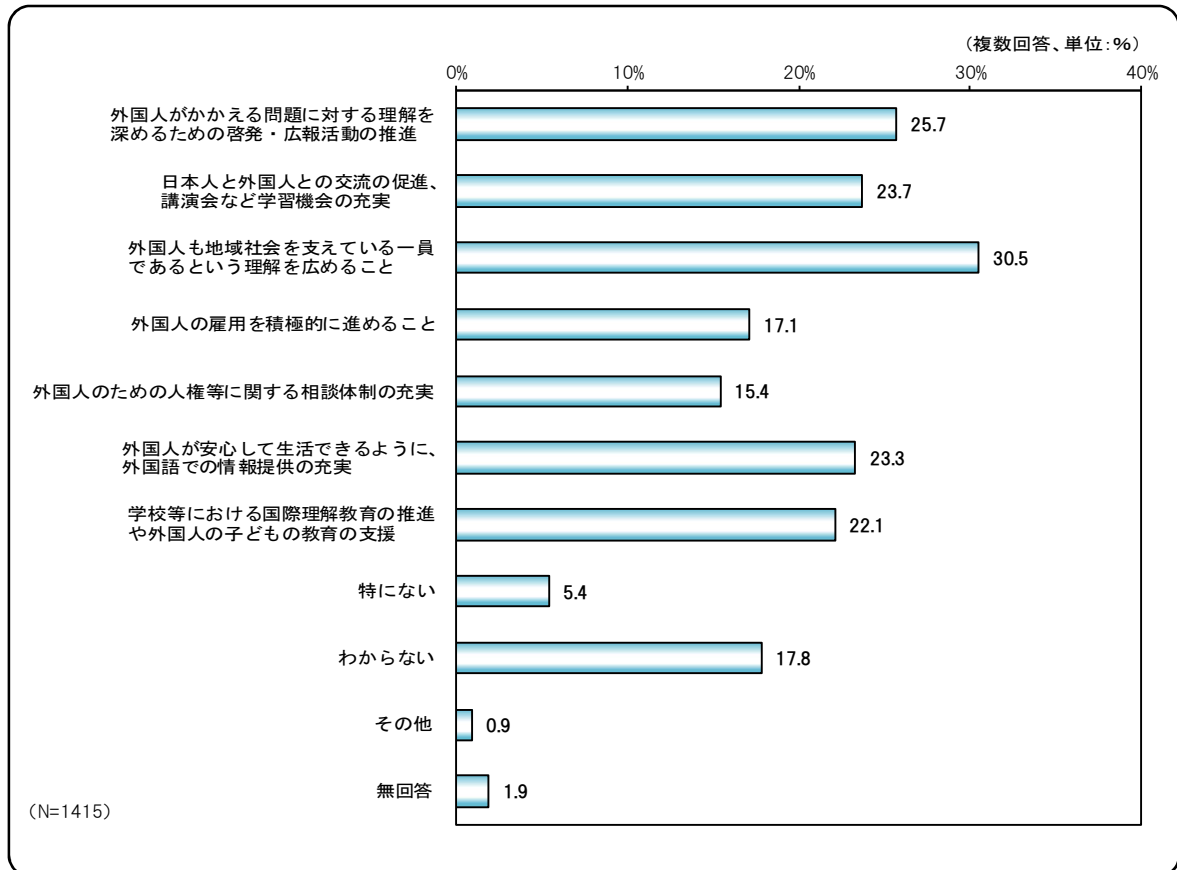
資料：市民課

【外国人に関する人権上の問題点】



資料：2019年（令和元年）度人権問題に関する意識調査

【外国人の人権を守るために必要なこと】



資料:2019年(令和元年)度人権問題に関する意識調査

【具体的な取組】

① 相互理解のための教育・啓発、交流活動の推進

事業名	事業内容	担当課
外国人への相談・支援の充実	担当部署との協議に基づき、広報紙やホームページ、 ※SNS等を通して情報提供を行います。	広報広聴課
	在住外国人に対する情報提供として、市ホームページに英語、中国語及びハングルに翻訳した「ごみの出し方」を掲載しています。また、今後も相談・支援及び情報提供の窓口となる国際交流課及び広報広聴課に対して必要な情報を提供し、間接的に支援してまいります。	一般廃棄物課
	外国人が地域で※ヘイトスピーチ等の不当な差別を受けることなく安心して生活できるよう、「関係団体、機関、部局との連携強化」、「多言語による相談対応」等、支援体制の充実を図ります。また、生活の利便性を高めるため、生活情報を中心とした情報提供を充実させます。	国際交流課

事業名	事業内容	担当課
外国籍の子ども・保護者に対する支援の充実	配布文書をひらがな等でわかりやすくすること、写真・絵など視覚的な表現を用いるなど、外国籍の子どもや保護者に対して理解のある対応や指導を図ります。	保育こども園課
地域における交流・学習事業の推進	異文化への関心や理解を深めるため、青少年交流、市民交流、行政交流など、姉妹・友好都市との交流事業を推進します。また、在住外国人と地域住民との相互理解を図るため、国際ボランティア団体を通じて芸術、スポーツなどさまざまな交流事業を促進するとともに、日本と外国との異文化を理解するための講座、講演会など学習機会の充実を図ります。	国際交流課
国際交流を担う人材・団体の育成・支援	国際交流活動の担い手となる人材を確保するため、姉妹・友好都市等との人材交流事業を進めるとともに、交流行事や教育活動等を通じて人材の育成を図ります。また、市民の自主的な国際交流活動を促進するため、国際ボランティア団体の育成、支援を進めます。さらに、近年施行された「※ヘイトスピーチ解消法」の趣旨に則り、人材・団体への同法の周知と理解を図るための啓発活動を行います。	
外国人児童・生徒への支援	学校における学習活動をサポートするため、ボランティアの協力を得て、日本語通訳者を派遣します。	学校支援課 子ども支援センター
	日本語の理解が難しい児童・生徒に対して、個別指導やTT指導等、必要な支援を行います。	学校教育課
国際理解教育の推進	教科学習や地域交流など様々な機会を通じて、文化の違いなどの国際理解を深めるとともに、ヘイトスピーチ解消法の趣旨を踏まえ、外国人等に対する偏見や差別をなくすための教育を推進します。	学校支援課
教職員への外国人の人権に関する研修の充実	教職員に対して、国際感覚を身に付けさせるとともにヘイトスピーチ解消法等外国人に対する人権意識を高めるための研修の充実を図ります。	教育研究所
外国人の人権に関する啓発活動の推進	外国人の人権について認識を深めるために、啓発ビデオ等の貸し出し、また講演等を実施して啓発を推進します。	人権同和施策課

② 外国人が安心して暮せる生活環境の整備

事業名	事業内容	担当課
相談・情報提供の充実	担当部署との協議に基づき、広報紙やホームページ、※SNS等を通して情報提供を行います。	広報広聴課
	在住外国人に対する情報提供として、市ホームページに英語、中国語及びハングルに翻訳した「ごみの出し方」を掲載しています。また、今後も相談・支援及び情報提供の窓口となる国際交流課及び広報広聴課に対して必要な情報を提供し、間接的に支援してまいります。	一般廃棄物課
	在住外国人が抱える日常生活におけるさまざまな悩みを解消するため、国際ボランティア団体、関係機関、関係部局との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。生活の利便性を高めるため、在住外国人のニーズを踏まえながら、生活情報を中心とした情報提供の充実を図ります。また、外国人が気軽に相談でき確実に情報を得られるよう、外国語による対応や広報機能の充実を図ります。	国際交流課
	外国人を含むすべての市民に情報が行き渡るよう、外国語表示を取り入れ、効果的な情報提供を推進します。	
在住外国人への学習機会の提供	在住外国人が、日常生活に必要な日本語を習得するための日本語教室を開催します。	
図書館の運営	異文化の理解を深めるために、市民図書館が多文化共生の空間になるよう推進します。	読書活動推進課

(7)ハンセン病患者の人権

<現状と課題>

※ハンセン病は、らい菌による※感染症ですが、感染力は極めて弱く、発病した場合でも、現在では治療方法が確立しており、遺伝する病気でないことも判明しています。しかし、我が国では、ハンセン病は特殊な病気として扱われ、1907年（明治40年）に法律第十一号「癩予防ニ関スル件」が制定されて以来、度重なる法改正により、施設入所を強制する隔離政策が徐々に強化されていきました。その後、ハンセン病に対する認識の誤りが明白となり、1996年（平成8年）に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、隔離政策は終結しましたが、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族等との関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にありました。

このため、2009年（平成21年）に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行され、国ならびに都道府県が患者、元患者の方々への謝罪を行い、これらの方々の名誉の回復と社会復帰のための施策を進めています。

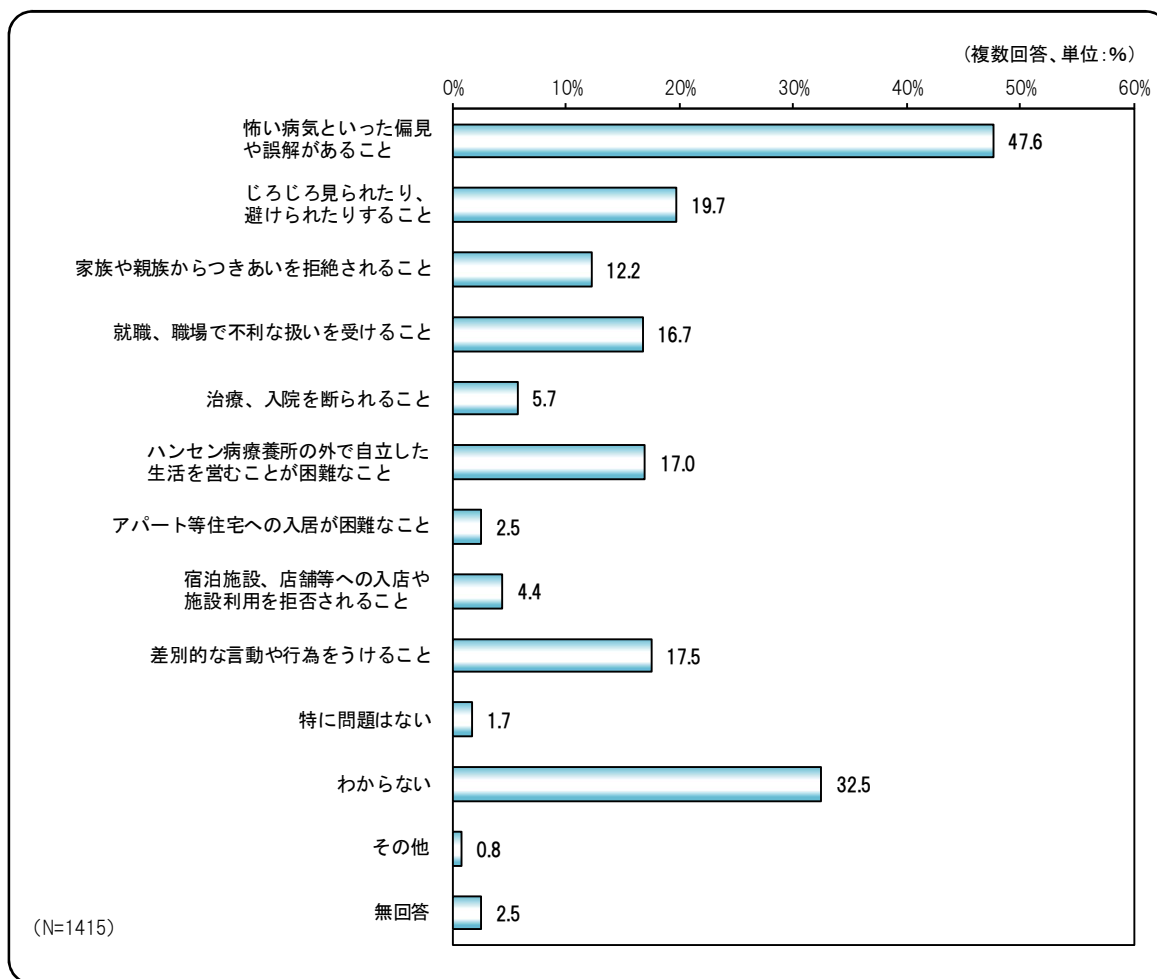
さらに、ハンセン病の元患者の家族が、患者の隔離政策により、その家族も偏見や差別の対象とされ、また、元患者との家族関係の形成を阻害されたとして提訴した「熊本ハンセン病家族訴訟」に対し、2019年（令和元年）6月、熊本地裁で国の賠償責任を認めた判決が下されました。これを契機として、同年11月には「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」等が施行され、元患者家族に対しても深くおわびする旨が述べられています。

しかし、これまでの施策や病気に対する誤った知識により、いまだに偏見が存在しています。また、療養所入所者の多くが、依然として社会復帰が非常に困難な状況におかれているという課題も残っています。

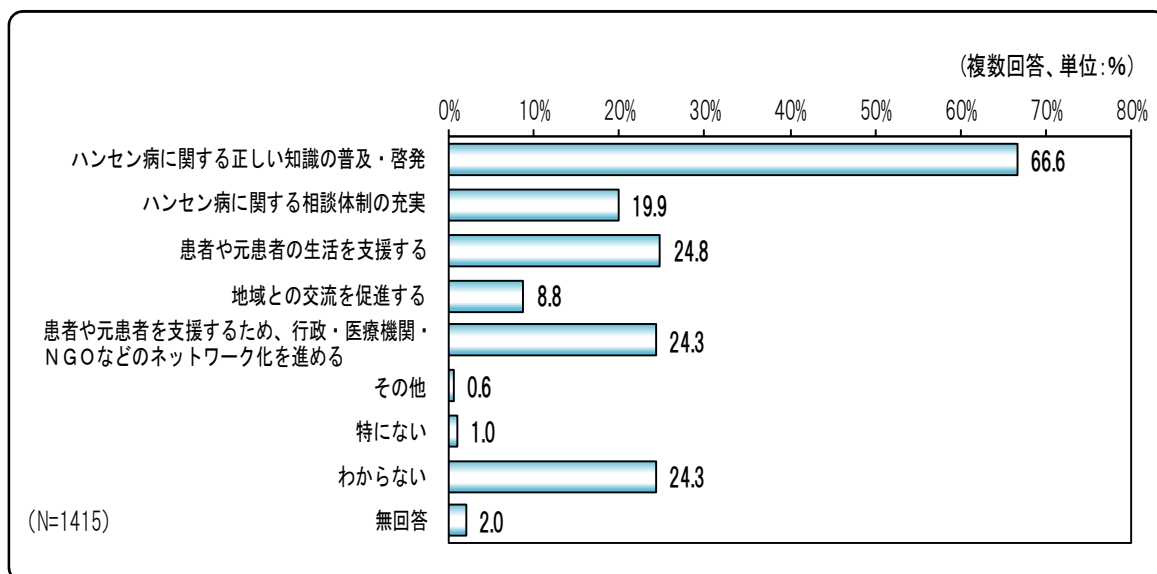
本市の意識調査では、「ハンセン病患者や元患者とその親族に対して、人権の尊重という点からみて特に問題があると思われるのはどういうことですか。」という問いに対して、「怖い病気といった偏見や誤解があること」が47.6%、「わからない」が32.5%となっています。さらに「ハンセン病患者や元患者とその親族の人権が守られるために、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。」という問いに対して、「ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発」が66.6%という結果になっています。

今後は、ハンセン病患者が差別や偏見を受けることなく、より人権が尊重された生活が送れるように、ハンセン病の正しい知識の普及啓発を図るとともに、相談・支援体制の充実を図ることが必要です。

【ハンセン病患者や元患者とその親族に関する人権上の問題点】



【ハンセン病患者や元患者とその親族の人権を守るために必要なこと】



資料：2019年(令和元年)度人権問題に関する意識調査

【具体的な取組】

① 正しい知識の普及・啓発の推進

事業名	事業内容	担当課
※ハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発の推進	ハンセン病患者・元患者等に対する偏見・差別の解消と、回復者・関係者の名誉の回復と社会復帰の推進のために、さまざまな機会を捉え、リーフレットやポスター等を利用してハンセン病に対する正しい知識の普及啓発のために、関係機関・団体とも積極的に連携し市民に対する啓発活動を推進します。	人権同和施策課
ハンセン病問題に関する教育・啓発の推進	厚生労働省が作成したパンフレットやDVD等を使った学習でハンセン病に対する理解を深め、ハンセン病をめぐる人権学習を推進します。	学校支援課

② 相談・支援体制の充実

事業名	事業内容	担当課
ハンセン病回復者等への相談体制の充実	ハンセン病回復者等の自主的な社会復帰を支援するため、関係団体等と連携し社会生活におけるさまざまな問題に対応した相談体制を整備し、社会復帰に向けた各種の支援に取り組んでいきます。また、人権問題の解決を図るため、和歌山地方法務局や療養所、関係機関・団体と密接に連携しながら、人権相談の促進を図ります。	人権同和施策課 保健対策課

③ 人権に配慮した保健医療の推進

事業名	事業内容	担当課
患者本位の適正な医療の促進	患者の意思が尊重され、同意のもとで適正な医療が行われるよう、医療関係機関への働きかけを行い、※インフォームドコンセントの確立や医療体制の充実、診療情報の開示などを促進します。	総務企画課
患者の個人情報の保護	患者のプライバシーを保護するため、医療従事者の守秘義務や医療情報の管理が徹底されるよう、立入検査等において医療関係機関への啓発を推進します。	

(8) 感染症(HIV等)・難病患者等の人権

<現状と課題>

*感染症や*難病については、患者や家族等に対する差別や偏見が今なお根深く残っている状況にあります。

*HIV感染症の治療は、近年、非常に進歩しており、抗HIV薬の投与によりウイルスの増殖を抑え、エイズの発症を抑えることが可能になってきています。しかしながら、今のところウイルスを体内から無くすことは不可能であり、終生、薬剤を服用しなければなりません。このため、医療費が相当な負担になることから、1998年(平成10年)4月「身体障害者福祉法施行令」の一部改正により、HIV感染者等が免疫機能障害として障害認定の対象となり、支援体制が整備されました。

HIVの感染経路は、性的接触や母子感染、注射器のまわし打ち等であり、特に性的接触が感染者の大半を占めます。感染力も弱いウイルスであることから、正しい知識をもち、予防行動をとれば感染することはありません。また、性的接触の中でも、同性間接触における感染が多いですが、異性間の性的接触による感染も増えています。予防行動を行わない性的接触によって、誰もが感染する可能性があるにもかかわらず、誤った知識による同性愛者への偏見が問題となっています。

その他にも近年では、医療の進歩によって、HIV感染者の高齢化が進んでおり、誤った認識による福祉施設の入所拒否や施設内での行き過ぎた対応などが問題となっています。

本市の意識調査では、「感染症(HIV等)・難病患者等の方々に対して、人権の尊重という点からみて特に問題があると思われるのはどういうことですか。」という問いに対して、「感染していることを本人に無断で他人に伝えられること(プライバシーの侵害)」が42.6%、「就職の際や職場において不利な扱いを受けること」が31.7%、「差別的な言動や行為をうけること」が30.4%となっています。さらに「感染症(HIV等)・難病患者等の人権が守られるために、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。」という問いに対して、「エイズ・HIV感染者の正しい知識や人権について、学校教育の充実」が56.5%、「プライバシーに配慮した医療体制やカウンセリング体制の充実」が35.3%という結果になっています。

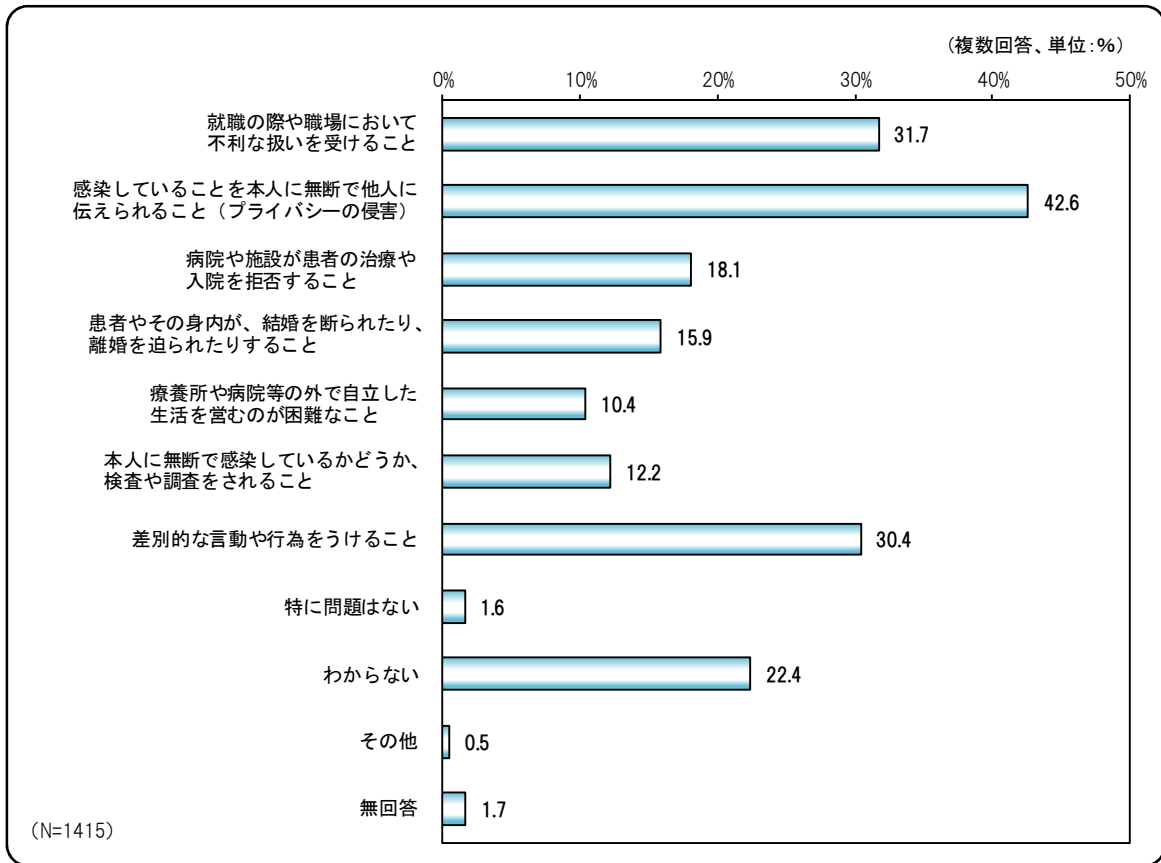
今後は、HIV感染者、難病患者が差別や偏見を受けることなく、より人権が尊重された生活が送れるように、感染症や難病の正しい知識の普及啓発のために、相談・支援体制の充実を図っていくことが必要です。

また、新型コロナウイルスの感染については、感染者や家族等に対する不当な差別的取扱いや、感染者の所属する施設や機関、地域に居住する外国人の方々に対する誤った知識、偏見から生じる差別的取扱いが生じました。

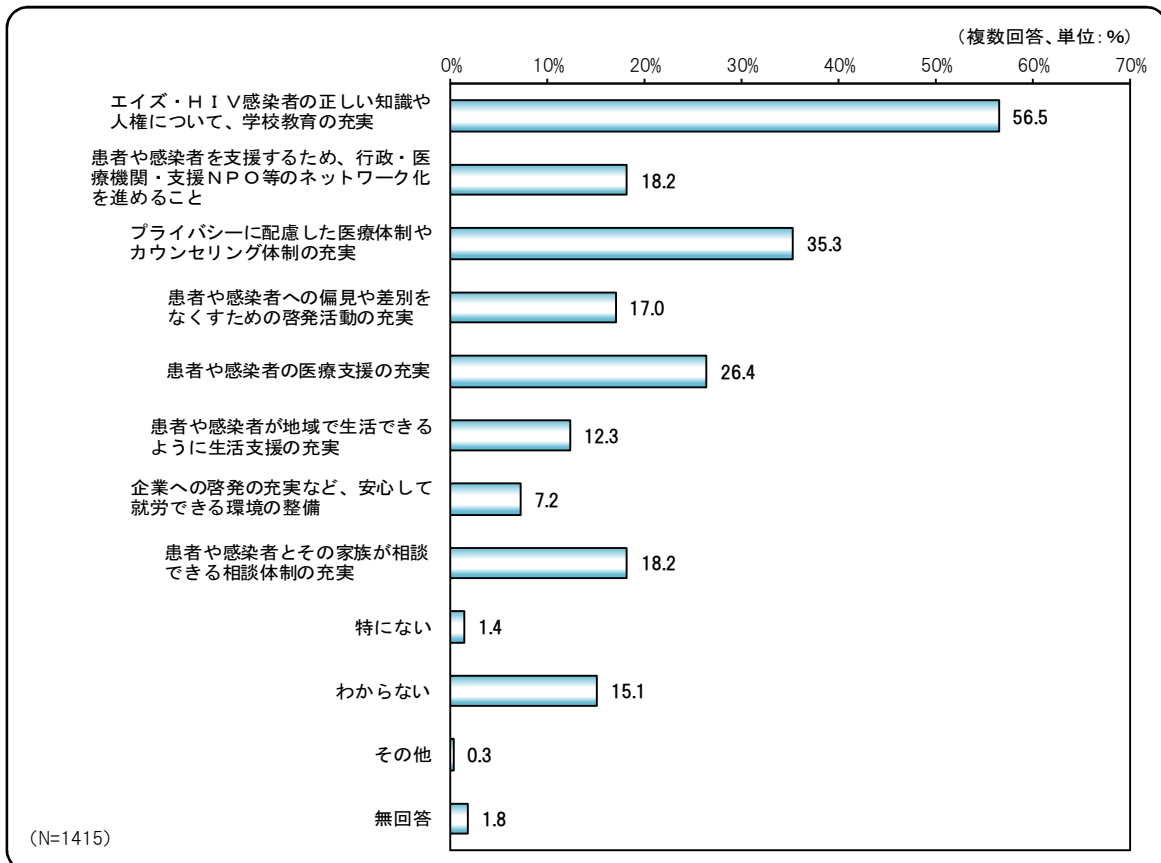
県においては、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等が行われない社会を実現することを目的として、「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」が2020年(令和2年)12月に制定されました。

本市においても、新型コロナウイルスについての誤った知識や差別をなくすための啓発を行い、差別的取扱いを受けた人からの相談を受け付けました。

【感染症（H I V等）・難病患者等に関する人権上の問題点】



【感染症（H I V等）・難病患者等の人権を守るために必要なこと】



【具体的な取組】

① 正しい知識の普及・啓発の推進

事業名	事業内容	担当課
※感染症に関する啓発の推進	※感染症の患者に対する偏見や差別を解消するため啓発を実施します。	人権同和施策課
エイズに関する相談・支援の充実	H I V感染者や感染不安のある人に対して適切な情報提供を行い、プライバシー保護に十分留意しながら相談・支援・検査体制の充実を図るとともに、より柔軟な対応が出来るよう、マンパワーの育成を図り、より良い相談・支援・検査体制づくりを推進します。	保健対策課
エイズ予防教育・啓発の推進	H I V感染予防、H I V感染者やエイズ患者への偏見や差別を解消するため、性教育の一環として、中・高校生を対象に講座を実施します。また検査普及週間・世界エイズデー等に併せた啓発活動を実施し、市民のH I V・エイズに対する理解と認識の向上を図ります。	
	H I Vに関する知識を深めるとともに偏見や差別の解消を図ることを目的に、性に関する教育の一環として、各中学校・高校へ健康に関する啓発教材の配布による活動を実施します。	保健給食管理課
※感染症予防のための啓発の推進	感染症についての予防に関する知識の普及と偏見をなくすため、広報・啓発を実施します。	保健対策課
学校におけるエイズ予防教育・啓発の推進	H I V感染予防、H I V感染者やエイズ患者への偏見や差別を解消するため、性教育や人権教育の充実を図ります。	学校支援課

② 相談・支援体制の充実

事業名	事業内容	担当課
※難病患者に対する医療相談体制等の充実	在宅で療養している難病患者に対して、専門医や関係職種の協力を得て、日常生活に関する相談や指導等の医療相談体制の充実を図ります。	保健対策課
難病患者に対する相談・支援	難病患者の療養生活を支援するため、病気に関する正しい知識と情報を提供する医療相談会を開催するとともに、訪問相談を行い、地域生活での不安の軽減を図ります。	
難病患者への療養支援	長期にわたる療養生活において、医療費の自己負担の軽減を図り、継続治療を支援します。また、患者・家族会を支援し、交流・相互支援を推進します。	
エイズ予防に向けた相談・検査体制の充実	H I V感染に不安をもつ市民に対して、保健所における相談、抗体検査を実施します。プライバシーへの十分な配慮・対応を図るとともに、マンパワーの育成により相談体制の充実を図ります。	
※感染症に感染した市民に対してのフォローアップ	※感染症に感染した市民を対象に、感染に起因した人権に関する困りごとがある場合、相談対応を行います。	人権同和施策課

③ 人権に配慮した保健医療の推進

事業名	事業内容	担当課
患者本位の適正な医療の促進	患者の意思が尊重され、同意のもとで適正な医療が行われるよう、医療関係機関への働きかけを行い、*インフォームドコンセントの確立や医療体制の充実、診療情報の開示などを促進します。また、*感染症などの入院についても、医療関係団体との連携のもと、患者本人の意思が尊重された適切な対応を行います。	総務企画課 保健対策課
患者の個人情報の保護	患者のプライバシーを保護するため、医療従事者の守秘義務や医療情報の管理が徹底されるよう、立入検査等において医療関係機関への啓発を進めます。	総務企画課 保健対策課

(9) 犯罪被害者及びその家族の人権

<現状と課題>

犯罪被害者やその家族は、いわれのない噂や中傷により傷つけられ、被害者等の人権は放置されてきました。犯罪被害者等は、生命を奪われる、傷害を負わされる、財産を奪われるといった直接的な被害のみならず、被害にあったことによる精神的な苦痛や身体の不調、捜査・裁判の過程での精神的・時間的負担、誹謗中傷、マスメディアの報道などによるプライバシーの侵害等の二次的被害に苦しめられる場合もあります。また、主たる生計者を失ったり、通院や裁判のために仕事を休んだりして、生活が苦しくなる被害者やその家族もいます。このような深刻な被害にもかかわらず、社会や対人への不信から犯罪被害者等が周囲との接触をためらうことや、その取り巻く状況を理解されずに社会から孤立してしまう事例も見受けられます。

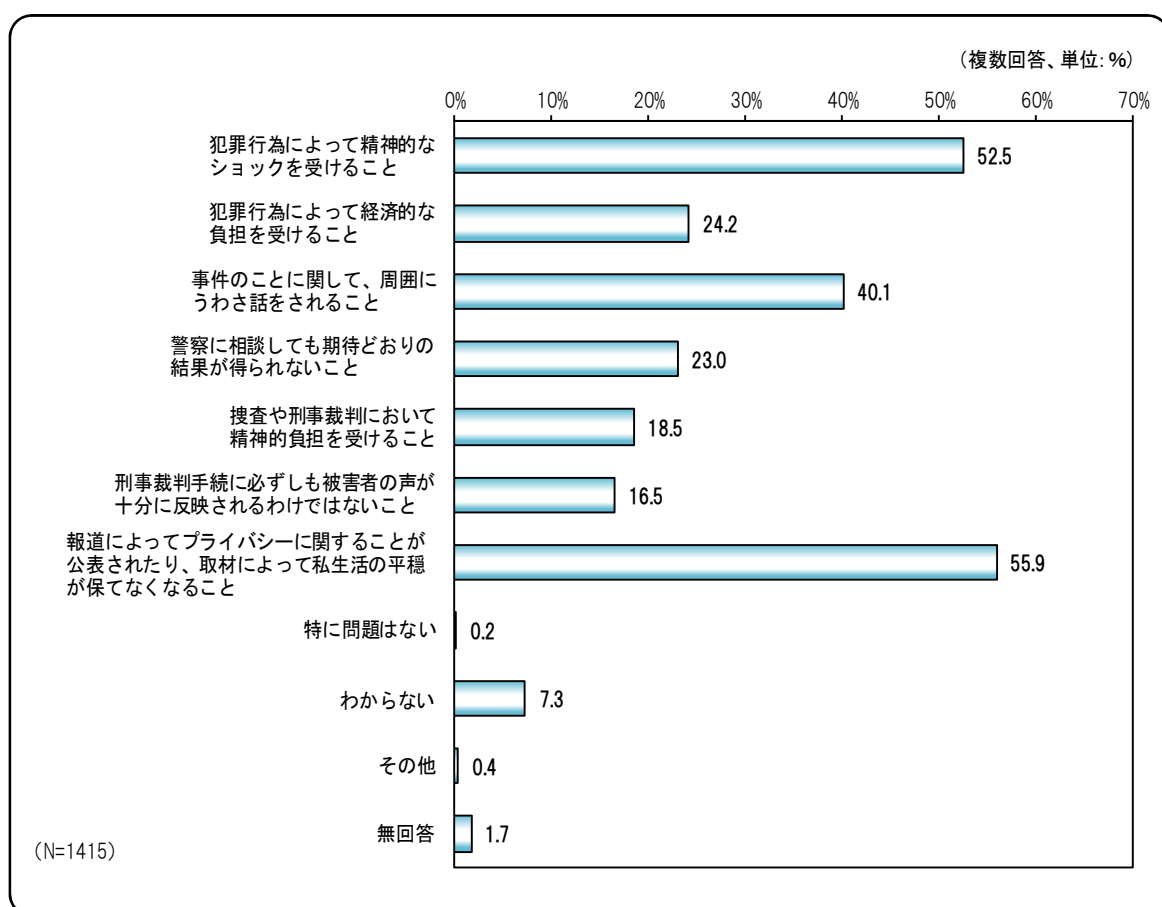
また、本市の意識調査では、「犯罪被害者とその家族の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。」という問いに対して、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること」が55.9%、「犯罪行為によって精神的なショックを受けること」が52.5%となっています。さらに「犯罪被害者及びその家族の人権が守られるために、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。」という問いに対して、「マスコミなどは犯罪被害者等の人権に配慮した報道や取材を行う」が63.6%、「犯罪被害者等のための相談・支援体制を充実する」が46.3%という調査結果が出ています。

犯罪被害者等の人権擁護と支援の必要性が高まる中、被害者団体等が犯罪被害者やその家族が置かれている深刻な状況を訴え続けた結果、国においては、2005年（平成17年）に「犯罪被害者等基本法」が施行されました。さらに、基本法に基づき犯罪被害者等のための施策を推進するため、2021年（令和3年）「第4次犯罪被害者等基本計画」が策定されました。そして、2008年（平成20年）12月より被害者が刑事裁判に参加できる制度が始まり、2023年（令和5年）には「刑法等の一部を改正する法律」が施行され、刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度が新たに導入されました。

また本市においては、市・市民・事業者及び犯罪被害者等支援団体が連携し、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添った支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、2020年（令和2年）「和歌山市犯罪被害者等支援条例」が制定されました。

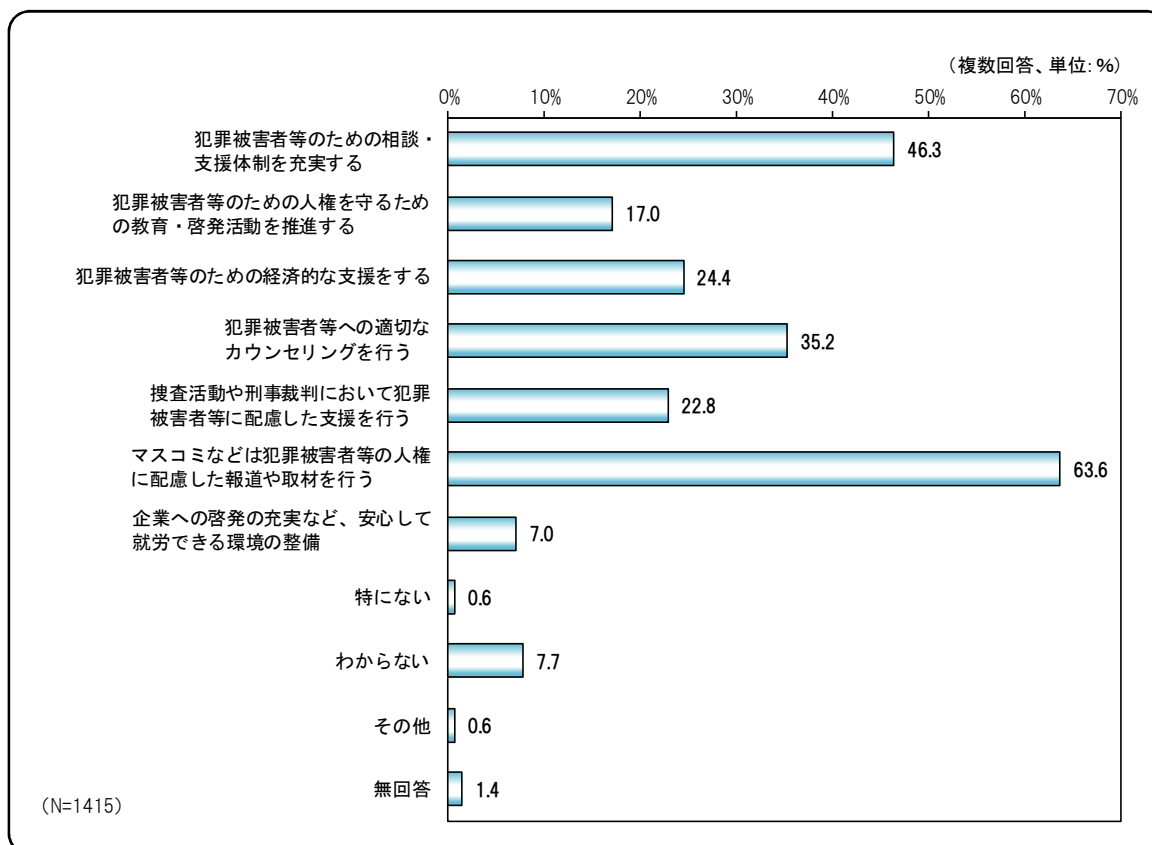
今後は、犯罪被害者及びその家族の名誉やおだやかな生活を傷つけないよう、社会全体で支え合うことのできる体制を構築し、十分な配慮ある言動が行われるよう、関係機関や関係団体と当事者及びその家族等の心情や立場について、積極的に理解を深めるための啓発活動を推進するとともに、犯罪被害者等に対する相談体制の充実や、犯罪被害者等一人ひとりに合わせた支援の充実を図ります。

【犯罪被害者とその家族に関する人権上の問題点】



資料:2019年(令和元年)度人権問題に関する意識調査

【犯罪被害者とその家族の人権を守るために必要なこと】



資料:2019年(令和元年)度人権問題に関する意識調査

【具体的な取組】

① 犯罪被害者及びその家族の人権に関する啓発の推進

事業名	事業内容	担当課
市民への啓発活動の推進	犯罪被害者及びその家族が直面する様々な困難や支援の必要性について、市民の認識を深めていけるように、警察や関係機関と協力して啓発を行います。	人権同和施策課

② 相談・支援体制の充実

事業名	事業内容	担当課
犯罪被害者等への相談・支援体制の充実	犯罪被害者及びその家族が相談できるよう相談窓口を設置するとともに、被害者支援団体の活動を支援します。	人権同和施策課
関係機関等との連携	関係機関等と連携し、相互に協力して犯罪被害者等の支援を推進する体制の整備を行います。	
相談に係る人材の育成	犯罪被害者等の支援の推進に寄与する人材の育成を目的として、犯罪被害者等の支援に関する関係部署との連携を図るとともに、研修やその他必要な施策を実施します。	
経済的支援	特定の犯罪被害者等の経済的な負担を軽減するため、犯罪被害者等見舞金の支給を行います。	住宅第1課
住宅の整備	2020年(令和2年)4月1日施行の和歌山市犯罪被害者等支援条例に基づき、2020年(令和2年)6月の定期募集の抽選時から優先枠を設けています。	

(10) 刑事手続きに関わりをもった人の人権

<現状と課題>

刑事手続きに関わりをもった人とは、刑務所などを出所した人、警察をはじめとする捜査機関から捜査の対象とされてはいるものの、起訴されていない人（被疑者）や起訴されてはいるが、その裁判が確定していない人（被告人）のことです。

刑務所などを出所した人を取りまく状況は、住宅の確保や就労など基本的な生活基盤が安定していないことや、相談する人が周囲にいないことが原因となり、再犯を引き起こす割合（再犯者率）が上昇を続け、2018年（平成30年）には過去最高の48.8%となるなど、再犯の防止が極めて重要な社会課題となっています。

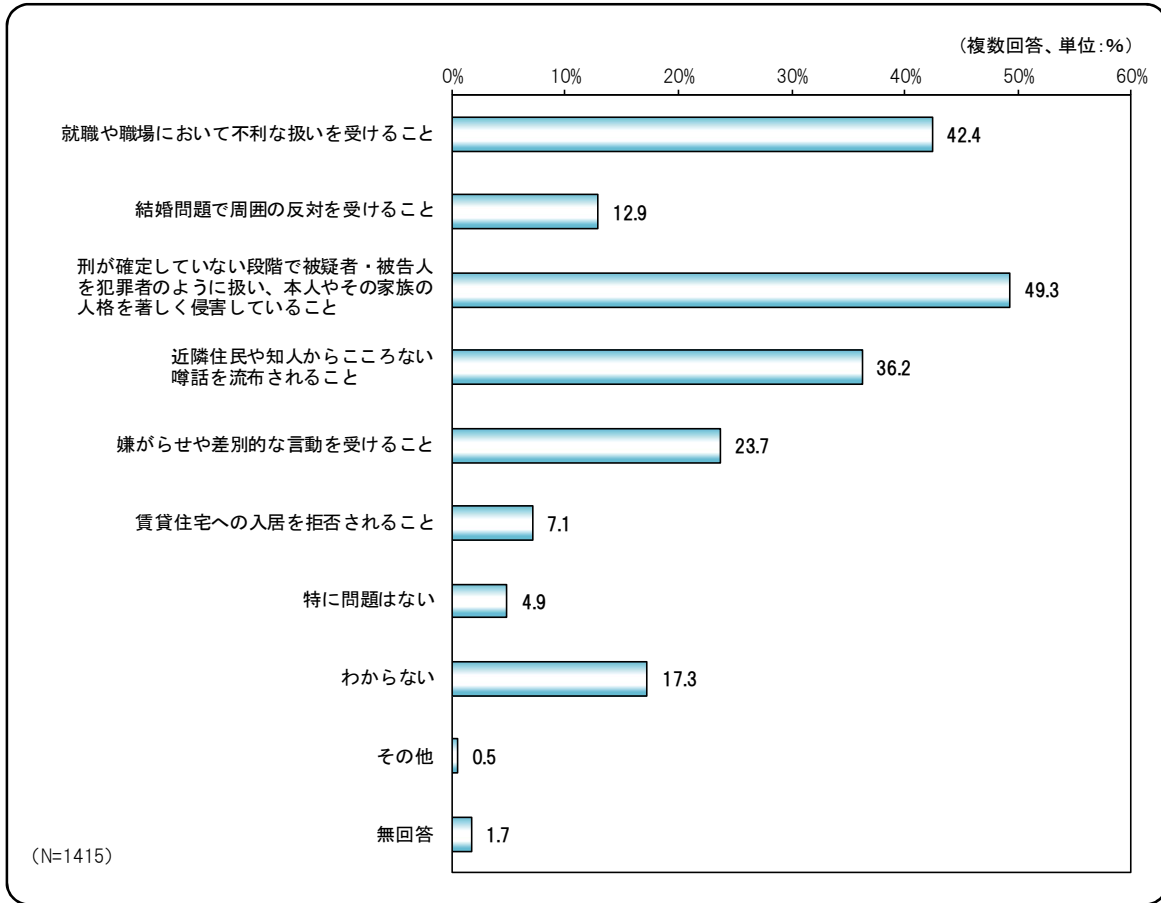
また、被疑者や被告人を取りまく状況では、誤解や偏見により、有罪が確定していない段階であるにも関わらず犯罪者のように扱われ、本人やその家族の人権が著しく侵害されている事例が見受けられます。

本市の意識調査では、「刑事手続きに関わりをもった人(刑務所などを出所した人や被疑者、被告人など)の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。」という問いに対して、「刑が確定していない段階で被疑者・被告人を犯罪者のように扱い、本人やその家族の人格を著しく侵害していること」が49.3%、「就職や職場において不利な扱いを受けること」が42.4%、「近隣住民や知人からこころない噂話を流布されること」が36.2%となっています。さらに「刑事手続きに関わりをもった人の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。」という問いに対して、「刑事手続きに関わりをもった人やその家族のプライバシーを守ること」が54.6%、「就労支援など社会復帰の手助けをすること」が38.3%という結果になっています。

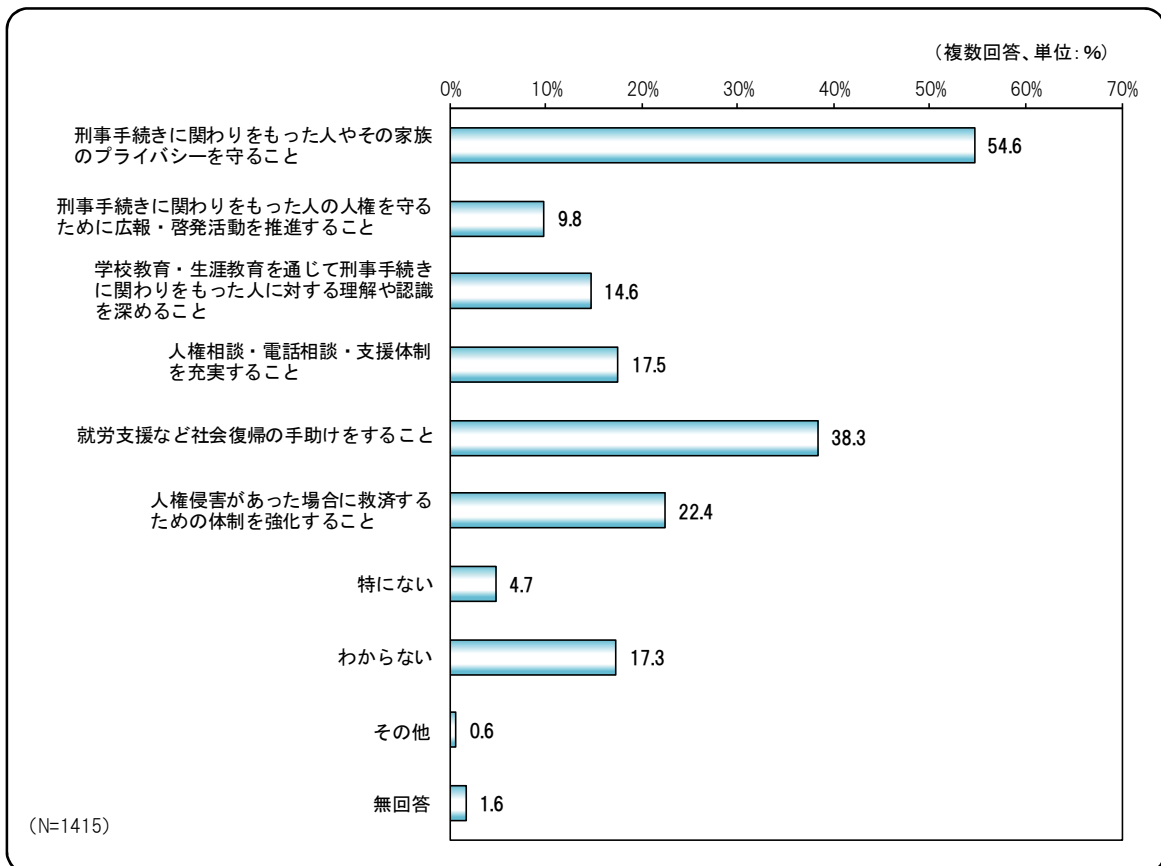
こうした中、2016年（平成28年）には、「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」が公布、施行されました。この法律においては、国及び地方公共団体の責務を明示するとともに、対策の基本的事項を掲げ、再犯防止対策を総合的かつ計画的に推進することが定められています。また、矯正施設が所在する各自治体が連携し、再犯防止に向けた情報交換や施策を実施することを目的として、2019年（令和元年）には、「矯正施設所在自治体会議」が設立されました。

刑事手続きに関わりをもった人たちに対する偏見や差別意識を解消し、社会において孤立させないためには、職場や地域の人たちの理解と支援を得るとともに、関係機関と連携し更生保護等の啓発活動や相談体制を充実していくなどの取組を積極的に推進していくことが必要です。

【刑事手続きに関わりをもった人に関する人権上の問題点】



【刑事手続きに関わりをもった人の人権を守るために必要なこと】



【具体的な取組】

① 刑事手続きに関わりをもった人の人権に関する啓発の推進

事業名	事業内容	担当課
市民への啓発活動の推進	刑事手続きに関わりをもった人の置かれている現状や支援の必要性について、市民の認識を深めていけるように、関係機関と連携し、啓発を行います。	人権同和施策課

② 相談・支援体制の充実

事業名	事業内容	担当課
保護観察対象者への就労支援	保護観察に付される人の再犯及び再非行の防止並びに社会復帰の促進を図るために、就労支援として、保護観察対象者を市の会計年度任用職員として一定期間任用します。	人事課
刑事手続きに関わりをもった人への支援	刑事手続きに関わりをもった人の社会復帰を支援するため、人権相談窓口で対応するとともに、関係機関への支援等を実施します。	人権同和施策課
再犯防止を目的とした関係機関への支援	再犯及び再非行の防止並びに社会復帰を目的とする関係機関への支援等を実施します。	

(11) インターネット上での人権侵害

<現状と課題>

インターネットの普及により、情報の収集・発信の利便性は大きく向上しましたが、半面、その匿名性を悪用し、*SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）やホームページ、電子掲示板に個人や集団等を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現の掲載等の人権侵害が増加しています。

こうした状況を踏まえ、2002年（平成14年）に、インターネット上の情報の流通によって権利の侵害があった場合は、プロバイダ等の責任範囲や発信者情報の開示を請求する権利を定めた「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が施行されました。一方、プロバイダ業界においても、2007年（平成19年）に、発信者情報の開示請求手続や判断基準をまとめた「プロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガイドライン」を定めるなどの取組を行っています。さらに、子どもたちが有害情報に接触したり、犯罪に巻き込まれたりする状況を受けて、2018年（平成30年）に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」が改正され、国及び地方自治体にインターネットの適切な利用に関する教育の推進が義務付けられました。しかし、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が成立後約20年経過し、同法制定時には想定されていなかったソーシャルネットワーキングサービス（「SNS」）などが広く普及し、情報流通の基盤として機能するようになると、これに伴い、インターネット上の誹謗中傷が改めて深刻な問題として広く認識されるようになり、誹謗中傷対策の強化を求める世論が高まったことを背景に、誹謗中傷等による権利侵害について円滑な被害者救済を図り、発信者情報開示について新たな裁判手続（非訟手続）を創設するなどの制度見直しを目的として、2021年（令和3年）にプロバイダ責任制限法の一部が改正され、2022年（令和4年）に施行されました。また、同年「刑法等の一部を改正する法律」が成立し、そのうち、侮辱罪の法定刑の引上げに係る規定が施行され、人を侮辱した行為に適用される侮辱罪に、新たに懲役刑と禁錮刑、罰金刑が加わり、SNS上での誹謗中傷など、悪質な行為への対処がこれまで以上に厳しくなりました。

本市の意識調査では、「現在の情報化社会（インターネット等）で、特にどのような人権侵害の問題が起きていると思いますか。」という問いに対して、「他人を傷つけたり、差別を助長する表現等が掲載されること」が63.5%、「個人情報もれていること」が54.8%、「子どもたちが他人を傷つけたり、いじめに関する情報を掲載していること」が37.5%となっています。

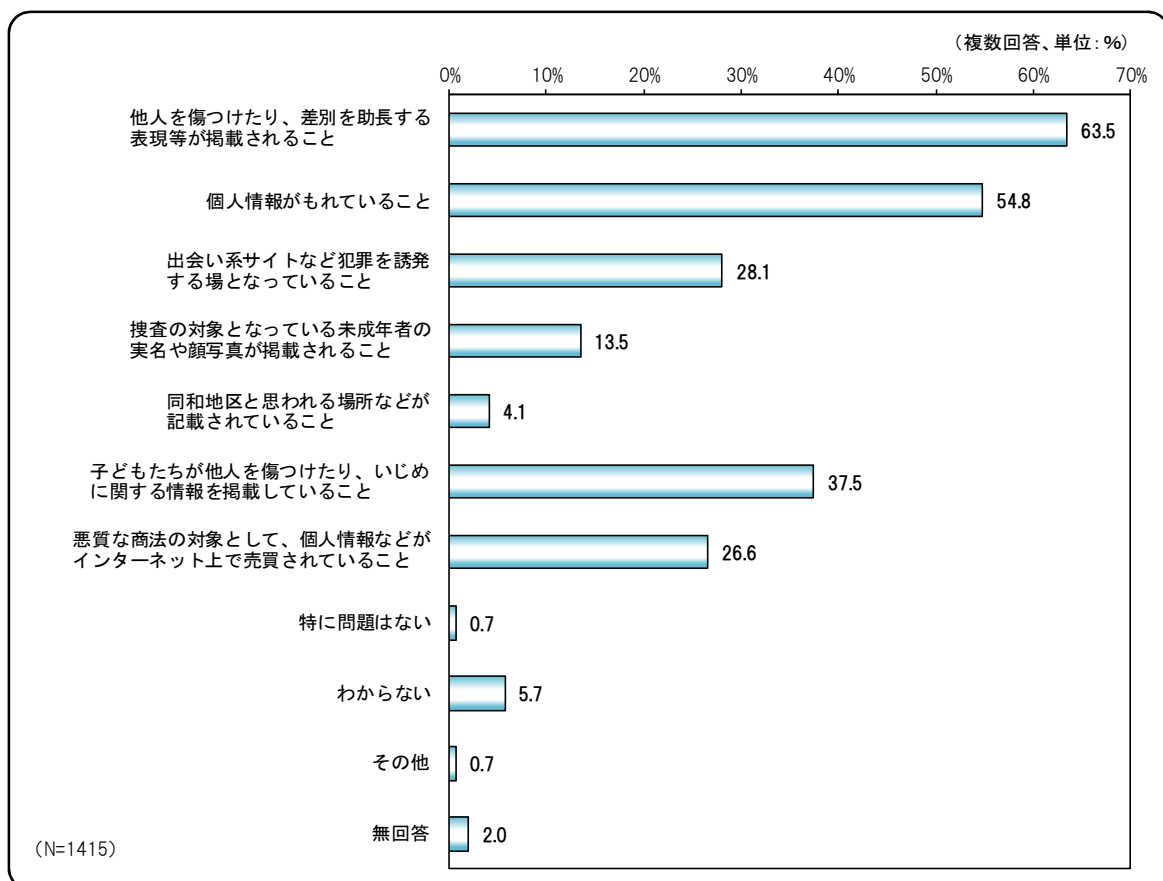
さらに「インターネット等による人権侵害を解決するために、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。」という問いに対して、「違法な情報発信者に対する監視・取締りを強化する」が59.0%、「インターネット上の悪質な差別書き込みの早期発見と拡散防止を図るため、モニタリング（監視）事業を実施する」58.5%、「プロバイダに対し情報の停止・削除を求める」が46.5%という結果になっています。

こうした中、本市では、2018年（平成30年）から、インターネット上での差別書き込みなどを早期に発見することを目的として、「インターネットモニタリング事業」

に取り組んでいます。また、和歌山地方法務局や和歌山県と連携し、インターネット上で発見した差別書き込みについては、プロバイダ等に対して削除要請を実施するなど迅速な対応を行い、被害の拡大防止を図ります。

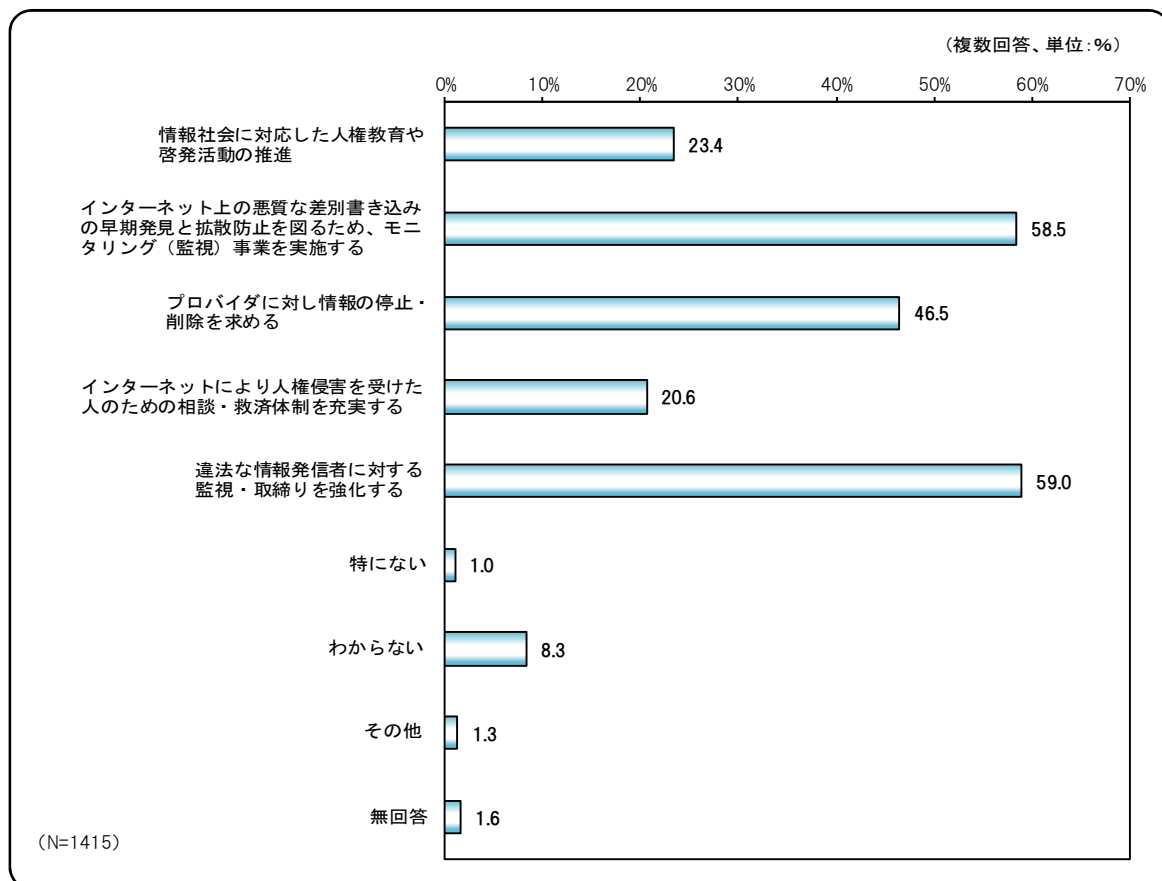
また、今後も、インターネット上での人権侵害やプライバシーの保護に関する理解を深めるとともに、情報の収集・発信に関する正しい知識を身に付け、マナーやルールを守ってインターネットを活用できるよう、啓発活動を推進していく必要があります。

【情報化社会（インターネット等）における人権上の問題点】



資料：2019年（令和元年）度人権問題に関する意識調査

【情報化社会（インターネット等）における人権侵害を解決するために必要なこと】



資料:2019年(令和元年)度人権問題に関する意識調査

【具体的な取組】

① 情報化社会に対応した人権教育・啓発の推進

事業名	事業内容	担当課
* SNS等による人権侵害の対応	児童・生徒・保護者を対象とした情報モラル教室を通して、SNS等を利用する上での正しい使い方や、人権を守るための利用者責任について啓発を行います。	少年センター
	インターネット上の人権について、認識を深めるために、啓発ビデオ等を貸し出し、啓発を推進します。	
市民への啓発活動の推進	人権侵害の相談に応じたり、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深める啓発活動を推進します。また、インターネットの正しい利用と、個人のプライバシーを守るための教育・啓発活動を推進します。	人権同和施策課
人権侵害に対する啓発活動の推進	講演会や市の広報媒体を通じて、インターネットによる人権侵害に関する啓発活動を推進します。	

② 人権侵害に対する対応と相談体制の充実

事業名	事業内容	担当課
人権相談に関する国・県との連携・協力	複雑化・多様化する人権侵犯事件に対応するため、国・県等関係機関との連携・協力体制の強化を図り人権侵害に対する相談に対応します。	人権同和施策課
関係機関との連携	インターネットによる人権侵害に対しては、法務局をはじめ関係機関との連携・協力を図り、プロバイダ等に対する申入れなどの適切な対応を図ります。	
モニタリング事業	インターネット上に書き込まれた差別書き込みの早期の発見を目的として、モニタリング事業を実施するとともに、拡散防止を図るため、差別書き込みについてプロバイダに対して削除要請を実施します。	
「ネット110番」の実施	インターネット上で誹謗中傷やいじめなどの人権侵害を受けている方からの相談を受け付け、関係機関と連携しながら本人と一緒に問題解決に取り組みます。	

(12) 災害被害者の人権

<現状と課題>

2011年(平成23年)3月11日に発生した東日本大震災では、地震や津波の発生により、東北地方を中心とした東日本に甚大な被害をもたらしました。また、福島第一原子力発電所の事故により周辺住民に避難指示が出されるなど、未だに多くの人々が避難生活を余儀なくされています。

同年9月に発生した、紀伊半島における台風12号による豪雨災害や、2018年(平成30年)6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震などでは、広範囲に渡って家屋の倒壊等が生じるなど甚大な被害が発生しました。こうした災害において、被害を受けた多くの人々が避難する中、避難所運営等での高齢者、障がいのある人、女性、外国人等への配慮が求められています。

また、福島第一原子力発電所の事故では、放射能汚染等を理由とする被災者の子どもへのいじめをはじめさまざまな風評被害が発生するなど、災害時における人権問題が顕在化しました。

和歌山市に影響をおよぼす災害として、南海トラフによる海溝型地震や中央構造線による直下型地震、台風や集中豪雨による風水害等が想定されており、災害時においても人権が十分に尊重されるような取組の推進が必要です。

【具体的な取組】

① 啓発活動の推進

事業名	事業内容	担当課
要配慮者等に対する災害対応の啓発	避難に支援を要する方や外国人など、あらゆる方が参加して実施される、地域の防災訓練を支援します。また、災害時に必要となる知識の普及、啓発を推進します。	地域安全課 高齢者・地域福祉課
在住外国人対象の防災講座	日本の生活習慣に慣れていない外国人に対して、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動について啓発します。	国際交流課
市民への啓発活動の推進	どんな状況でも、人が人として尊ばれることの大切さを自覚して、すべての人の人権が適切に守られるよう、市民一人ひとりが人権への配慮について関心と認識を深めていけるように啓発活動を推進します。	人権同和施策課

② 災害時の対応

事業名	事業内容	担当課
人権の視点にたった災害発生への対応	災害時に開設する避難所等の運営において、プライバシーの保護や「My コミュニケーションカード」を用いた意思疎通を含む要配慮者等への配慮、男女のニーズの違いや*LGBT・性同一性障害のある人等への配慮等に留意の上、そのために必要なスペースを確保する等の取組を推進します。	総合防災課
	災害発生時には、要配慮者や男女のニーズの違い等に配慮した救援食料・水・生活必需品等を提供できるように、備蓄等の整備を実施します。	総合防災課 地域安全課
災害相談の実施・風評被害の防止	災害時の支援や情報の伝達、情報の提供、避難場所等の体制整備などにあたっては、人権に十分に配慮した運営を図ります。	総合防災課

(13) 性的マイノリティの人権

<現状と課題>

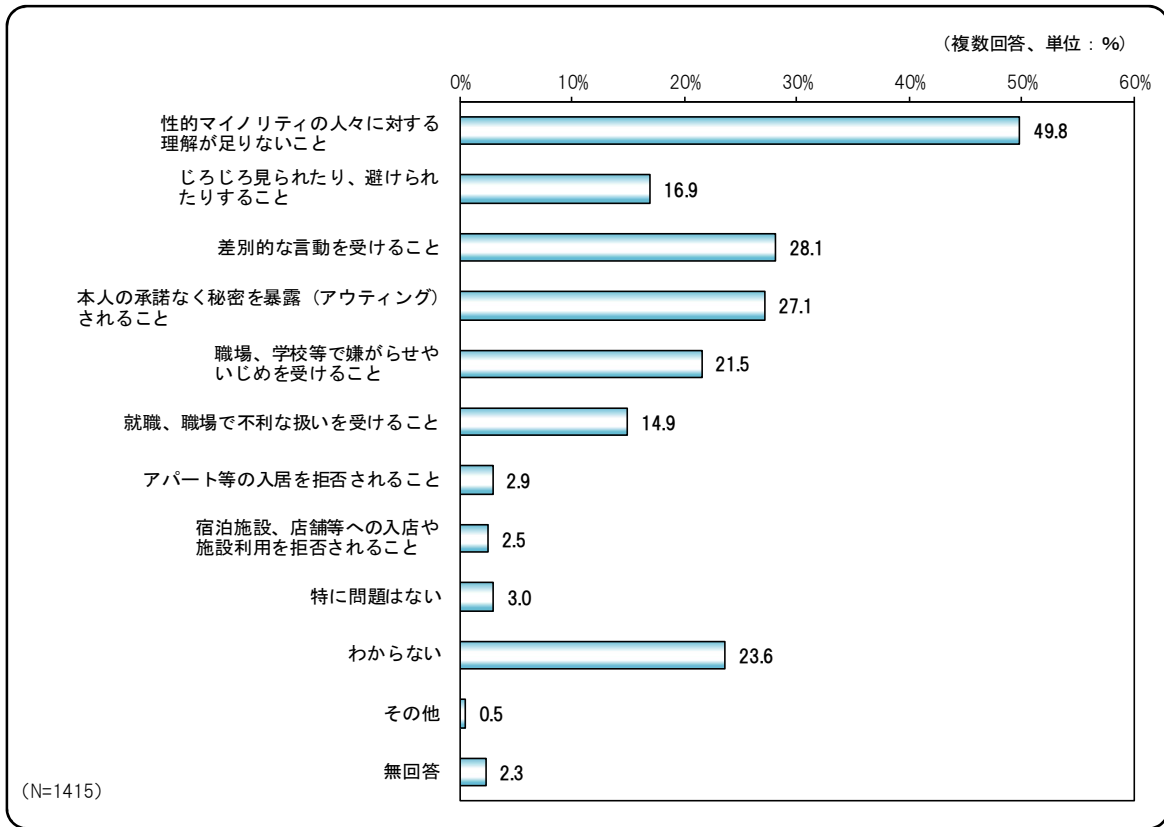
※性的マイノリティとは、「からだの性」と「こころの性」が一致しない人や、同性愛や両性愛といった性的指向などを持った人のことです。こうした人は、日常生活のさまざまな場面で、嫌がらせや差別的な言葉で心が傷つけられたり、社会や職場等でも不適切な扱いを受けたりするなど、周囲の理解が得られず偏見や差別により強い精神的な負担を負わされています。これらの人をとりまく環境は、未だに人権が守られていない多くの状況が存在しています。

本市の意識調査では、「性的マイノリティの人に、どのような人権問題が起きていると思いますか。」という問いに対して、「性的マイノリティの人々に対する理解が足りないこと」が49.8%となっています。さらに「性的マイノリティの人の人権を配慮するために、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。」という問いに対して、「性的マイノリティの人を理解するための教育・啓発広報活動を推進する」が40.0%、「性的マイノリティの人のプライバシーを保護する」が38.9%という結果になっています。

また、2023年（令和5年）には、全ての国民が、その性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、性的指向とジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を推進することを目的として、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。

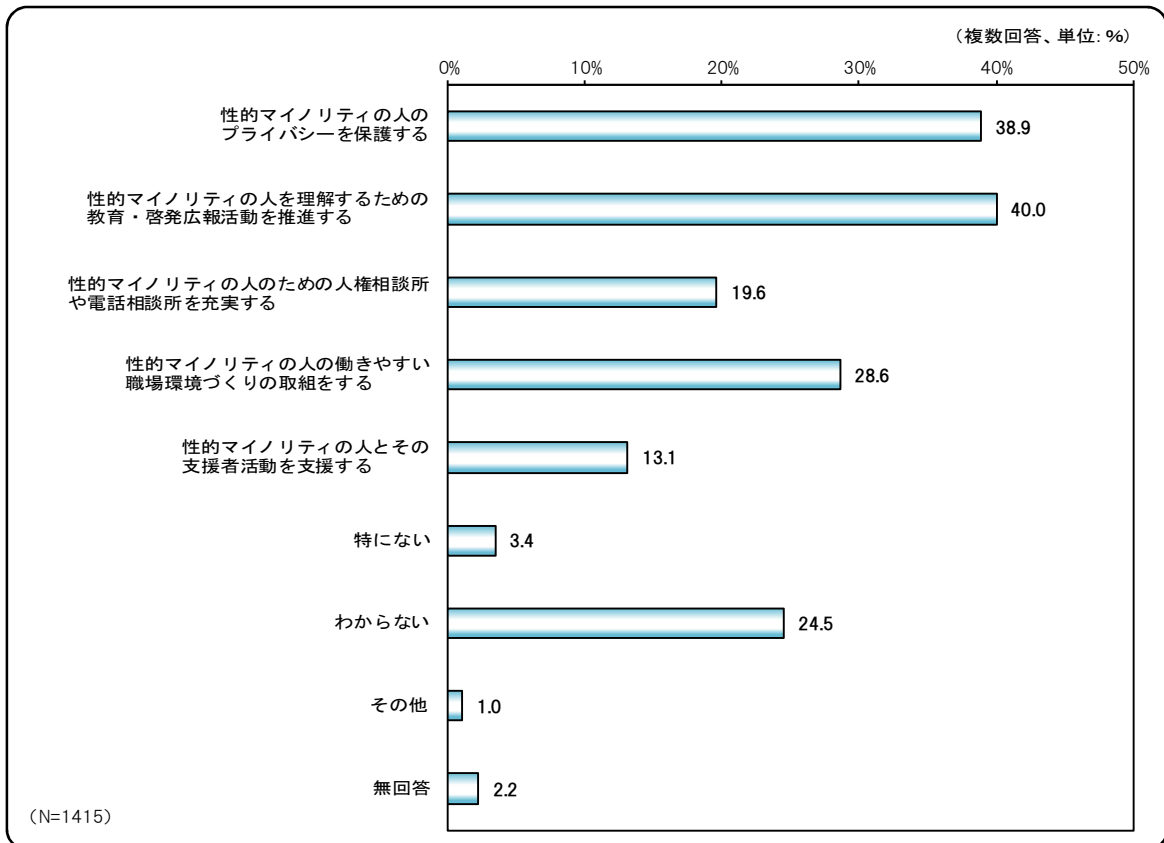
性は多様であり、人それぞれに異なることへの理解が不可欠であり、すべての人が互いの違いを認め合い、個人を尊重しながら多様性のある社会を築いていくことが必要です。本市では、今後も、性的マイノリティに対する正しい認識が深まるよう、啓発活動の推進、相談体制を充実し、偏見や差別のない社会づくりに取り組んでいきます。

【性的マイノリティの人に関する人権上の問題点】



資料:2019年(令和元年)度人権問題に関する意識調査

【性的マイノリティの人の人権を守るために必要なこと】



資料:2019年(令和元年)度人権問題に関する意識調査

【具体的な取組】

① 教育・啓発の推進

事業名	事業内容	担当課
職員への研修	課長級以上の職員、各職位の新任者、新規採用職員、会計年度任用職員を対象に、*LGBTに関する理解を深めるため人権研修を行います。	人事課
*性的マイノリティの人権の尊重	*LGBT理解増進法成立を受け、性的マイノリティに対する偏見をなくし、理解を広めるための啓発について更なる推進を図ります。	男女共生推進課
	性的マイノリティの人権についての認識を深めるために、啓発ビデオ等の貸し出しを実施して啓発を推進します。	人権同和施策課
市民への啓発活動の推進	性的マイノリティなど多様な性への理解を深め、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できるように取り組みます。	男女共生推進課 人権同和施策課
意識啓発の推進と適切な対応	差別や偏見をなくすための啓発および関係機関や団体等と連携した個々の事象への適切な対応を図ります。	人権同和施策課
	性的マイノリティに対する差別や偏見をなくすための理解・啓発を広め、個々の事象に対する適切な支援や配慮への対応を図ります。	学校支援課

② 相談・支援体制の充実

事業名	事業内容	担当課
相談・支援体制の充実	関係機関との連携により相談体制の充実を図ります。	男女共生推進課
相談窓口の設置	国・県・市の関係機関、*NPO等と連携して、相談・支援体制の充実を図ります。	人権同和施策課
教育相談	文部科学省が作成した教職員向けの冊子等を校内研修で活用し、教職員の理解促進を図るとともに、児童生徒及び保護者に対し、きめ細かな配慮を図ります。	学校支援課
	保護者や児童生徒の悩みや不安については、各校配置のスクールカウンセラー及び子ども支援センターにおける教育相談において対応するなど、相談・支援体制の充実を図ります。	学校支援課 子ども支援センター
住宅の整備	異性間・同性間を問わず、事実婚における配偶者があれば、市営住宅の募集に応募することができます。	住宅第1課

(14)働く人の人権

<現状と課題>

近年の少子高齢化による社会構造の変化や経済・産業構造の国際化の進展に伴う競争の激化、労働者の価値観の多様化等を背景に仕事・働き方に関する意識は大きく変化しています。このような中、非正規雇用の割合が労働者全体の4割近くを占めるようになり、正規雇用と比べた雇用の安定性や賃金の格差等が社会全体の問題となっています。また、長時間にわたる過重な労働による過労死等の問題も深刻化しており、その防止策の推進が求められます。

労働者を取り巻く環境は、正規雇用・非正規雇用といった任用形態の違いによる格差や不当な労働の押し付け、性別・年齢・障害の有無・国籍等による差別的な待遇等、人権に関わるさまざまな問題が生じています。また、職場における^{*}セクシュアル・ハラスメントや^{*}パワー・ハラスメント等によって人格や尊厳が不当に傷つけられ、場合によっては、退職や自殺に追い込まれてしまうケースもあり、人権が十分に保障されていない状況です。

こうした現状を受け、2014年(平成26年)11月に「過労死等防止対策推進法」が成立したほか、2016年(平成28年)6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の中で、働き方改革の3つの柱として「同一労働同一賃金の実現」「長時間労働の是正」「高齢者の就労促進」の推進が盛り込まれました。

そして、2019年(令和元年)6月には、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」が改正、2020年(令和2年)6月に施行され、セクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止措置に関する国・事業主・労働者の責務が明確化されました。また、2019年(令和元年)には、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(労働施策総合推進法)」が改正、2020年(令和2年)6月に施行され、パワー・ハラスメントについての防止措置が事業主に義務付けられたほか、ハラスメントの相談をした労働者に対して事業主が不利益な取扱いを行うことが禁止されました。

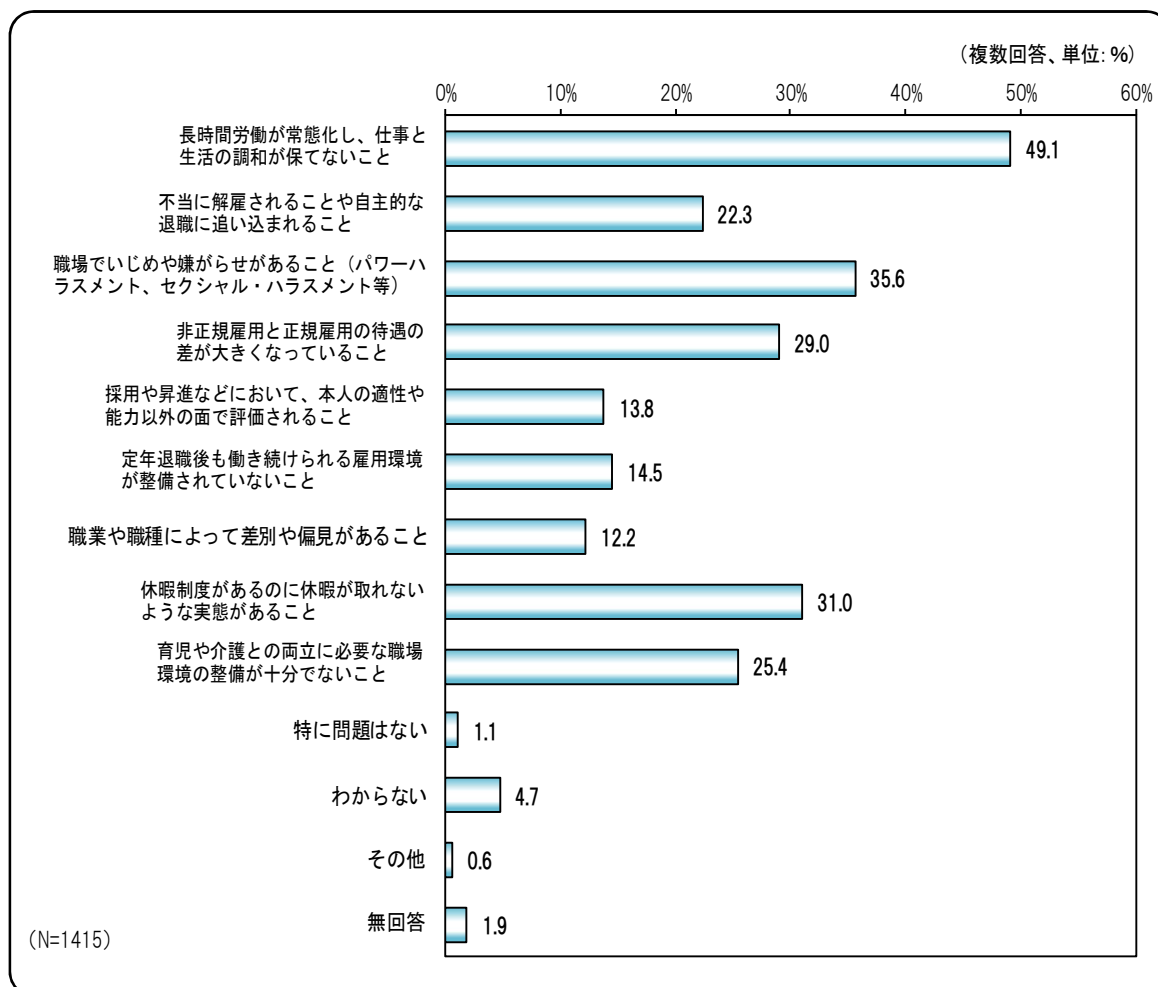
こうした中、本市の意識調査では、「働く人に関することがらで、特にどのようなことが問題だと思いますか。」という問いに対して、「長時間労働が常態化し、仕事と生活の調和が保てないこと」が49.1%、「職場でいじめや嫌がらせがあること(^{*}パワー・ハラスメント、^{*}セクシュアル・ハラスメント等)」が35.6%、「休暇制度があるのに休暇が取れないような実態があること」が31.0%となっています。さらに「働く人の人権を守るためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。」という問いに対して、「長時間労働の抑制や有給休暇等の休暇の取得の取組を促進する」が57.5%、「育児・介護休業制度の充実や育児・介護休業の取りやすい環境の整備」が37.7%という結果になっていることから、働き方に対する市民の意識の高さが伺えます。

今後は、ハラスメントの発生しない職場環境に向けた取組や、仕事と生活の調和(^{*}ワーク・ライフ・バランス)が図られ、また就労による経済的自立が可能で、健康で豊

かな生活のための時間が確保でき、一人ひとりが多様な働き方・生き方を選択できる社会の実現に向けた取組が求められています。このことは、社会全体の活力と成長力を高め、持続可能な社会の実現にも寄与することにつながります。

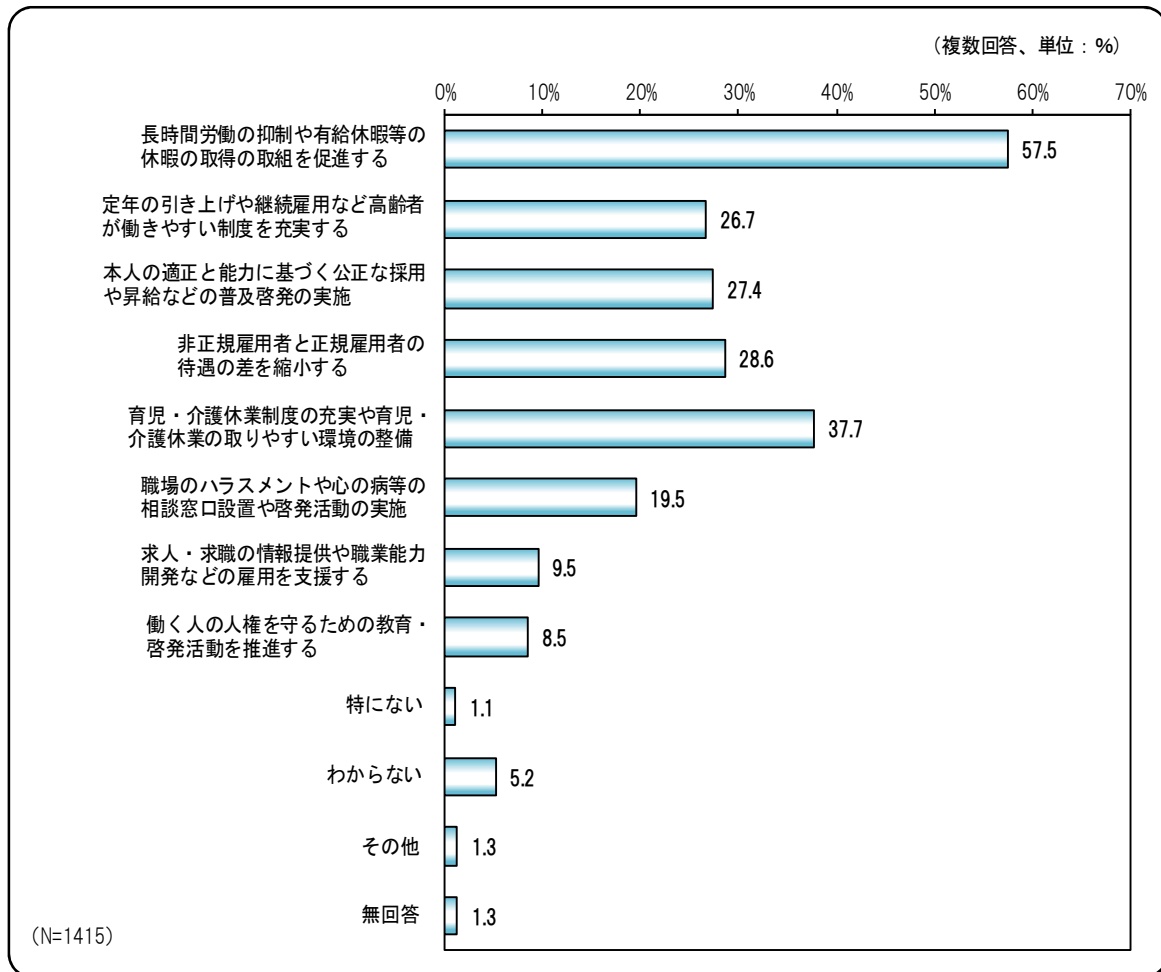
本市でも、個人はもとより、社会全体の利益のため、職場で働くすべての人の人権が尊重され、健康で長く働き続けられる良好な環境づくりを推進することが必要です。

【働く人に関する人権上の問題点】



資料:2019年(令和元年)度人権問題に関する意識調査

【働く人の人権を守るために必要なこと】



資料:2019年(令和元年)度人権問題に関する意識調査

【具体的な取組】

① 教育・啓発の推進

事業名	事業内容	担当課
市民・企業における人権教育・啓発の促進	企業や自治会、各種団体等において、一人ひとりが人権問題に関心を持ち、さらに理解を深めるような研修や学習会等を積極的に開催するため、要望に応じて指導員を派遣し、人権講演等を実施します。 働く人の人権について、認識を深めるために、啓発ビデオ等を貸し出し、啓発を推進します。	人権同和施策課
介護保険サービス事業者への啓発	介護保険サービス事業者に対する集団指導において、介護労働者の労働条件の確保・改善に関する啓発を行います。	指導監査課
市職員・教職員等に対する研修	企業局職員を対象に人権研修を行います。	企業総務課

② 就労支援・相談体制の充実

事業名	事業内容	担当課
各種ハラスメントやメンタルヘルスケアの充実	職場における※セクシュアル・ハラスメントや※パワー・ハラスメント等の防止及びメンタルヘルスケアのため、心理カウンセラーや人事担当課職員相談員による相談を実施します。	人事課 企業総務課 消防総務課 教育政策課
働きやすい職場環境のための就労支援	雇用形態にかかわらず、社員の職務や能力等を反映した賃金制度や処遇体系を構築することが重要であるため、関係機関と連携し、企業に取り組みを働きかけます。 労働相談事業を実施し、いじめやパワー・ハラスメントなど就労する上での悩みを聞くとともに、働きやすい職場環境の実現に向けて、関係機関と連携し、啓発を図ります。	産業政策課
就労支援の充実	障害のある人が、職業を通じて地域で自立した生活が送れるよう、職場定着支援や生活支援等も含めた雇用対策の充実を図ります。	障害者支援課

(15) 拉致問題

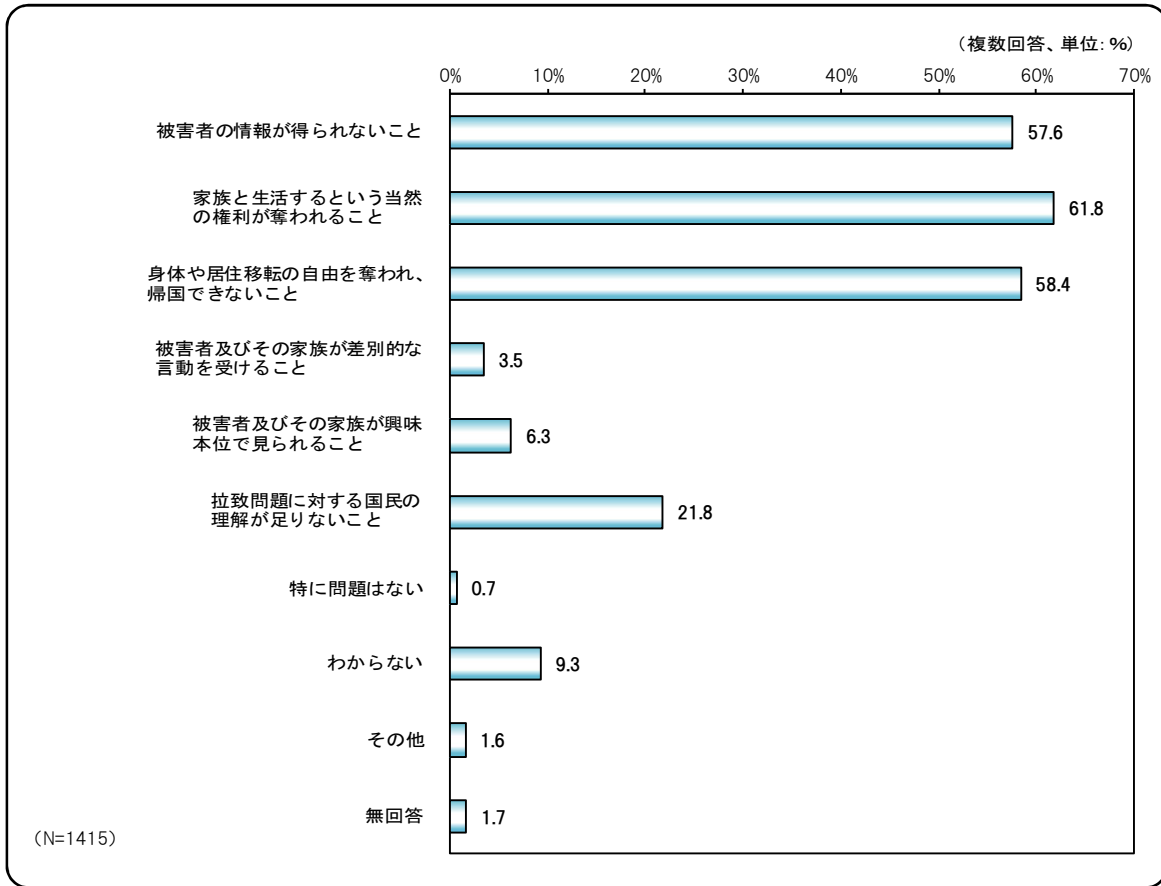
<現状と課題>

北朝鮮当局による日本人の拉致問題は、基本的人権に関わる重大な問題であり、2006年（平成18年）に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

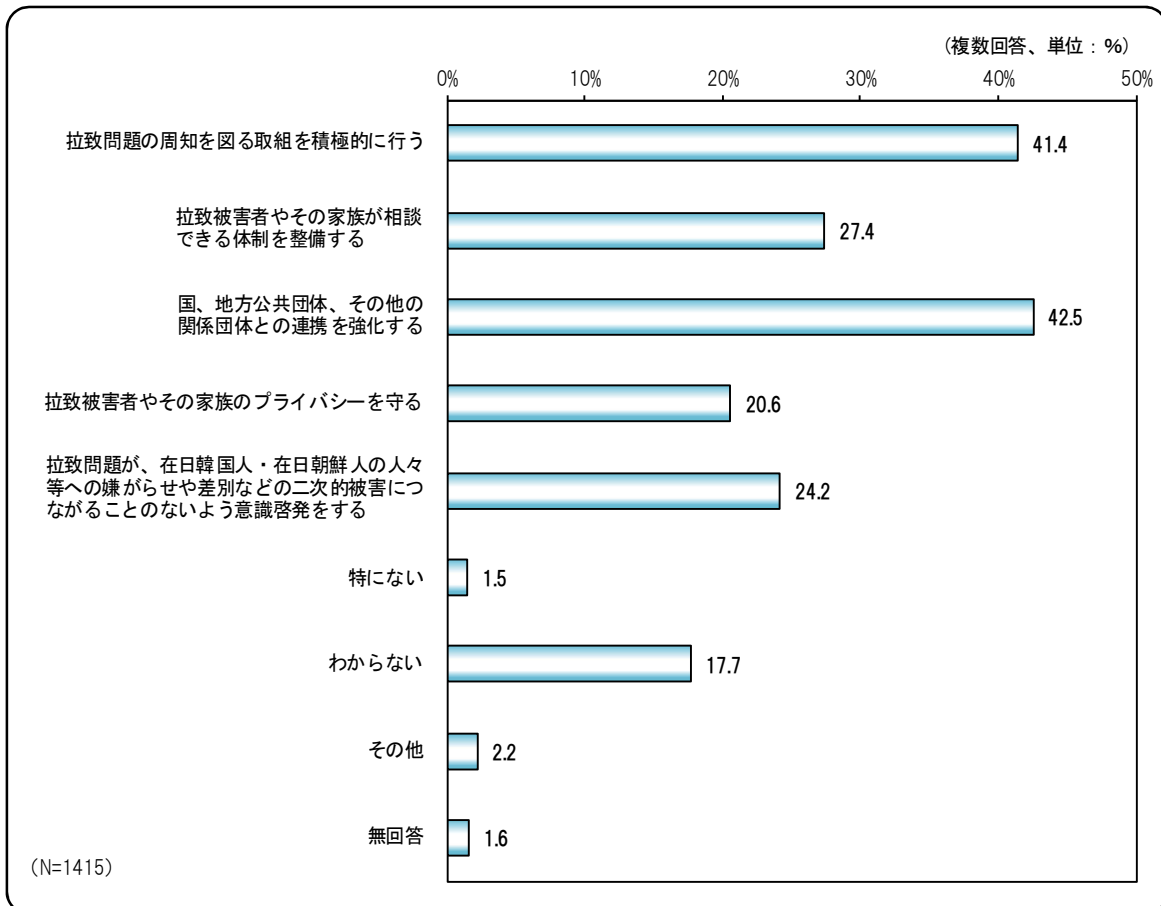
本市の意識調査では、「北朝鮮当局による日本人拉致問題について、特にどのようなことが問題だと思いますか。」という問いに対して、「家族と生活するという当然の権利が奪われること」が61.8%、「身体や居住移転の自由を奪われ、帰国できないこと」が58.4%、「被害者の情報が得られないこと」が57.6%となっています。さらに「拉致問題について、人権上特にどのようなことが必要だと思いますか。」という問いに対して、「国、地方公共団体、その他の関係団体との連携を強化する」が42.5%、「拉致問題の周知を図る取組を積極的に行う」が41.4%という結果になっています。

拉致問題の早期解決のためには、幅広い国民の理解と支援が不可欠であり、国民的課題として国と地方公共団体が足並みを揃え、一体となって世論の啓発等に取り組んでいく必要があります。

【拉致問題に関する人権上の問題点】



【拉致問題について人権を守るために必要なこと】



資料：2019年(令和元年)度人権問題に関する意識調査

【具体的な取組】

① 啓発活動の推進

事業名	事業内容	担当課
拉致問題に関する啓発活動の推進	拉致問題に対する正しい理解と認識を深めるため、啓発ビデオ等の貸し出しやポスター等の掲示によって啓発を推進します。また、幅広い市民各層および国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めるための啓発を推進します。	人権同和施策課
	人権教育等の授業で、北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品等を活用することで、北朝鮮当局による拉致問題について深く認識し、拉致問題を人権問題として考える契機とします。	学校支援課

② 拉致問題による二次的被害の防止

事業名	事業内容	担当課
拉致問題による二次的被害の防止	北朝鮮当局による拉致問題が、在日韓国人・在日朝鮮人の人々等への嫌がらせや差別などの二次的被害につながるような意識啓発を推進します。	人権同和施策課

(16)さまざまな人権問題

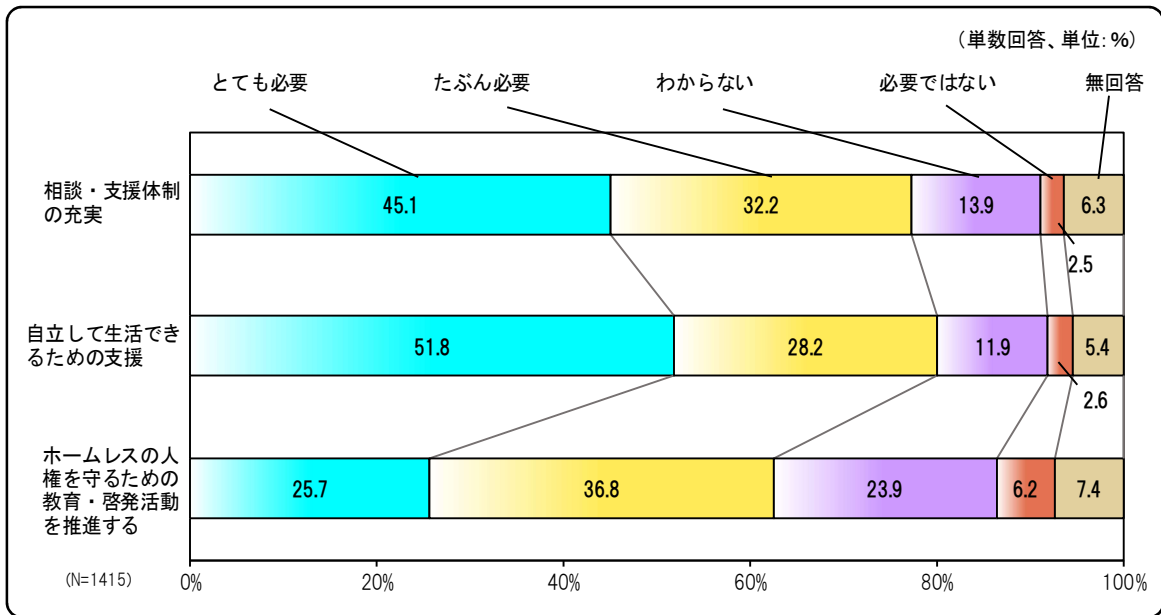
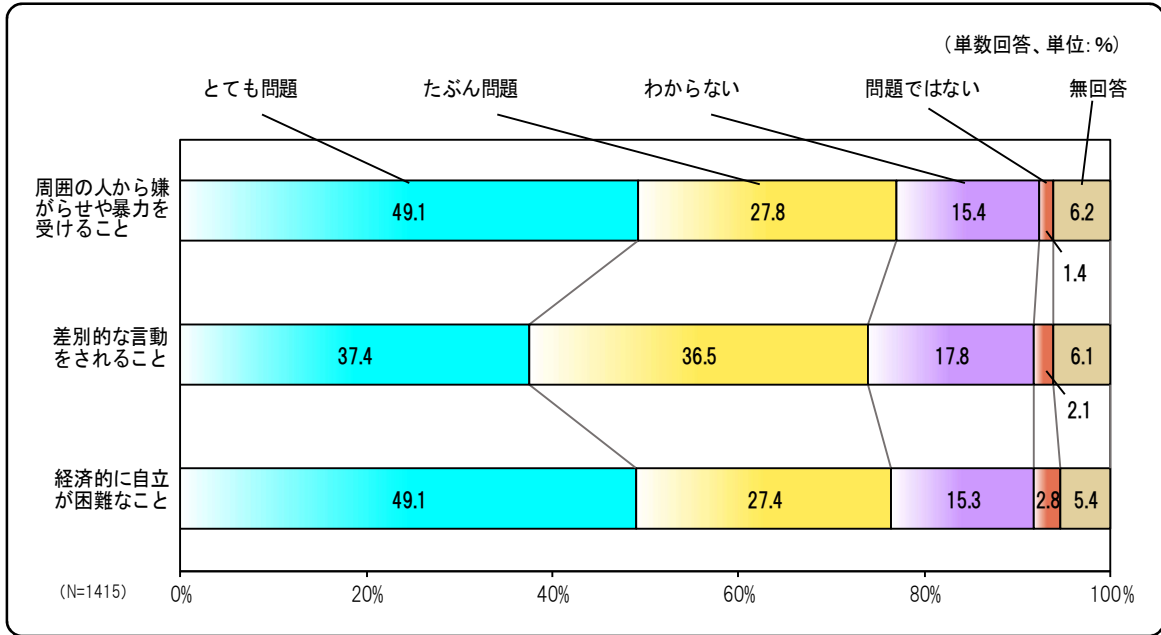
① ホームレスの人権

近年、ホームレスをとりまく状況については、自立の意思がありながらも、やむを得ない事情により路上生活を余儀なくされ、憲法で保障された健康で文化的な生活を送ることができず、また、嫌がらせや暴行を受けるなどの人権問題が起こっています。昨今でも、ホームレスの男性が集団暴行を受け殺害されるという痛ましい事件が起きるなど、ホームレスに対する社会での人権意識の向上が強く求められています。

本市の意識調査では、「ホームレスの人権に関することからについて、特にどのようなことが問題で、今後どのようなことが必要だと思いますか。」という問いに対して、「とても問題」と「たぶん問題」と合わせた割合は、「周囲の人から嫌がらせや暴力を受けること」が76.9%と最も高く、「とても必要」と「たぶん必要」と合わせた割合は、「自立して生活できるための支援」が80.0%と最も高い結果となっています。

ホームレスの人が自らの意思で安定した生活を送ることができるように、雇用の確保や住居、健康管理等の自立支援に取り組むとともに、ホームレスに対する差別や偏見をなくすために、民間関係団体と連携して市民への教育・啓発を行う必要があります。

【ホームレスに関する人権上の問題点と今後必要なこと】



資料:2019年(令和元年)度人権問題に関する意識調査

【具体的な取組】

① ホームレスの人権

事業名	事業内容	担当課
ホームレス対策事業	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の規定に基づく生活困窮者自立支援法の一時生活支援事業やホームレスの実態調査、本市の実情に即したホームレスの施策を実施します。また、業務委託先と連携し、委託先への聞き取り及び現場への実地調査を行っています。	生活支援第2課

② 自死（自殺）に関わる人権

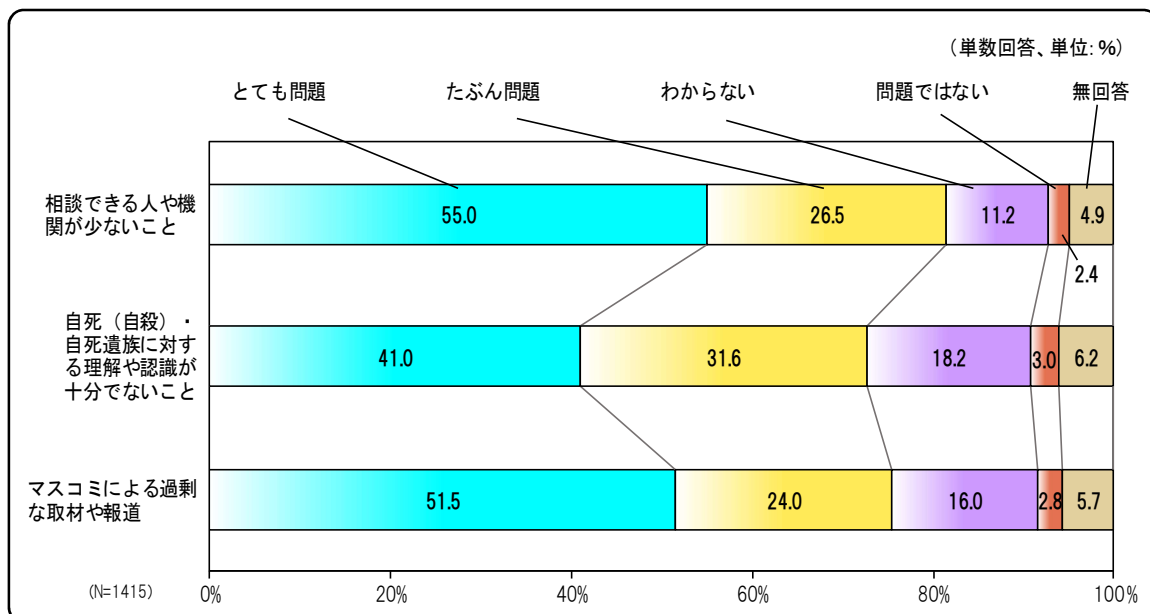
自死（自殺）は、その多くが追い込まれた末の死です。自死（自殺）の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等様々な社会的要因があることが知られています。

自殺統計（警察庁）において、全国の自殺者数は、平成15年の3万4,427人で統計開始以来最多となっています。その後3万人台で推移した後、平成22年に減少に転じ、令和元年は最小の2万169人となっています。令和2年は11年ぶりに総数が増加に転じ、令和4年では2万1,881人となっています。自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）は、本市においては、全国より高く推移している現状です。

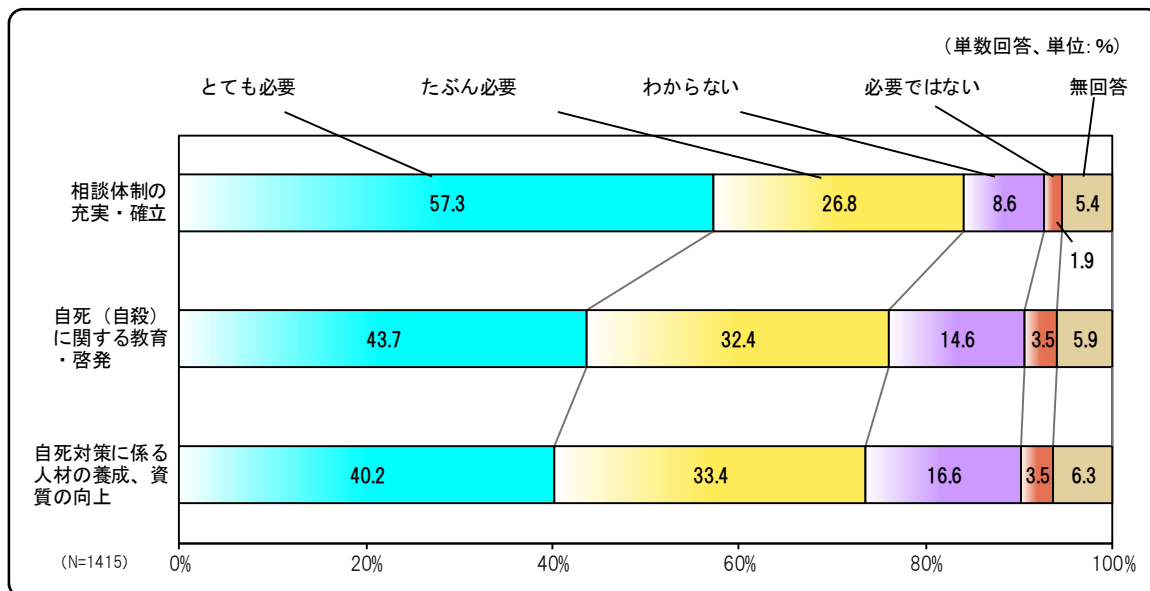
本市の意識調査では、「自死（自殺）に関わる人権に関することがらについて、特にどのようなことが問題だと思いますか。」という問いに対し、「相談できる人や機関が少ないこと」が「とても問題」と「たぶん問題」を合わせた割合が、81.5%と最も高く、また「今後どのようなことが必要だと思いますか。」という問いに対しては、「相談体制の充実・確立」が「とても必要」と「たぶん必要」を合わせた割合が84.1%で最も高いものでした。このことから市民の自殺対策に対する意識の高さを伺うことができます。

本市では、「誰も自殺に追い込まれることのない、いのち支える和歌山市の実現」を目指し、和歌山市いのち支える自殺対策計画に基づき、「生きるための包括的な支援」の展開を全庁的に継続して取り組みます。また、ゲートキーパーなど自殺対策を支える人材の育成や、住民への啓発を推進するとともに、関係機関・関係団体との連携・協力体制を強化し、対策の充実を図ります。

【自死（自殺）に関する人権上の問題点と今後必要なこと】



資料:2019年(令和元年)度人権問題に関する意識調査



資料：2019年（令和元年）度人権問題に関する意識調査

【具体的な取組】

② 自死（自殺）に関わる人権

事業名	事業内容	担当課
地域自殺対策強化事業	自殺対策を「生きるための包括的な支援」として総合的に推進し、自殺対策に関する普及啓発活動や、ゲートキーパーの養成、自殺未遂者支援等を実施し、誰も自殺に追い込まれることのない、いのち支える和歌山市の実現を目指します。	保健対策課

③ プライバシーの保護

近年、高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報の流出や無断使用等、プライバシーの保護に関わる問題が身近なところで発生しています。

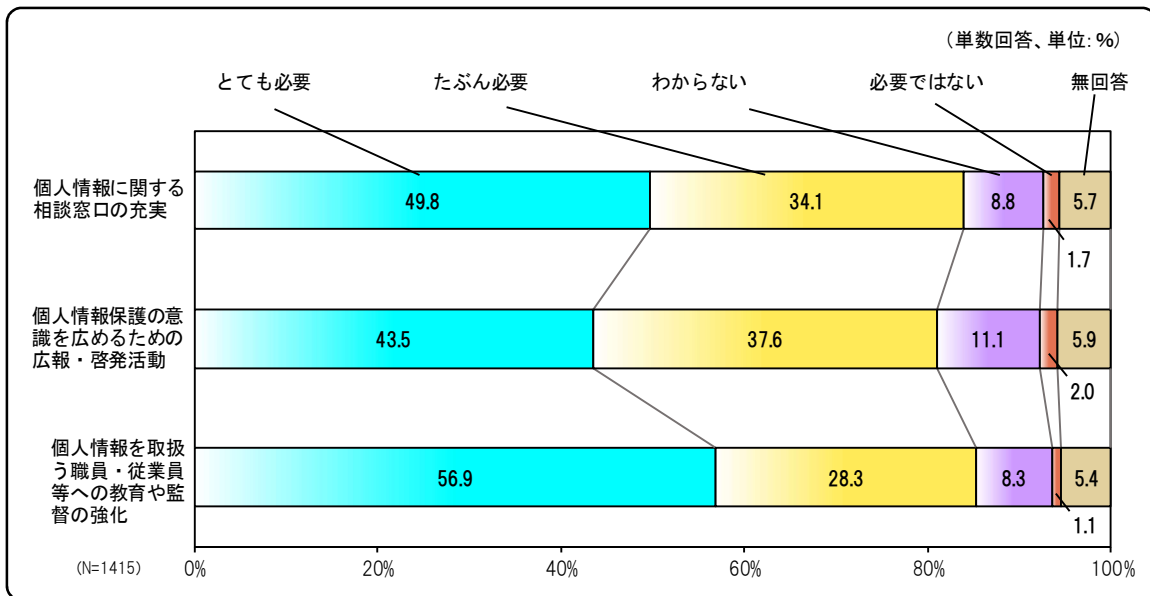
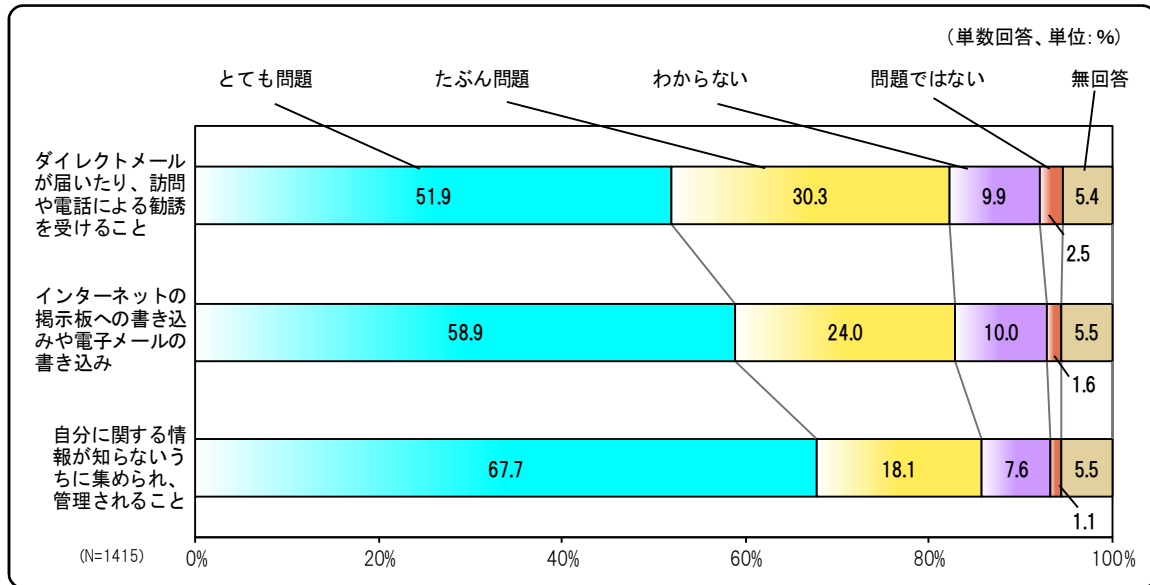
本市の意識調査では、「プライバシーの保護に関することがらについて、特にどのようなことが問題で、今後どのようなことが必要だと思いますか。」という問いに対して、「とても問題」と「たぶん問題」と合わせた割合は、「自分に関する情報が知らないうちに集められ、管理されること」が85.8%と最も高く、また、「とても必要」と「たぶん必要」と合わせた割合は、「個人情報を取扱う職員・従業員等への教育や監督の強化」が85.2%と最も高い結果となっています。

プライバシーの保護は、全ての人にとって、個人の私的な生活を他人の干渉から守り、日常生活を平穏に過ごすために必要不可欠です。したがって、プライバシーをめぐる問題は、基本的人権に関わる重要な問題であり、個人に関する情報は最大限に保護されることが必要です。

本市においても、2001年（平成13年）に「和歌山市個人情報保護条例」を施行し、また2023年度（令和5年度）からは「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報の保護に取り組んでいます。

また、住民票の写し等が不正な手段によって取得されるといった事態を防ぐため、「登録型本人通知制度」の周知を図るなど、個人情報の不正取得の防止に関する取組を進めてまいります。

【プライバシーの保護に関する人権上の問題点と今後必要なこと】



資料：2019年(令和元年)度人権問題に関する意識調査

【具体的な取組】

③ プライバシーの保護

事業名	事業内容	担当課
個人情報に関する職員に対する啓発活動の推進	マイナンバーを始めとする個人情報の取扱いに関し、職員に向けた研修、通知等を行うことにより、個人情報保護の重要性を認識させるとともに、その取扱いを慎重に行うよう、職員の意識の高揚を図ります。	総務課 デジタル推進課

④ アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、北海道を中心として先住していた人々であり、固有の言語や生活習慣など独自の文化を創造し暮らしてきました。近世において、アイヌの人々は、国による侵略、抑圧の歴史過程において実施された同化政策により、民族独自の文化や生活習慣を禁止されるなど差別や偏見を長期に渡り受けてきました。

近年においても、結婚や就職等において差別や偏見があることや、経済的に恵まれない状況にある人もいるなど、アイヌの人々を取り巻く社会課題は解消されていません。

このような中で、2019年（令和元年）には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、アイヌの人々を「先住民族」として初めて明記し、差別の禁止が定められるなど、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現に向けた取組が進められています。

本市においては、アイヌの人々の歴史や文化が尊重され、差別や偏見のない社会の実現に向けた取組として、相談窓口等の広報啓発活動を図っています。

【具体的な取組】

④ アイヌの人々の人権

事業名	事業内容	担当課
アイヌの人々の人権に関する啓発活動の推進	アイヌの人々の人権に関して、関係機関・関係部署と連携を行うとともに、啓発活動を推進します。	人権同和施策課

⑤ ひきこもりの状態にある人

ひきこもりの状態にある人やその家族は、それぞれ異なる経緯や事情を抱えており、生きづらさと孤立の中で日々葛藤しています。そのため本人、家族の複雑な状況や心情に時間をかけて丁寧に寄り添う支援が必要です。

内閣府の2022（令和4）年「子ども・若者の意識と生活に関する調査報告書」によると、15歳から64歳までの広義のひきこもりにある状態の人は、全国で146万人と推計されており、2016（平成28）年、2018（平成30）年の調査による推計値より増加しています。

誰にとっても、安心して過ごせる場所や、自らの役割を感じられる機会があることが、生きていくための基盤となると考えられています。ひきこもりの状況をできるだけ早期に把握し、相談支援につなぎ、併せて、訪問支援や居場所づくり、地域の様々な社会資源を活用して包括的な支援に取り組みます。また、ひきこもりに関する正しい知識を深め、地域での見守りや多職種のネットワークを関係機関と連携し、支援の充実を図ります。

【具体的な取組】

⑤ ひきこもりの状態にある人

事業名	事業内容	担当課
相談支援の充実	和歌山県精神保健福祉センターが設置している和歌山県ひきこもり地域支援センターと連携しながら、本人や家族への相談支援を充実させ、相談者に必要に応じて適切な専門機関等を紹介します。	保健対策課
※アウトリーチによる相談支援	ひきこもりの状態にある人について、必要に応じて家庭への訪問支援を適切に行えるよう、その方法や体制の整備を図ります。	

これまでに述べた人権問題の他にも、「日本に帰国した中国残留邦人とその家族」、「色覚特性を持つ人」、「婚外子」、「戸籍に記載がない人」、「貧困・生活困窮者」等の人権問題が存在しています。

このような人権問題に対しても、あらゆる機会を捉えて人権意識の高揚を図り、差別や偏見をなくしていくための施策を推進していくことが必要です。

また、国際化や高度情報化、少子高齢化等の社会の急激な変化に伴い、今後新たに生じるであろう人権問題についても、それぞれの状況に応じて取り組んでいくことが必要です。

第4章 計画の推進

1. 計画の位置づけ

この計画は、2018年（平成30年）に改定した「和歌山市人権施策推進指針」を道標にして、これまで取り組んできた人権施策等の成果と課題を踏まえ、部落差別をはじめとするさまざまな人権問題に対する差別や人権侵害をなくし、人権が尊重されるまちづくりの実現を目指して、2021年（令和3年）3月に策定した「和歌山市人権施策推進行動計画〔2021年（令和3年）度～2023年（令和5年）度〕」を改定し、本市が今後進めていくさまざまな人権施策を定めたものです。

この計画は、新しい法律の施行等で人権をとりまく社会情勢の変化などによって、事業内容を変更する必要がある場合には、その見直しを行います。

2. 計画の期間

和歌山市人権施策推進行動計画〔2024年（令和6年）度～2026年（令和8年）度〕として改定しました。

☆計画期間

2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
第5次和歌山市長期総合計画					
和歌山市人権施策推進指針					
和歌山市人権施策推進行動計画			和歌山市人権施策推進行動計画		

3. 推進体制

1 庁内の推進体制

部落差別をはじめとするあらゆる分野の人権施策を総合的に推進するため、全庁的な組織である「*和歌山市人権・同和対策協議会」の効果的な運営を行います。また、各分野における施策の推進にあたっては、各課に「*和歌山市人権同和施策推進員」を配置し、常に人権尊重の視点で施策の点検や評価を行い、見直しや改善を図っていきます。

諮問機関である「*和歌山市部落差別をはじめあらゆる差別をなくする審議会」に意見を聴きながら、より実効性のある施策を推進します。

2 国・県との連携

さまざまな人権課題に幅広く対応していくとともに、効果的な施策展開を推進するため、国や県との適切な役割分担のもと、情報共有や連携強化を図ります。

また、効果的な施策の展開を図るため、国・県をはじめ「*和歌山県人権啓発活動ネットワーク協議会」等の関係機関との連携・協力体制をより一層強化します。

3 民間団体等との連携

市民参加による人権啓発の推進を図り、人権が尊重される社会の実現を目指すことを目的として組織された「和歌山市人権委員会」との連携を密にして、より効果的な人権啓発を推進します。

また、人権侵害の早期発見や救済、効果的な人権教育・啓発の推進を図るため、市民の協力や人権擁護委員、保護司、民生委員・児童委員をはじめ社会的に重要な役割を担っている人たち、人権問題に取り組む各種の民間団体・*NPO等との連携・協働を図ることによって、人権教育・啓発や相談・支援等の取組を推進します。

4. 進行管理

本計画の進行管理については、毎年、各課からの施策の実施状況の報告を受け、人権同和施策課が施策の進捗状況とその効果を検討するとともに、全庁的組織である「和歌山市人権・同和対策協議会」や「和歌山市部落差別をはじめあらゆる差別をなくする審議会」と協議し、その意見を計画の推進に反映します。

資料編

用語の解説 [五十音順]

[ア行]

アウトリーチ

生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭や学校等への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取組のことです。

インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等の強化、障害のある者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶことです。

インフォームドコンセント

患者・家族が病状や治療について十分に理解し、また、医療職も患者・家族の意向や様々な状況や説明内容をどのように受け止めたか、どのような医療を選択するか、患者・家族、医療職、ソーシャルワーカーやケアマネジャー等関係者と互いに情報共有し、皆で合意するプロセスのこととされています。

えせ同和行為

「同和問題（部落差別）はこわい問題である」という人々の誤った意識に乗じ、例えば、同和問題（部落差別）に対する理解が足りないなどという理由で難癖を付けて高額の書籍を売りつけるなど、同和問題（部落差別）を口実にして、会社・個人や官公署等に不当な利益や義務のないことを求める行為のことです。えせ同和行為は、国民に同和問題（部落差別）に関する誤った意識を植えつける大きな原因となっています。また、えせ同和行為の横行は、適正な行政推進の障害となっています。

LGBT

セクシャルマイノリティを指し、以下の言葉の頭文字をとったものです。

Lesbian（レズビアン）：女性同性愛者

Gay（ゲイ）：男性同性愛者

Bisexual（バイセクシュアル）：両性愛者

Transgender（トランスジェンダー）：からだの性とところの性が一致しない人

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

人と人との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービスのことで、友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といった共通点や繋がりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供するサービスで、Web サイトや専門のスマートフォンアプリなどで閲覧・利用することが可能です。

NPO

「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称とされています。

H I V感染症

H I V (Human Immunodeficiency Virus: ヒト免疫不全ウイルス)は、免疫のしくみの中心であるヘルパーT リンパ球 (CD4 細胞) という白血球などに感染します。そして、からだを病気から守っている免疫力を破壊していきます。このようにして、抵抗力が落ちることで発症する疾患のうち、代表的な23の指標となる疾患が決められており、これらを発症した時点でエイズ発症と診断されています。

[力行]

介護保険制度

介護が必要になった高齢者やその家族を社会全体で支えていく仕組みのことです。「介護が必要になる」のは限られた人だけでなく、誰にでもその可能性 (これをリスクといいます) があります。このようなリスクを多くの人で負担しあい、万が一介護が必要になったときに、サービスを利用できるようにする制度とされています。

感染症

感染症とは、病原体 (=病気を起こす小さな生物)が体に侵入して、症状が出る病気のこととされています。病原体は大きさや構造によって細菌、ウイルス、真菌、寄生虫等に分類されます。病原体が体に侵入しても、症状が現れる場合と現れない場合とがあります。感染症となるかどうかは、病原体の感染力と体の抵抗力とのバランスで決まります。

グループホーム (共同生活援助)

障害のある人に対して、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介助その他の必要な日常生活上の援助を行う施設。

合理的配慮

社会の中にあるバリア (障壁) を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することとされています。

[サ行]

人権擁護推進員

介護施設等における、人権擁護に関する責任者のことです。

ストーカー行為

同一の者に対し、恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、恋愛感情等の対象者又はその配偶者等に対し、「つきまとい等」の行為を反復して行うこととされています。

性的マイノリティ (セクシュアル・マイノリティ、性的少数者)

何らかの意味で「性」のあり方が非典型的な人のこと。LGBT (レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー)や自分を男女どちらとも思わないXジェンダー、誰にも性的感情が向かないアセクシュアルなどを含むとされています。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金等の財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度のことです。

セクシュアル・ハラスメント

職場または教育現場において、相手の望まない性的な言動または性差別的な意識に基づく行動によって、相手方に不利益を与えたり、不快感を与えて、就学就労や教育環境を悪化させることです。

[タ行]

トリプル P (親向けの前向き子育て支援プログラム)

『Triple P：前向き子育てプログラム』はオーストラリアで開発され、世界25カ国以上で実施されている親向けの子育て支援プログラムです。子どもの発達を促しつつ、親子のコミュニケーション、子どもの問題行動への対処法等、それぞれの親子に合わせた方法に変えていくための考え方や具体的な子育て技術を学ぶこととされています。

ドメスティック・バイオレンス (DV)

配偶者(事実婚、別居を含む)やパートナー間での暴力のこととされています。暴力には殴るけるなどの「身体的暴力」のみならず、威嚇する、ののしる、馬鹿にするなどの「精神的暴力」、生活費を渡さないなどの「経済的暴力」、性行為を強要するなどの「性的暴力」も含まれます。暴力は相手の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、犯罪となりうる行為です。

[ナ行]

難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものとされています。

NET 119番

音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障害のある人が円滑に消防への通報を行えるようにするシステムです。スマートフォンなどから通報用Webサイトにアクセスして、消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるべきかを判断するために必要な「救急」「火事」の別と、通報者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報が繋がり、その後テキストチャットで詳細を確認する仕組みとなっています。

ノーマライゼーション

一般に、障害のあるなしにかかわらず、地域において、ごく普通の生活をしていけるような社会をつくっていくこととされています。これは、障害のある人の存在を特別のものと考えて社会的に隔離するのではなく、障害のある人もない人も地域でともに生活している状態こそが自然であるという前提のもとに、障害のある人もまた、家庭や地域において普通の生活を送ることを可能としていくための方策を講じていくことの重要性を訴えています。

[ハ行]

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いですが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられています。

パワー・ハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係等の職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為とされています。

ハンセン病

1873年にノルウェーのアルマウエル・ハンセン医師により発見された「らい菌」による細菌性感染症のことです。らい菌の感染によって発病することはまれで、現代では外来治療において確実に治癒する病気となっています。

ピアカウンセリング

同じところの病を体験した仲間が、同じ体験をしている仲間の相談にのったり、生活を助けたりすることで困難を乗り越えることとされています。このような役割をピアサポート（ピアグループ、ピアカウンセリング）といい、仲間同士であるからこそできる尊い支援となっています。

ヘイトスピーチ

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動とされています。

[マ行]

メディア・リテラシー

メディアの内容を主体的に読み解き・活用し、メディアを使って表現する能力のこととされています。

[ヤ行]

ユニバーサルデザイン

「バリアフリー」が障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方とされています。

[ラ行]

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念です。中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと等が含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

[ワ行]

和歌山県人権啓発活動ネットワーク協議会

和歌山県民の人権意識を高めていくため、和歌山地方法務局・和歌山県人権擁護委員連合会・和歌山県の3機関が連携・協力し、和歌山県内における各種人権啓発活動を総合的かつ効果的に推進することを目的として設立された組織です。

和歌山市部落差別をはじめあらゆる差別をなくする審議会

部落差別をはじめあらゆる差別をなくすために必要な施策の策定及び推進に関する重要事項を調査審議し、市長に意見を述べることを目的として設立された組織です。

ワーキンググループ

作業部会のこと、特定の任務や作業のために設けられる集団のこととされています。

ワーク・ライフ・バランス

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活のこととされています。

和歌山市人権・同和対策協議会

同和問題（部落差別）をはじめとするあらゆる人権施策に関する市行政の総合的かつ効果的な運営を図ることを目的として設立された全庁的な組織です。

和歌山市人権同和施策推進員

各所属長を推進員とし、職員一人ひとりの人権意識を高めるとともに、人権施策の推進を図り、職場内を始め、社会におけるあらゆる人権問題の解決を目指すことを目的に設置しています。

※ 用語の解説は、法務省、文部科学省、厚生労働省のホームページ及び和歌山県人権施策基本方針等を出典元として一部引用しています。

和歌山市人権施策推進行動計画

[2024年(令和6年)度～2026年(令和8年)度]

発行日 2024年(令和6年)3月

発行 和歌山市

編集 和歌山市 市民環境局
市民部 人権同和施策課

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

TEL 073-435-1058